

る。もつとも同計帳を天平十二年とする根拠は明かでない、大日本古文書も宮内省本の題書によつて姑く同年のものとするに過ぎないが、十七歳の男を中男とし、二十一歳の女を正女とし、六十歳を老丁としてゐるから、その天平寶字元年以前、言換へれば養老令施行以前のものであることは疑ない。即ち養老令の實施に先だち、大寶養老の戸籍の少丁の稱に換へて中男の稱が行はれてゐたのである。然るに常陸以下の戸籍には中男に對する中女の稱が行はれ、讃岐の戸籍には三歳の女を黄女とし、令制の中小黄の別は奈良時代後期養老令の實施と共に始めて行はるゝやうになつた。しかし、因幡の戸籍は二十一歳の男を中男とするに拘らず、十九歳の女を少女、三歳の男を縁子と稱し、なほ完全に令制が行はれてゐたわけではない。要するに、戸籍は政府が官吏をして造らしめ、諸般の行政の基礎を成す重要な國家の記録であるが、終に大寶令養老令いづれを以てしても完全に統一することはできなかつた觀があるのである。

故澤田吾一氏は大寶以後奈良時代の戸籍計帳によつて諸種の統計を作成し、當時の人口を推算したが、その結果、何れの時代でも年少者が最も多數で、年齢の進むに従ひ、その數の減すべきであるに拘らず、養老五年の下總國の戸籍では十歳以下が一〇八、十一歳以上二十歳以下が一〇七、二十一歳以上三十歳以下が一二四となり、その原則に逆行の状況を呈するが、これ或は統計資料の乏しく且つ不完全なるためでもあらうが、戸籍の調査に何等かの缺陷があつたでなからうかといつて

る。奈良朝時代民政經濟の
數的研究五八頁參照。また澤田氏の統計によれば、男一〇〇に對する女の指數は、御野の戸籍では一〇九・〇、豊筑の戸籍では一一二・三、下總大嶋郷の戸籍では一三二・二となり、女は常に男よりも多いのである。同上六一頁
以下參照。奈良時代後期の戸籍においてその傾向は一層著しく、常陸の戸籍では女は男よりも非常に多く、一戸は男五、女一六人、一戸は男五、女二九人、末尾の缺けてゐる一戸は男二、女一八人であり、その他男一、女一〇人である。讃岐の戸籍では男三、女六人、國郡未詳の戸籍では男七、女一八人となつてゐる。これ等の戸籍はいづれも斷簡で、統計資料としては甚だ不完全であり、且つその口數も至つて少いのであるが、とにかく、かくの如き數字になつてゐる。たゞ因幡の戸籍だけは男三〇、女二五人で男が女よりも多く、戸口の全數の明かな三戸の内、一戸は男八、女一〇人、一戸は男一〇、女六人となつてゐる。戸籍の上に幼少年者の少いのと、女の男よりも多いこととは、平安時代になつて益々甚だしくなつてゐる。

五 平安時代の戸籍

律令の制度は班田收授法によつて人民の生活の安定を圖ると共に、その體力に應じて國家の課役に服せしめんとしたのであるが、班田の收授も、調庸の賦課も、戸口の狀態を詳かにしなければ規定の如く行ふことはできないのである。然るに奈良時代から平安時代となり、地方行政の紊亂する

に従つて、口分田の收授が行はれず、班田法によつて確保せらるべき人民の生活の安定が得られな
いやうになつたが、こゝにおいて人頭税たる調庸の缺陷は暴露して負擔の公正を失し、國司の苛斂
誅求は更にその弊害を大ならしめたから、窮民はその苦難に堪へず在籍の地を離れて他國に流浪す
るもの多く、資力あるものはその間に在つて百方手段を盡くし、課役を連れ私欲を逞しうせんとし
た。それ故、この時代の戸籍がたとひ現存するとしても、到底一郷一里の戸口の實態を表はすもの
でないことは想像するに難からぬことである。その混亂の狀を類聚三代格、三代實錄等の書に徴す
るに、奈良時代の末期、寶龜十一年の官符に、伊勢國においては「當土之民、浮宕部内、差科之
日、徭夫數少、仍仰諸郡、精加檢括、或因逃除帳、或詐死奔名」といつてゐるが、平安時代
になつて、天長五年の官符は京都においてすら「或一郷戸頭、十男寄口、尋彼貫屬、所生不明、
或戶主耆耄、群幼新附、以父言子、物情已乖」といひ、貞觀六年主計寮は國司の戸口增益の功を
貪り、「以不課男女編附簿帳、或國一萬餘人、或國五六千人、空有增益之名、曾無一物之貢」と
いひ、同十七年の官符は、畿内諸國は天長五年以降四十六年間班田の行はれざるため、「其間或
舉戶盡死、或半存半亡、而紆濫之輩、不除籍帳、偽進計帳、貪隱戶田、因茲無實之戶空附公
帳、口分之田徒入紆人、絶戶を欺き隱してその口分田を私領するもの、多きは五六百烟、少きも
八九十戸に及ぶといつてゐる。醍醐天皇の延喜時代は村上天皇の天曆時代と共に王朝の盛時といは

れ、その治績は後世の規模とするところであるが、國郡疲弊の情は毫も改善の色なく、延喜二年の
官符は「戸籍所注、大略或戶一男十女、或戶合烟無男、推尋其實、爲貪戶田、妄所注載、是
以一國不課十倍見丁、其分田應輸、終入私門、不爲國用、公損之甚不可勝計」といひ、更
に同十四年の三善清行の意見封事は備中國下道郡邇磨郷について、天平神護年間には千九百餘人の
課丁があつたが、貞觀の初めには僅に七十餘人に減じ、清行が國司となつて備中に行つた時には、
老丁二人、正丁四人、中男三人、合計九人の課丁を算するのみとなり、その後延喜十一年清行が備
中介藤原公利に會したとき、邇磨郷の戸口をたづねたところ、公利の答は一人（課丁のことであら
うが）も無いといふことを載せてゐる。

さてかくの如き延喜時代の戸籍が二通現存してゐるのである。一通は蜂須賀侯爵家所藏の阿波國
板野郡田上郷の延喜二年の戸籍、一通は近江國石山寺所藏の周防國玖珂郡玖珂郷の延喜八年の戸籍
で、共に首尾を缺き、備はらざる點は他の戸籍と同様であるが、記載の戸口の數の多いことは大寶
養老の戸籍にも勝るものがあるであらう。共に大日本史料第一編之三に見えてゐる。阿波の戸籍に
は寛平八年の戸籍と比較するところがあるから、同國では寛平八年に戸籍を造り、六年を経てこの
戸籍を造つたことがわかり、更に六年を経て延喜八年周防の戸籍が造られたのであるから、六年毎
に戸籍を造るといふ令制はこの時代においても行はれてゐたといふことはいへるのである。用紙の

繼目にその國郡郷と造籍の年を裏書することも、大寶養老のそれと同様である。たゞ阿波の戸籍には「阿波國板野郡田上郷延喜二年戸籍」とあるが、周防の戸籍は「周防國玖珂郡玖珂郷延喜八年戸籍公文」とあり、「公文」の二字は他の戸籍に見えない文字である。二通とも一戸毎に初めに前籍年以後の戸口の異同を注し、一字擡頭で戸主を擧げ、次に戸口を一人一行で列記し、終りに戸口の總數を擧げ、これを課不課に分つ。前年の戸籍と比較して戸口の異同を注することは、大寶以來の戸籍の内、和銅元年と推定した戸籍の斷簡にあつただけで、他にはその例の無かつたことである。

阿波の戸籍が戸口異動の項目として擧ぐるものは死と割去、割來であり、周防の戸籍は死を死亡とし、割去を割往とし、更に隱首の一項を加へてゐる。割去、割往は當戸より離籍することであり、割來は反對に、他の戸から當戸へ入籍することである。隱首は考課令に括出、隱首とあるもので、令義解はこれを説いて括出は「籍帳無名、而官司勘出者也」とし、隱首は「無名之民、自來而首也」としてゐる。即ちその名を戸籍に載せてゐないものを官司が検出するのが括出であり、本人が自首して來るのが隱首である。平安時代、政府は浮浪の増加、調庸の逋脱のために課丁の激減に苦しみ、地方官を督厲して戸口の増益を圖つたので、隱首括出は地方行政の重要な問題となつてゐた。阿波の戸籍は前年の戸籍と比較して異動のあつた戸口を擧ぐるに過ぎないが、周防の戸籍は更に死亡と割往とを損とし、割來と隱首とを益口とし、前籍年の口數から損口を控除したるものを以て定

口とした。而して阿波の戸籍は死者は氏名、年齢、死去の年を擧げ、割去割來はその人の年齢、新舊の戸主を示し、割來は新戸主の戸口として入籍せしめてゐる。たとへば、

戸主凡直廣岑戸

割去、物部子益、年四十一 上件一口、同郷戸主物部廣成戸

とあるものは、物部子益が凡直廣岑の籍から出でて物部廣成の籍に入ることを示し、廣成の戸籍では子益は割來となつてゐる。即ち

戸主物部廣成戸

割來、物部子益、年四十一 上件一口、寛平八年籍所貫同郷戸主凡直廣岑戸

かくて子益は廣成の戸口物部廣吉の弟として廣成の戸籍へ入つてゐるのである。然るに周防の戸籍では死亡、割往の記載方式は大略阿波の戸籍と異ならないが、割來と隱首とは益口としてその數を擧ぐるにとゞまり、その氏名すら載せてゐない。たとへば、

戸主秦廣本戸定口伍拾伍

損漆

死亡陸

秦常成年貳拾捌歲

正丁、延喜五年六月八日死

周防高岑年捌拾貳 耆老
 壬生連丸年捌拾貳歳 耆老
 秦人今女年捌拾壹 耆女
 秦人可女年捌拾貳歳 耆女
 秦春男年參拾壹 正丁、延喜六年三月廿八日死
 割往壹

周防久可丸年捌拾漆歳、正丁、付同郷戸主伴閑丸戸

定口肆拾捌

益口參

隱首貳

割來壹

次いで戸主以下戸口を列擧し、終りにこれを總括して「合肆拾捌」とし、これを課不課に分つのであるが、隱首、割來は廣本の戸籍に入れてゐないのである。隱首、割來、共に附籍を拒むべき理由が無いわけであり、殊に隱首については大同元年八月の官符に令條によつてこれを附籍することを聽すべきことを命じてゐる。然るに周防の戸籍でこれを附籍せしめないのは如何なる理由があつた

であらうか。もつとも、これより先き京畿の人民は令制によつて庸役を免ぜられてゐるので、畿外の人民が課役を遁るゝため畿内に移住し、名を隱首括出に藉りて新に口分田の班給に與からんとする弊害があつたので、延暦十九年十一月その移住を禁じ、大同元年八月これを聽し、齊衡二年三月再びこれを禁じ、已むを得ざる事情のあるものには、その氏長者をして實情を調べしめ、署判を加へて所司に届出でしむるやうにした。周防の戸籍が隱首を益口としながらもこれを附籍せしめない理由として、五畿同様の弊害が周防にもあつたのではないかといふことも考へられる。殊に延喜二年三月に、十二年後の延喜十四年を期し、全國一齊に、久しく中絶してゐた班田收授を再興すべき法令の出でゐることも、この場合參考とすべきであらう。周防の戸籍に隱首を附籍せしめない理由はおかくの如く解するとしても、阿波の戸籍に割來を附籍するに拘らず、周防の戸籍が割往を除籍しながら割來を入籍せしめない理由は更に了解に苦しむところである。死亡割往の損口を除籍するばかりで、隱首割來の益口を加算しなければ、一戸の定口は減損に次ぐに減損を以てし、清行の意見封事が遷磨郡について語るやうに、終に一人も有る無しといふことにもなるのは當然である。

阿波の戸籍でも、また周防の戸籍でも、戸口の増益を考ふる場合、出生による増益、即ち生盡を顧みないのは何故であるか、誰でも疑はざるを得ないであらうが、その戸口の性別、年齢を通覽すれば、餘りにも不自然なるに驚かざるを得ないであらう。阿波の戸籍の、戸主未詳の一戸の口數は

二六一口の多きに達するが、内、男は僅に三二口で、女は二二九口であるから、女は男の七倍以上になつてゐるのである。戸口の一部は殘闕になつてゐるが、遺つてゐる一七六口の年齢を見るに、百十一歳と百三歳の夫婦を最高として七十歳以上が全數の三分の一餘を占め、十九歳以下は十歳歳の少女が唯一人ゐるだけである。即ち左表の如くである。

七〇歳以上	六〇歳以上	五〇歳以上	四〇歳以上	三〇歳以上	二〇歳以上	一〇歳以上	合計
六五	三三	三三	二七	一〇	八	一	一七六

他の全口數のわかつてゐる四戸の總計二七二口について見るも、男は三五口、女は二三七口で、女は男の六・七倍に當り、年齢においても十九歳以下は僅に四人で、七十歳以上が七八人である。

周防の戸籍における男女口數の差は阿波の戸籍ほど甚だしくはないが、なほ女は男よりも著しく多いので、一三戸三二九口の内、男八六口、女二四三口で、女は男の二・八倍になつてゐる。そして十九歳以下は十五歳を最低として五人なるに拘らず、七十歳以上は七八人である。

かくの如き戸籍によつて表はさるゝ戸口が決して信用すべからざることは論ずるまでもない。婦人、六十五歳以上の老人、十七歳以下の少年に課役負擔の義務の無いことを思へば、その婦人、老人のかくの如く多く、幼年者のかくの如く少いのは何のためであるかはおのづから明かである。そのため課口は著しく減少し、澤田氏の調査によれば、中男正丁の年齢の改定された天平寶字二年以

後奈良時代には男女總口一〇〇に對する課口は二二・二六となつてゐるが、上掲書七、六頁參照、周防の戸籍では總口三二九、課口六六で課口の百分率は二〇・六〇となり、作爲の迹最も著しき阿波の戸籍では、課不課の明瞭なる四戸四三五口の内、課口は三七で、課口の百分率は八・五〇となるのである。戸籍は戸主の上申に基づいて編成せらるゝのであるから、戸籍に見らるゝ不正は戸主の責任に歸すべきであるが、國司郡司にして國家に對する誠意があるならば、これを不問に附することは到底できないことである。随つてかくの如き戸籍の作成は彼等の誠意を疑はざるを得ないのであつて、或は賄賂を貪つて民間の請託を容れ、或は中央政府を欺いて調庸の收入を横領せんとしたのではないかと思はざるを得ないのである。阿波國の、かの戸主未詳の一户の如き、その戸口には六位八位の有位者及び位子（六位七位の嫡子）があり、この地方の豪族と思はるゝだけに國司との情實も潜在したのではないかと疑はれる。その戸口は二百六十一人を算するが、内、女は二百二十九人で男の七倍に當り、男三十二人の内で、十九人が不課となつてをり（年齢の外に位階も不課の條件となつてゐる）、課口は僅に十三人、しかも正丁は十一人である。正に是れ延喜二年三月の官符に「又戸籍所レ注、大略或戸一男十女、或戸合烟無男、推尋其實、爲食戸田、妄所注載、是以一國不課十倍見丁、其分田應輸、終入私門、不爲國用、公損之甚不可勝計」とあるものに符合し、その弊害の更に甚だしき一例である。

奈良時代の戸が事實において家族の複合體であり、郷戸房戸の稱もそのために起るのであるが、阿波周防の戸籍の示すところに従へば、その點は延喜年間においても異ならない。さきに和銅の戸籍について述ぶるとき、戸籍に妻子その他の親族を率ゐて寄口たるものゝ多いのは、本來數家より成立してゐた戸が分散する時に生ずる現象であらうといふことを疑つておいたが、阿波の戸籍によつてその點益、根據づけらるゝやうに思ふ。同戸籍では戸主の相續の行はれた場合、被相續人を散戸主、相續人を新戸主として、戸口の割去割來を明かにしてゐる。從七位下栗直田吉(九十八歳)はその子成宗(五十七歳)に戸主を譲つて、妻と共に成宗の戸口となり、矢田部橋基(五十九歳)はその子秀男(二十歳)に戸主を譲り、妻、母と共に秀男の戸口となつたが、この場合、田吉、橋基は散戸主、成宗、秀男は新戸主であり、相續の開始せらるゝと共に、舊戸主の戸口は割去となり、新戸主の戸口は割來となるので、田吉、橋基もそれ〳〵新戸主の戸口となつて割來と注されてゐる。そして橋基の戸口九十九人はそのまゝ秀男を戸主とする一戸を成したが、田吉の戸口百人の内、成宗の戸口となつたのは九十人で、成宗の兄と思はるゝ栗安宗(五十九歳)は男、孫四人と共に同郷に分家し、栗得吉(五十三歳)は母、妹四人と共に同郷の戸主栗秋助の寄口となつたのである。かの二百六十一人の戸口より成る戸主未詳の一戸の如き、その戸口の氏稱の異なるもの多く、恐らく多數の房戸寄口を包有してゐたのであらうが、殘闕のため戸口の四分の一を缺き、且つ戸主と戸

口との關係を注記するものが少いからこれを明かにするを得ない。しかし、その血縁關係を注記するものを見るに、正六位上忌部眞常は妻及び女三人と共に、家部千成は妻、男女、婦(嫁)、孫等合計十二人と共に、凡直廣本は妻及び女九人と共にその戸口となつてゐる。これ等の人は房戸或は寄口の類であつたのであらう。

隱居は何時頃から始めて行はれたであらうかわからない。故穂積陳重博士が選叙令の官吏の年七十以上致仕の制を隱居と見做す説は首肯するを得ない。奈良時代の戸籍計帳を通覽するに、郷戸房戸を問はず、戸主房戸主の父が戸口となつてゐるのは下總大嶋郷の戸籍に唯一の例があるだけで、しかも戸主は癡疾で課役を免除され、三十三歳ではあるが妻子もない身であるに拘らず、その父は六十歳で妻妾及び男女十人の子と共に戸口となつてゐるので、そこに何等か特別の事情のあつたやうに思はれ、果して父が隱居して戸主權を子に譲つたのかそれも明かでない。これに反して、栗成宗、矢田部秀男の相續は各父から戸主權を相續し、父は子の戸主權に服するやうになつたことが明かであるから、確實に隱居と解することができると思ふ。隱居を許さるゝ年齢も、成宗の場合には父田吉は九十八歳、成宗は五十七歳であるが、秀男の場合には父橋基は五十九歳、秀男は二十歳であり、この二つの例についていへば、子が少くとも二十歳以上になれば父は五十九歳以上何時でも隱居することができるといふことになる。

延喜以後の戸籍は、近年九條公爵家所藏の延喜式の裏文書から國郡未詳長徳四年戸籍、讃岐國大内郡入野郷寛弘元年戸籍、國郡年月共に未詳であるが戸籍記載の様式の上からこの時代のものと思はる、戸籍が発見せられ、寛弘元年戸籍は大日本史料第二編之五に、その他は同第二編之三に載せてある。寛弘元年は長徳四年後六年に當り、令の六年毎に戸籍を造るといふ制度はこの時代においても行はれてゐたわけである。その様式は前代の戸籍とも、また三通の間にもそれと異なるところはあるが、長徳の戸籍には戸主に貳、參、肆、伍等の數字を附し、何のためか順列を示してゐるが、これは他の戸籍に全く見られないことである。また同戸籍は各戸毎に前籍以後の戸口の異動を擧げ、その離除したものは「籍後除」、増益したものは「籍後附」として、各死亡、隱首等その理由を示し、これを加除した數を「今年合定」として載せ、更にこれを課不課に分ち、年月未詳の戸籍は課不課を分けないが、増減の項目をや、委しくし、離除したものは「帳後破除」として、これを死亡、割往、逃口の三項に分ち、増益したものは「遺」として、これを割來、生益、小子、黄男、括出、隱首の六項に分ち、その口數を書入るゝやうになつてゐるが、たゞその方式ができてゐるだけで、一戸として書入れてあるものはない。寛弘元年の戸籍は増損を八項目（長徳四年籍の遺の中の小子を除く）によつて記し、これを加除した結果を「都合」として擧げ、更にこれを四項目に分つやうになつてゐるが、單に書込むべき印があるだけで項目の文字は無く、勿論口數や氏名をも書

込んでゐない。

次に戸籍の内容を爲す戸口について見るに、年月未詳の戸籍は戸口を列記するに戸主に對しては「即」の字を加ふるを例とし、たとへば「戸主持常戸^{○中}即持恆年伍拾伍歳、正丁」としてゐるが、戸主玉作祖永戸においては、「即祖永年玖拾玖歳」と「即豐主年伍拾漆歳」と、「即」によつて他の戸口と分つものが二人あるが、祖永の戸主たることは明かだから、豐主は房戸主に當るものであらう。男女口數の差は、寛弘元年の戸籍で戸口の備はる十五戸二八一口の内、男は九六口で、三分の二は女である。これに反して長徳四年の戸籍は僅に六八口を傳へるに過ぎないが、全部男ばかりである。且つその男も中男、正丁、老丁の三種に限られてゐるから、もとより課役の義務ある男のみについて造つた戸籍である。大寶以來かくの如き戸籍は未だ曾て無かつた特例である。更に年齢について概観するに、延喜の戸籍に比較すれば七十歳以上の高齢者は著しく減少してゐるが、十九歳以下のものも依然として少い。長徳四年の戸籍は一般の戸籍と性質を異にするから姑く措き、年月未詳の戸籍は六八口の内、五口、寛弘元年の戸籍は三九八口の内、六〇口が十九歳以下になつてゐるから、年齢の上から見ればこの時代の戸籍は延喜時代の戸籍よりも事實に近くなつてゐるわけである。またこの二通の戸籍では「生益」及び「黄」の項目の下にこれを書き入るゝやうになつてゐるが、九歳以下のものは全く見えてゐない。

また年齢の等級の名稱はこの時代には頗る亂雜になり、天平寶字二年の改定によつて六十五歳以上が耆となつたが、耆の稱が用ひられてゐるのは年月未詳の戸籍だけで、長徳寛弘の戸籍では耆を廢して七十歳以上八十七歳に至るもなほ老と稱した。中は天平寶字元年の改定によつて十八歳以上二十一歳の稱となつたが、寛弘の戸籍では十九歳で小となつてゐるものもあれば、四十歳で中となつてゐる例も少くない。中男の年齢の上限が上昇するに従ひ、正丁の年齢の上限も上昇して、寛弘の戸籍では六十歳で或は正丁となり、或は老女となり、六十一歳以上七十四歳で正丁となつてゐる例もあるのである。かくの如き亂雜の状態が如何なる理由によつて生じたのであらうか了解に苦しむところである。

天智天皇九年に庚午年籍ができてから長徳寛弘年間に至るまで三百三十餘年間、以上述ぶる如く斷續的に戸籍が遺つてゐるのであるから、その間六年毎に戸籍を造るといふ令の制度が行はれてゐたといはれようが、その内容からいへば奈良時代の戸籍にも既に疑ふべき點があり、平安時代の戸籍に至つては全く信用するに足らず、到底施政の參考に資することも許されない性質のものである。而かもその制度を形式的に維持するところに平安時代の政治の面目があるわけである。

（昭和十八年七月上田貞次郎博士記念論文集第四卷「人口及東亞經濟の研究」所載）

五 王朝時代の浪人に就いて

一 浪人の意義

奈良平安時代に於て籍貫の地を離れて他國に流浪するものを浮浪と稱し、政府は成るべくこれを抑止する方針を採り、浮浪の多少を以て地方官の成績を評價する一の標準とした。浮浪人は略して浪人といひ、籍貫の地に土着する人民、即ち土人と併せ稱して土浪といひ、また逃亡人と併せ稱して浮逃ともいつた。浮浪も逃亡もその籍貫の地を離るゝ點に於ては同一であるが、浮浪は調庸等の納税の義務を果せるものであり、逃亡はこれを果さざるものである。戶令集解絶貫の條に古記の説として「或云、往來他國、不_レ弃己國、課役全出、謂之浮浪、不_レ輸課役、居住他國、不_レ領本屬、謂之逃亡」といひ、兩者の別を明かにし、捕亡律は兩者に對する刑の適用を異にし、「非亡而浮浪他所者十日笞十、罪止杖一百、闕賦役者依亡法」と規定してゐる。故に律令の規定の上では兩者の區別劃然として疑なしとするも、事實の上に於ては、共に籍貫の地以外の他國に流

浪するものであり、且つ一度浮浪となつて他國に往來するもの忽ち調庸等の納付を怠るやうになるのは、最も普通の事態と考へらるゝから、浮浪もやがて逃亡となるものと思はれ、奈良時代の官符等にも、律令の規定における兩者の區別を無視して混同し、課役を忌避して他國に逃亡するもの、即ち律令の規定の逃亡を浮浪と稱することがあつた。例へば、續日本紀の靈龜元年五月の條には「勅諸國朝集使曰、天下百姓多背本貫、流宕他郷、規避課役、其浮浪逗留經三月以上者、即土斷輸調庸、隨當國法」といつてゐる。延暦四年十二月九日の官符には「右大臣宣、奉勅、承前之例、太宰所管國百姓、浮浪管內國、不輸調庸、唯徵他界浪人課役、由是日向國百姓規避課役、逃入大隅薩摩國、本郷爲墟、遂闕公政、然則逃亡固是奸詐、應徵課役者、府宜承知、管內之國百姓浮宕、精加監察、令輸調庸」といひ、逃亡はもとより、浮浪からも、課役調庸を徵せんとすることが見え、これによつて當時法令の上で浮浪と稱したもので、必ずしも調庸課役を納めてをたつたものでないことが證せられる。それで本論に於ても、律令の浮浪と逃亡の別に拘らず、他郷に流浪して調庸課役を納めないものをすべて浪人と稱することにした。

二 浪人發生の原因

浮浪逃亡を糾正せんとするには、まづもつて戸口の調査を密かにして精密なる戸籍を作成してお

く必要がある。崇神天皇の御代既に人民を校したといふことが書紀に見えるが、籍帳といふ語は顯宗天皇紀に始めて見られる。その制度の詳かなことは到底知るを得ないが、氏族制度の行はれてをたつた當時には、氏ノ上がその所屬の氏族、部民、賤民を統括してゐたのであるから、浮浪逃亡を糾正し檢察する責任も主として氏ノ上或は氏ノ上に代るべき氏族の有力者に在つたものと考へねばならぬ。雄略天皇の十五年、秦民分散し、臣連等恣にこれを驅使し、秦造に委ねないために、秦造酒甚だこれを憂へ、天皇に申上げたので、詔して秦民を聚めて秦酒公に賜はつたといふ。秦民は朝鮮半島から我國に歸化した漢人で、大陸の技術知識を傳ふるものであるから、臣連はこれを便として使役し、伴造として秦民を統括すべき秦造から奪ひ取つたのであらう。また欽明天皇の三十年、吉備の白猪の屯倉の田部が籍帳から脱して課役を免るゝものが多かつたから、王辰爾の甥膽津といふものを遣はして、その籍帳を検定せしめたといふ。かくの如く、上古に於ても、或は氏族間の勢力の優劣により、或は課役の逋脱を圖らんとするところから、浮浪の徒は諸國に少くはなかつたであらう。

大化の改新の行はるゝに至り、班田收授法の實施、調庸の賦課等のために精確なる戸籍を造ることが必要となり、大化二年正月の詔に、四大綱領の一として戸籍を造ることが擧げられ、凡そ五十戸を里と爲し、里毎に長一人を置き、里内の戸口を按檢し非違を禁察することは里長の掌るところ

となつた。六年を経て白雉三年四月戸籍を造り、家長を以て戸主と爲し、五保の制を布き、五家相保り、一人を長と爲し、相互に檢察せしめた。その結果、浮浪を檢察し、これを防止するに便宜を得たわけであるが、天智天皇の九年所謂庚午年籍ができ、書紀にはこれによつて盜賊と浮浪とを斷むとしてゐる。而して政府は浮浪の徒をその本國に還す方針を採つたが、それ等の浮浪にしてまた舊居住地に還り來るものがあつたから、天武天皇の六年詔して、これ等の人民に對しては籍貫の地と居住地と兩處に於て課役を科することに定められた。次いで持統天皇の三年閏八月諸國司に詔して、同年冬戸籍を造らしめ、これに先だち九月を限り浮浪を檢察し捕提すべきことを命ぜられた。

かくて大寶律令の制定、養老律令の修正となり、律令の制度は詳かになるのであるが、諸國共に浮浪の徒の絶滅することは無く、養老四年三月の官符は「無知百姓、不閑條章、規避徭役、多有逃亡」といつてゐる。そして政府はその本貫の地に還住し、六年以上を経過するものには一年間租税公課を免じ、家業を繼ぐことのできるやうにしたが、それより六年後の神龜三年にできた山城國愛宕郡雲上里、同雲下里の計帳に據れば、或戸は男女良賤四十一人より成り、その中から十一人の逃亡者を出し、或戸は良人三十一人より成り、その中、九人の逃亡者を出してゐる。その地は畿内に屬し、帝京を去ること遠しともいはれざる、これ等の地域にあつてすら、いかに多くの浮浪逃亡を出してをつたかを見ることが出来る。これより後、平安時代に至るまで、律令政治の進展す

るに従ひ、その數は益増加し、政府はそのために豫定の租税収入を擧ぐるを得ざるのみならず、これによつて社會秩序の不安を醸成することにもなるので、或は籍貫の地に還し、或は居住地の地に土着せしめ、或は東北地方に移住することを勸奨し、浪人の生活の安定を圖り、その減少を計つたのであるが、いづれも成功せず、平安時代の遂に匡治することのできない社會的弊費となつた。

そのこゝに至つた原因は當時の社會制度、換言すれば律令制度の缺陷にあるのであつて、これを徹底的に研究せんとすれば多方面に互つて検討を加へねばならないが、その最も一般的な且つ最も關係の深い原因として、班田收授法の次第に行はれなくなつて國民生活安定の基礎を失つたこと、地方行政の紊亂のために租税課役の公平を缺いたことを擧ぐる事が出来るであらう。それで、以下項を分つてこの兩方面について詳述する。

(一) 班田收授法の衰頹

班田收授法は大化二年正月の改新の詔によつて行はるゝことになつたのであるが、その制度が詳細に定まつたのは律令の制定である。すなはち六年毎に戸口を調査して各口に一定の面積の田地を授けて耕作せしめ、その收穫の一部を割いて租税として政府に納めさせ、その人が死亡すればその田を返還せしむる制度であつて、この種の田地を稱して口分田といふ。これによつて人民は一般に

六歳から十一歳までの期間に於て、男は二段、女はその三分の二、即ち一段百二十歩の田地を受くるのである。田租として納むるところは一段について二束二把の稻であるから、男は四束四把、女は二束九把餘となる。もつとも大寶律令の制定後五年にして、慶雲三年九月令の租法を改めて一段に一束五把としたものが、その後永く行はれてをつた。賤民たる家人、奴婢の受くる田地は、男女各良人の三分の一である。けれども賤民の田租は全く免除される。令の規定に於ては、この他に一般に戸として園地を給せられる。すなはち地の多少に随ひ各戸に給せらるゝもので、戸内の口數によつて上中下の三級に分ち、上戸には桑三百根、漆一百根以上、中戸には桑二百根、漆七十根以上、下戸には桑一百根、漆四十根以上を五年間に種を畢らしめる規定である。この園地は口分田と異なり賣買することを聽され、また絶戸とならなければ公に還すこともない、その私有を認められたわけであつた。

令義解に據れば、一段の獲稻は五十束で、一束の稻はこれを舂いて米五升を得といふ。これについて古事類苑^{政治部三十一}に委しい解説があるが、いまその要領をとつていへば、一束の稻は、穀にして一斗、白米にして五升を得ることができる。即ち班田收授法によつて男の受くるところの田二段の獲稻は百束で、米にして五石を得ることができる。その中から令制の一段について二束二把、二段について四束四把の租稻を控除すれば、剩餘は九十五束六把となり、米にして四石七斗八升が實收

である。これを今の量で換算すれば二石七斗九升二合四勺餘となり、年に平年閏年の差があり、月に大小の別があるが、一年を三百六十五日とすれば日食七合六勺餘に當ることになる。女についていへば、班田收授法によつてその受くるところの田は男の二段の三分の二で一段百二十歩であり、その獲稻は六十六束七把弱となるわけである。その中から二束九把餘の租稻を控除して、剩餘六十四束六把餘を米に舂けば三石一斗八升六合六勺餘を得ることができる。これを今の量で計れば一石八斗六升二合二勺餘となり、一年三百六十五日とすれば日食五合一勺餘に當ることになる。即ち令制に據れば、男は日食七合六勺餘、女は日食五合一勺餘を得ることができる計算であるが、慶雲三年の改正によつて租が輕減せられ、令制の一段につき二束二把であつたものが一束五把となつたから、租稻を控除した剩餘が多少増加し、男は九十七束の實收を得、米に舂いて四石八斗五升を得、今の量にして二石八斗三升四合三勺餘を得て日食七合七勺餘となり、女は六十四束六把餘の實收を得、米に舂いて三石二斗三升三合三勺餘を得、今の量にして一石八斗八升九合五勺餘を得て日食五合一勺餘に當る。

右の計算は班田收授法によつて男は二段、女はその三分の二を給せられ、一段の獲稻は五十束なることを根據とするものである。しかし正倉院に傳ふる大寶養老年間の戸籍に依ると、戸籍に載するところの一户の受くべき口分田の面積がその口數に照して令制と一致しない例が少くない。筑前

國島郡川邊里大寶二年戸籍において、令制に依るときは、戸主ト部乃母曾の戸は五歳以下を略し、男六口、女八口で、その口分田は合計二町二段二百四十歩であるべきが戸籍には受田二町二段六十歩とあり、百八十歩足りない。戸主ト部首羊の戸は男二口、女三口で、その受田八段であるべきが戸籍には六段三百歩となつてゐる。然るに戸主ト部志都磨の戸は五歳以下を略し、男七口、女九口で、合計二町六段であるべきが戸籍の受田は三町一段百二十歩で、五段百二十歩の過剰となつてゐる。この場合、略するところの五歳の男二口、女一口の受田を加ふれば令制と一致するが、それは「五年以下不給」といふ令の規定に違反することになる。また郷に寛狭の別があり、田多く人少く、男は二段、女はその三分の二といふ規定の田を給することのできることを寛郷といひ、これに反して田少く人多く、規定の田積を班つを得ないところを狭郷といふ。寛郷といへども規定以上の田を給するを得ないが、狭郷にあつては必ずしもその數に滿つるを要せず、令にこれを郷土の法に従れといふ。その不足の分をば同國內の他の寛郷に於て補ふことは許さるゝが、義解に必ずしもその數に滿つるを要せずといつてゐるのだから、必ずしも寛郷に於てこれを補ふといふわけでもあつない。故に班田收授法によつてすべての男女が規定の口分田を受くるものではなく、規定以上に出づるものは無いけれども、規定に達せざるものゝあることは、令の制定者のもとより認めてゐたことである。但、前記川邊里の戸籍に於て見る如く、事實は必ずしも令制の通りに行はれてゐたわけではない。

以上論述するところは六歳以上の男女箇人を基準としたものであるが、更に戸を基準として、これ等の戸籍に見える事實に検討を加へてみたい。班田收授法に依ると、同口數の戸でも、男の多く女、奴婢の少い戸の受くる口分田の總計は多いけれど、男の少く女、奴婢の多い戸の口分田の總計は少いわけである。現存の大寶二年の受田を記載する戸籍の中で最も多く口分田を受けてゐるものは、川邊里の戸主不明の百二十四口の戸で、その受田の總計は十三町六段百二十歩である。一段の穫稻五十束を基準とすればその穫稻は六千八百十六束七把餘となり、その中から令制によつて租稻二百九十九束九把餘を控除し、その剩餘を米に春けば三百二十五石八斗四升となる。全口百二十四人の中、綠兒綠女と稱する三歳以下の男女合計二十四人を略し、百人を以て右實收の米を平均すれば一人當り三石二斗五升八合四勺となり、一年を三百六十五日とすれば日食八合九勺餘となる。更にこれを今日の量に換算すれば日食五合二勺餘となる。但奴婢の口分田は租を免ぜらるゝが、その面積が明かでないから良人と同じく一段について二束二把の租を納めることにして計算した。それ故、實收は右の數字より若干増加しなければならぬのである。

かくの如く口數が多く受田の多い戸は稀で、三四町以下の受田の戸が最も多く、普通の基準とすべきはこの程度の戸であらう。いま大寶二年の戸籍の中から課役を負擔する男(課丁)四人づつゐ

る戸を選んで、その受田の面積、田租を納めて剰るところの實收、及び各戸の日食を計算して表示すれば左の如くである。

(一) 筑前國島郡川邊里下部乃母曾の戸 大日本古文書一の一二五頁

口十六 (内綠兒綠女合二)

受田 二町二段六十步

實收 千五十九束五把

日食 六合〇勺餘

但日食の計算には綠兒綠女の數を加へなす。以下同じ。

(二) 豊前國仲津郡丁里丁勝長兄の戸 同書一六五頁

口三十 (内綠兒二)

受田 三町七段二十四步

實收 千七百七十束八把

日食 五合〇勺餘

(三) 同里秦部長日の戸 同書一六八頁

口十七 (内綠兒二)

受田 二町四段二百八十一步

實收 千百八十五束五把

日食 六合三勺餘

(四) 同里戸主未詳の戸 同書二〇六頁

口二十八 (内綠兒綠女合六)

受田 三町五段二百七十九步

實收 千七百十束〇把餘

日食 六合二勺餘

これ等の例によれば、國民は班田收授法によつて、簡人を基準とするも、戸を基準とするも、一年間十分なる米を食糧とすることになるのであるが、令義解の一段の穫稻を五千束とすることは、延喜主税式に公田を上、中、下、下々の四等に分ち、上田の穫稻は五十束、中田は四十束、下田は三十束、下々田は十五束とすることから考へれば、上田の穫稻に當るものである。然るに班田法は上田のみを班給したのではない。續日本紀延暦十年五月の條に「先是諸國司等校收常荒不用之田、以班百姓口分、徒受其名不堪輸租」といひ、弘仁十二年六月の官符は左の如くいつてゐる。

太政官符

二 浪人發生の原因 (一) 班田收授法の衰頹

應_レ交野丹比兩郡課丁口分爲_二易田一倍授事

右得_二河内國解_一、併_二伴兩郡司並百姓等申云、當郡之土地澆薄、動憂_二旱災_一、一町所_レ刈穎三百束以下二百束以上、若兩年頻作者、不_レ復及_二此率_一、是以去年耕_レ田、今年不_レ作、每年易_レ田耕營得_レ實、即兩此郡百姓口分、空有_二二段之名_一、唯作_二一段之實_一、所以百姓疲弊、公役難_レ堪、望請_二准_二播磨國、折爲_二易田_一、依_レ令倍賜_○下

これによつて見れば班田が必ずしも上田についてのみ行はれたものでないことは明瞭で、疑を容るゝところはない。官符に引くところの河内國解に見ゆる百姓の希望は、口分田として從來二段づつ受けてをつた田地は、一町の穫稻三百束以下二百束以上、即ち一段の穫稻三十束以下二十束以上で、延喜式の下田下々田の間にある。而かも毎年これを耕作すればそれだけの收穫も得られないから、今の易田の制によつて隔年に耕作するために四段づつ授けられたといふに過ぎず、中田上田に准ずる穫稻を得んとするものではない。またこれは單に河内國だけのことでなく、播磨國では既に同様な状況の下に易田倍授の先蹤を爲してゐるといふ。また貞觀四年三月政府が畿内五國の田租を段別一束五把から三束に引上げようとした時に、左京大夫兼山城大和守であつた紀今守の上言して三事を論じた中に、この事に及んで「國內水田不_二必_一等_一、上_二中田少_一數、下_二々田多_一數、至_二微_一田租 動致_二未_一進、加之下田以下無_二人買作_一、然則田疇荒廢、勸_レ足可_レ待」といつてゐる。即ち山城

大和兩國に於ても下田下々田が多く、上田中田は少かつたのである。たとひ上田の多い地方があつたにしても、班給すべき口分田の足りないために班田を遂行することの困難になつてをつた時代に、上田だけでこれを行ふといふことは殆ど考へられないことである。

故に、先きに上田を基準として實收、日食を計算した例に倣ひ、穫稻三十束の下田を基準としてこれを計算して見れば、男の口分田二段の穫稻は六十束で、その中から田租の四束四把を納むれば剩餘は五十五束六把となる、これを春いて得るところの米二石七斗八升は一年三百六十五日として日食七合六勺一六餘となり、これを今日の量で換算すれば日食四合四勺四七餘となるわけである。一段五十束の穫稻ある上田の口分田を耕して得るところの日食七合六勺餘と比較すれば非常なる相違である。更に女の受くる口分田は男の三分の二であるから、男女を合せて成立する一戸の口分田から得るところの實收によつて各口の平均日食を算定すれば四合内外となることも考へられないことではない。

令制で人民は口分田の外に園地を給せられ、これに漆桑を植付けるやうになつてゐたことは前に述べたが、その利益は特に擧ぐるに足らなかつたではなからうか、と思ふのは、弘仁八年十二月の官符に依ると、伊勢國多氣郡にあつては漆一萬七百七十三根の豫定のところ、現在植付けられたものは千百四十根で一割にも足らず、同國度會郡では漆一萬三千四十根の豫定のところ、現在植付け

られたものは僅に七百七根で五分強である。令の規定で上戸には漆一百根以上を課することになつてゐるが、その標準でいへば一郡で七戸乃至十戸が植付ける額に過ぎない。これより先き政府は大同年正月國郡司を督屬して桑漆の課植を勸奨せしめたが、その結果はかくの如きものである。これ當時未だその需要盛ならず、國郡司の勸奨に従つて桑漆を植付けても、これによつて多くの利益を期待することのできないためであつたらうと思ふ。

班田收授の目的は大化元年九月の詔にある如く、田地に關する古來の宿弊を一新して「或者兼并數萬頃田、或者全無容針少地」といふやうな貧富の懸隔を廢除し、「妄作主而兼并劣弱」を禁ずる方針に基づき、國民の生活の安定を圖らんとしたものであるが、班田法は果して能くその目的を達したであらうか。勿論實施の初めには大なる成績を擧げたに相違なからうが、平安時代には次第に廢れて行はれないやうになり、大化以前の土地兼併の弊が再現するやうになつた。六年一班の制は令の制定に先だつて行はれ、大化二年正月戸籍、計帳、班田收授の法を造る詔があつてから六年を経て白雉三年正月に至り、書紀には「是月班田既訖」といひ、大寶養老の戸籍に據れば筑前、豊前、豊後、下總の諸國に行はれたことが明かである。併しながら白雉三年より七十餘年を経て、神龜二年七月志摩國では伊勢尾張兩國の田を以て始めて百姓の口分を班給したといひ、それより五年を経た天平二年三月には、大宰府の「大隅薩摩兩國百姓、建國以來未曾班田、其所有田

悉是墾田、相承爲佃、不願改動、若從班授、恐多喧訴」といふ奏議に基づき、人心の動搖を虞れ、班田を強制することを中止したから、薩摩大隅兩國では班田が全く行はれなかつたことになつた。それ故、嚴密にいへば大寶令の初めて行はれた當時に於ても、全國の中には特殊の事情のためになは班田の行はれなかつた地方のあつたことを認めねばならぬ。

また口分田は給主の死亡すれば還公すべきものであるから、その性質上賣買することは許されないうわけである。これに關する律の規定がどうなつてゐたか、その殘闕のために明かにするを得ないが、令に定むる年限を超過して田を賃租したるものに對して、律は「一段答十、二段加一等、罪止杖一百、地還本主、財没不追」といふ刑を定めてあつたことがその逸文によつて知らるゝから、口分田を賣つたものに對しても律の規定のあつたことは考へてよからうと思ふ。我が律の根據となつた唐律に於て、戸婚律の中に「諸賣口分田者、一畝答十、二十畝加一等、罪止杖一百、地還本主、財没不追、即應合賣者、不用此律」といふ規定のあるのも、我が律にこれに類する規定のあつたことを推想せしむるものである。然るに大日本古文書に就いて見ると、天平勝寶二年五月口分田二段を質として錢四百文を借りた例があり、更に寶龜三年二月には、家一區を口分田三町と共に質として錢五百文を借り、期日を過ぎて辨濟することのできない時は、これを賣つて辨濟することを契約した例がある。左にその文書を擧ぐ。

文部濱足解 申請月借錢事

合錢伍伯文利者加三月別 質物家壹區地十六分之半板屋二間、在右京三

百三十文

條三坊、又口分田三町(葛下郡)

右限二箇月、本利并將進納、若期日過者、沽成質物、一倍將進上、仍錄事狀解、

寶龜三年二月廿五日專受濱足

律令の規定はどうであつても、かくの如く平城京の附近に於て口分田を質とし、またこれを賣買することも行はれてゐたのであるから、全國にわたつて班田法が規定の如く果して行はれてゐたかどうか疑はしむる根據が十分あるにしても、奈良時代には未だ班田の延期が政治上の問題とならなかつたから、六年一班の制は大體に於て維持せられてゐたであらう。平安時代となり、延暦二十年六月の官符により畿内諸國の班田は「校班多煩」といふ理由で一紀一班、即ち十二年毎に行ふことになつたが、僅に七年で大同三年七月舊制に復し、弘仁元(大同五)年に行はれた。畿内以外の諸國に於ても、弘仁五年七月の勅に「大同以來、疾疫間發、諸國班田、零疊者多、稽于通法、理不可然、宜待後班之國、滿於年限、一令校班」と見え、六年一班の制を全國に通じて遂行することは困難になつて來たことが看取せらるゝ。これより後、諸國の班田漸次行はれず、畿内諸國に於ては弘仁元年に班田があつてから天長五年に至つて班田が行はれたが、その間實に十九年の星霜を経てゐるのである。天長十年淳和天皇の御讓位によつて仁明天皇が位に即かれ、翌承和元年は天

長五年より六年になるので班田を行ふべき年であるが、令を下して一紀一班の制に改め、承和七年にこれを行ふことにした。しかし同年に於ても班田はつひに行はれなかつた。もつとも政府に班田を行はんとする意志のなかつたわけではない。畿内で班田を行ふには校田使を遣つて田畝を檢覈せしめ、次いで班田使を遣つてこれを行ふことになつてをり、承和十年、同十三年、同十四年、同十五年と連年校田使を任命することは國史の上に見えるが、班田使を任命するに至らずして已み、仁明天皇の御代のみならず、文德天皇、清和天皇の三代にわたつて班田を行ふことができなかった。清和天皇の貞觀十七年八月二十二日の官符は班田廢絶の影響を左の如く述べてゐる。

得右京職解僞、檢案内、自天長五年至于今茲、總冊六箇年、班田之事絶而不行、其間或舉戶盡死、或半存半亡、而奸濫之輩不除籍帳、僞進計帳、貪隱戶田、因茲無實之戶空附公帳、口分之田徒入奸人、頃年如聞、五畿内百姓奸隱絶戶私領其田、多者五六百烟、少者八九十戶、各貪地利、無心顯申、公家之費職此之由、

貞觀十八年十二月陽成天皇位に即き、元慶二年五畿内諸國に勅して、この度は從來の慣例を破つて特に校田使を任命せず、畿外諸國の例に準じ、各國司をしてこれに當らしめ、嚴密なる調査を行ひ、實によつて言上すべきことを命じ、もし隱没するものあらば違勅罪を以て罰すべきことを言渡し、その厲行を圖つた。かくて元慶五年に至つて始めて多年の宿題が解決せられ、天長五年に班田

があつてから五十二年の久しきを経て班田が行はれた。しかし、これは單に畿内だけのことではなく、他の多くの諸國に於ても大同小異の状態にあつたやうで、貞觀十五年十二月の太宰府の奏言によれば、筑前國では仁壽二年に班田があつてから十九年を経るもなほ班田のないために「死亡口分散入富豪、生益貧身徒苦賦役」といひ、元慶四年三月の同府の奏言には、筑後國に於て「此國不班田既三十餘年、輸貢之民曾無口分、免課之門徒有田疇」といひ、翌五年三月の奏言には肥前國でも班給せざること既に四十年に及ぶといひ、また延喜二年三月の官符は元慶五年畿内諸國の校班の行はれたることを述べ、自餘の諸國また五六十年或は班給せずといつてゐる。

こゝに至つて班田法廢絶の時期は近づき迫つて來たものと解せられよう。元慶五年以後畿内の班田もまた行はれず、延喜二年に及んだ。時に左大臣藤原時平は銳意地方制度の大改革を企て、その一つとして班田を敢行せんとし、延喜二年三月、諸國に令して十二年毎に校班を行つて言上すると共に授口帳を進せしめ、決裁を待つて口分田を班給せしむるやうにし、爾後班年には必ず行ふべきことを命じた。その官符によれば、班田の行はれざる結果として、租税の負擔に公平を失し、調庸を納むる課戸にして口分田を受けず、これを免ぜらるゝ不課戸が却て多くの田地を領するのみならず、國司は管内の田地の變遷の實狀を調査することを怠り、既製の田圖によつて田地の荒廢に歸するもののみを擧げ、開發さるゝ墾田の増加を突き留めようとしなかつたので、諸國共に耕作に堪へ

ざる不堪佃田が激増して田租の収入の減少を來たし、また班田の行はれないために戸籍が忽ち付せられて戸口の實態に副はざるやうになり、戸籍に載する男女の數が懸隔し、男が少く女が多く、或戸は一男十女、或戸は全く男がないといふものもあつたが、これ男を少くして課役を連れ、女を多くして口分田を保持せんとする奸策に出づるものであるといふ。要するに、班田中絶の結果として租庸調の収入が激減するに至つたといふことがこの官符の強調するところであるから、時平等のその属行を圖つたのも財政上の必要に基づくものと見做される。これによつて延喜十四年を期して班田が全國を通じて行はるゝ筈であつたが、時平はこれに先だつて延喜九年に薨じ、その志を續いてこれを遂行せんとする人物の無かつたためか、その行はれた形迹を史料の上に見るを得ない。同年四月草するところの三善清行の意見封事には、諸國の大帳に載するところの百姓、大半以上は、此れ身無きものなりと喝破し、見在の口數に隨つて口分田を班給すべきことを主張して左の如く論じてゐる。

愛國司偏隨計帳、宛給口分田、即班給正税、微納調庸、於是於其身者、纔耕件田、頗進租調、無其身者、戸口一人、私活件田、曾不自耕、至于租税調庸、遂無輸納之心、謹檢案内、公家所以班公分田者、爲收調庸舉正税也、而今已紆其田、終闕厥貢、牧宰空懷無用之田籍、豪富彌收并兼之利、非唯公損之深、亦成吏治之妨、

これを事實とすれば、たとひ同年班田が行はれたとしても、到底規定の如く行ふことができず、貧富の懸隔を緩和し、人民の生活を安定して租庸調の増収を圖ることのできなかつたものと思はねばならぬ。

班田收授法の廢絶するに至つた根本の原因は、政府が律令によつて土地公有主義を堅持する限り、人民の土地に對する欲望を刺戟して、新に土地を開墾せしめて墾田とすることができないため、班田收授を續行するには人口の増殖に伴ひ益々多くの口分田を要するわけであるが、新に開墾せらるる田地のないために、これを擴張する方法がなく、規定の如き班給は不可能とならざるを得なかつたのである。それで政府は律令の土地公有主義を棄て、墾田の私有を認めて開墾を奨励したので土地の開墾が急に盛んになつたが、これによつて得たところの墾田はもとより私有地であるから口分田とすることはできないので、班田法の施行に資するところが無い。而して莊園の發展に伴ひ、墾田は勿論、律令制の公有地も莊園化し、大化改新以來の土地公有主義は完全に壊滅するのであるが、それ等の論證はこれを他日に譲り、こゝでは他の方面から班田法の施行の阻碍された事情について述べようと思ふ。

令集解に據るに、班田を行ふには、地方官はまづその年の正月三十日までに太政官にこれを上申し、同年五月三十日までに造り畢る戸籍に據つて戸口の異動、還公せしむべき田地を調査して二通の帳簿(古記にこれを田文といふ)を作成し、一通は太政官に送り、一通は國に留め、十一月一日より口分田の班授を開始し、翌年の二月三十日までに完了するのである。然るに延喜(民部)式には「凡班田者、諸國至于期年、校定國內之田、副授口帳言上、待報符即班給、自十月始班授」といひ、平安時代には、國司が班田を行ふには、同年これを太政官に上申し、その指令を受くるを必要とし、令制よりも一ヶ月早く、十月より班授することになつたのであるが、太政官はその指令即ち報符なるものを發送することを怠り、諸國に到着するまでには數年を費すことさへあつたのである。そのために國司が報符を得て班田に着手せんとしても、その間に戸口田地の状態は曩に調査した時とは既に異なり、再び調査せねばならぬことになつたのである。仁壽三年五月の官符に引く美濃國解には「夫依官符校田言上、待候報符、稍送年數、其間新附括責之輩、不給口分、不堪貢賦、因茲人民易逃、戸口難増、纒隨官符來、乃始班田、文案未究、還及紀年、昨日班田今日校田、吏民之煩無不由此」といつてゐる。それで美濃國司は、班田を行ふべき期年至れば、國司郡司が國內の田數を校定して、當年の現在口數を總計して校班を行ふと共にこれを言上するやうにしたと申請したが、太政官はこれを許可して他の諸國もこれに准ぜしめたから、この問題はこゝに一應解決せられたわけであるが、その改正も特殊の地域にはなほ徹底しないとこゝろがあつたと見え、その後約三十年を経るも、肥前國では班田を行ふために先づ太宰府に上申し、

太宰府からこれを太政官に上申し、その報符の到るを待つて行はんとしたるため、元慶五年三月の太宰府の上申に引くところの肥前介笠宗雄の解状には「此國僻在海西、行程稍遠、先申於府、府更言上、數年之後、報符乃來、國吏秩終不更班給、延引如斯、既及四十年、調物缺少、戶口減損、惣以在_レ此」といつてゐる。これによつて肥前國も筑後豊後兩國の例に准じ、報符を待たず、太宰府に上申して口分田を班給することになつたが、この時代には前述の如く班田收授法は將に廢絶せんとしてゐたのである。

これが單なる手續上の問題であれば容易に解決せらるゝことであり、その煩累が除去されるれば班田法が圓滑に行はるゝ筈であるが、太政官が諸國に報符を發するに豫想以上の時日を要して口分田の班給を不可能ならしめたり、久しきに亙つてその改正を敢へて諸國に徹底せしめんとしなかつたのは、必ずしも職務の怠慢とのみ解することはできないので、裏面に於て、當局の官吏の間にこれを遂行する誠意の無かつたことを疑はざるを得ないのである。當時中央の權勢家がその地位を濫用して地方に於て利權を獲得し、國司が中央政府の監督の緩慢なるに乗じ、廣汎な職權を濫用して私曲を擅にしてゐたことは、史上に顯著なる事實であつて、弘仁十年五月の官符は、國司が賑救を要する飢民の數や、官舎堤防の破損を上申するに、事實を隱蔽して、その損害を誇張して私腹を肥さんとする弊害のあることを指摘し、爾後この種の上申に事實を詐るものは、その公廩を奪ひ法律に

照して處断せんことを告げ、その反省を促したが、彼等は水旱蟲霜のために損田の生じた場合、その調庸を免ずる規定のあるのを濫用し、事實以上に損田の數を上申し、それだけ京都に送るべき調庸の額を削減して私せんとしたので、同官符はこれを述べて「今或國解文注_二損萬町_一、遣_レ使覆檢五千町、或國解文只著_二損狀_一、得損町段都無_二注載_一こといつてゐる。また諸國に於て班田を行ふには國司郡司がその局に當るのであるが、畿内五國の班田には特に班田使を任命して國司と共にこれを行はしむることになつてゐたのである。然るに元慶五年班田を行ふに先だち、同じく三年十二月、政府は畿内諸國の衰弊と國庫の窮乏を理由として、班田使を遣はすことを罷め國司に一任することにしたが、後になつて、山城國だけは「地接_二京輦_一、人多_二權豪_一、班給之務、若將_レ爲_レ妨」を憂へ、左少辨巨勢文雄以下數名のを山城國に遣はして、國司と共に班田を行はしむることにした。權勢家はその威力を逞しうするのは、中央政府の十分に監督することの困難なる地方に於て殊に甚だしいのであるから、山城國に於て憂ふところの弊害は、京都を遠く去る諸國、僻遠の地方に於ては更に幾倍か甚だしかつたものと思はれるのである。もし班田を規定の如く遂行し、隨つて校田を嚴格に行ふやうにすれば、これ等の權勢家國司が地方に於て有するところの不正の土地に關する秘密が暴露せらるゝことになり、沒收さるゝ危険を生ずる惧れがあるのである。即ち班田法は、中央にあつては權門勢家と稱せられた貴族、地方にあつては施行の任に當る國司が彼等の利益に反する

ものとして、共にこれを遂行する誠意が無く、たゞ班田法中絶の結果として浮浪人が増加して租庸調の収入が著しく減少するやうになるので、中央政府でも斷乎たる態度を以てこれに對處せざるを得なくなり、國司も當時の財政組織にあつては租庸調の収入の減少は直ちに彼等自身の収入の減少になつたので、これを行ふ必要の考へられないことではないから、班田法は、前述の如く、時には數十年の間隔を置きながらも、辛うじて續行せられたのではないかと思はれるのである。

(二) 租税課役制度の缺陷

班田法の衰頽と共に、浪人發生の主要なる原因となつたものは、租税制度の缺陷と地方官の私曲と相俟つて生じた財政の紊亂であつた。そのために國民の租税課役の負擔は著しく公平を失するやうになり、富裕なるものはこれを連れんとして畫策奔走すれば容易にその目的を達することができたが、その便宜の無い貧困者は公課の負擔に堪へず益々困窮に陥り、終に生活の基礎を失つて浪人となるものが多かつたのである。

令制に據れば國家財政の主要なる財源は租、庸、調の收入である。租は即ち田租であつて、前述の如く田一段につき稻二束二把を課したのである。庸調は女性を全く除き、十七歳以上六十五歳以下の男性に課し、二十歳以下を中男といひ、二十一歳以上六十歳以下を正丁といひ、六十一歳以上

六十五歳以下を老丁といひ、その疾病不具なるものに對しては、疾病不具の状態によつて殘疾、廢疾、篤疾の三級に別ち、老丁と殘疾とを次丁と爲し、次丁二人を以て正丁一人に准じ、中男四人を以て正丁一人に准じ、廢疾にはこれを免じ、篤疾にはこれを免ずるのみならず、侍一人を給はつて供侍せしむることにした。

調は絹、緇、絲、綿、布を郷土の所出に隨つて納むるもので、正丁一人につき絹緇は八尺五寸、絲は八兩、綿は一斤、布は二丈六尺を納め、鐵、鋏、鹽等總計三十三種を雜物と稱し、各その一定額を前記の五種に代へることができた。その他調の副物として紫、紅、茜等總計三十六種の各一定額を納めたが、これは専ら正丁の負擔で、次丁、中男には及ばなかつた。庸は正丁の京に出でて勞働に就く義務、即ち十日間の歲役に代へて正丁一人につき布二丈六尺を納むるもので、正丁次丁の負擔で、中男には及ばなかつた。即ち正丁一人の負擔を布で計算すれば、調庸各二丈六尺、調の副物は調の三十分の一と見做さるゝから(調の雜物の鹽は三斗、副物の鹽は一升である)、總計五丈二尺八寸餘となり、次丁の負擔は副物無く、調庸とも正丁の二分の一で合計二丈六尺、中男は庸副物共に無く、調だけで正丁の四分の一だから六尺五寸となるのである。これ等調庸の物は國の遠近により十月三十日より十二月までに大藏省に輸送して納めなければならぬのであるが、その輸送の人夫の功賃と食料とはまた調庸を納むる戸の負擔で、これを平均して分擔することになつてゐる。

以上は令の制度について述べたのであるが、大寶令の實施後數年にして慶雲三年九月令制の一段につき二束二把の租法を改めて一束五把とし、庸は租に稍先だち同年二月に半減して布一丈三尺となつたが、その後十年ばかりの間に一尺を増したものと見え、養老元年十二月の格に庸布一人一丈四尺を納むることが見えてゐる。令集解賦役令 歲役條參照 調については、養老元年十一月正丁負擔の副物を廢すると共に、中男の調をも廢し、中男は調庸共に全く免除されることとなつたが、後に至つて中男の作物といふものが課せられ、その品目定額が延喜(主計)式に見えてゐる。即ち令の租庸調の制度は大寶老に於て既に變更せられ、奈良時代から平安時代にかけて永く行はれた制度は、租は田一段につき稻一束五把、庸は正丁一人布で一丈四尺、調は副物を廢して正丁次丁だけの負擔となり、中男は調の負擔を免除されたが、これに代つて中男の作物が課せられたのである。

かくの如く、この時代、諸種の公課は律令で規定するよりも輕減せられ、政府としても權門勢家乃至國司の地位職權を濫用することを抑へ、或は賑恤救貧の方法を講じ、時弊を矯正して地方人民の生活の安定を圖らんとしたが、その目的が達せられず、諸國の浪人は次第にその數を増し、政府はこれが對策に窮するに至つた。而してその理由としては(一)調制の不備、(二)身役の苛重、(三)免稅者の激增、(四)地方官の貪欲の四項を擧げらるゝであらうと思ふ。

一 調制の不備 令制の調は五種、その雜物は三十三種で、各種についてその斤量長短が詳に定

められてあるが、そのすべてが果して能く實情に適し、且つ各品目にわたつて評價を誤らず、相互の間に平均に公平を維持することができたかどうか疑問とせざるを得ない。調は郷土の所産に隨ふといつても、調、雜物の品目の選擇は人民の各自に任せられてゐたわけではなく、各國に於て一定してゐたのである。然るに延暦十五年十一月の官符には、備前國では元來その地に産せざる鐵を調として納めなければならぬので、これを隣國に買つて納めてゐたといふので、鐵の代りに絹又は絲を調とすることに改めたが、これに反して同二十四年十二月の官符では、備後國神石、奴可等八郡の地は山多く、鐵を採ることはできるが養蠶には不便なるにも拘らず、絹絲を調として納めることになつてゐたので、これを得ることが困難であり、國司から再三その變更を上申し、やうやく鐵を以て絹絲に代へることに改正せられた。また調の諸種の品目の間に賦課の公平を期することはもとより困難とせられたことで、調の絹絲については賦役令に「正丁一人、絹純八尺五寸、六丁成疋(長五丈一尺、廣二尺二寸)、美濃純六尺五寸、八丁成疋(長五丈二尺、廣同絹純)」と定められてゐるが、その品質には精粗の差があるのであるから、これを劃一的に長短廣狹を定めて負擔の平均を計ることは到底不可能である。それで養老元年十一月詔あり、「國輸絹純、貴賤有差、長短不等、或輸絹一丈九尺、或輸一丈一尺、長者直貴、短者直賤、事須安穩、理應均輸、絲有精麁、賦無貴賤、不可以一槩強貴賤之理、布雖有端、稍有不便、宜隨便用、更定端

限、所司宜量一丁輸物、作「安穩條例」といふ。こゝに於て太政官は絹繩の精粗につきて長短廣闊の法を議奏したが、その決議は續日本紀に見えてゐない。その後天平寶字三年九月の太政官の奏言にも「百姓輸調、其價不同、理須折中以均賦役」とあり、調物の量について改正するところがあつたが、これまた同書に「事在別式」とし、その別式を載せてゐないから明かでない。今大日本古文書によつて天平八年から同十一年に至る四箇年間の各種調物の、稻によつて表はさるゝ價格を徴し、これによつて令の正丁一人の納むる調物の價格を算定すれば左の如くである。

所見史料(括弧内は大日本古文書二の頁数を示す)

令制正丁一人の調の數量

同上算定價格

純一匹	六〇(六五)	純八尺五寸	一〇
同	一一〇(一一九)	同	二〇
同	一一〇(一一九)	同	一八・三
綿一斤	五(五九)	綿一斤	五
同	六(二四〇)	同	三
同	一〇(五九)	同	五
同	二(二四〇)	同	二

布一端	二五(五九)	布二丈六尺	一一・五
同一段	一〇(六八)	同	五
同三十四端	六八〇(一九三)	同	一〇
鹽一升	一(六四)	鹽三斗	三〇
同三合	〇・一(二一六)	同	一〇
同六升	一(二四五)	同	五
鐵一斤	四・五(一一八)	鐵十斤	四五
雜腊二升五合	一(二三)	雜腊六斗	二四
雜貽一石	三〇(五七)	雜貽五斗	一五
煮鯉魚八斤	三七(二九)	煮鯉魚二十五斤	一一五・五

これによつて見れば、調物の品質の精粗を無視し、時と處を異にするに従つて異同の生ずべき調物を單に數量によつて一定せんとすれば、その間に到底負擔の公平を期することのできないことは明かである。もとより政府は累次數量を改正して平均を計らんとし、延喜(主計)式に列擧する諸國の調物を見れば、品質によつて數量を細別せんとした傾向が認めらるゝが、その反面に於て調物の品目が著しく増加してゐるから、全體として調制の公平を維持するに果して便宜になつたかどうか

か疑問とせざるを得ない。而してこれを直接人民から徴収するものは國郡司であり、その品質を鑑定して數量を按配することは國郡司に任せられてゐるから、國郡司は最も公平なる態度を以てこれに臨まなければならないのであるが、當時の國郡司、殊に國司にこれを期待することはできないのであつて、これ等の缺陷不備は却て彼等の私腹を肥すに便宜な機會を與へたに過ぎないのである。

二 身役の苛重 令制の公課の中で、租庸調は皆物納であるが、また身を以て勞働に就き、或は雜務に服する課役があつた。その主要なるものは歲役と雜徭である。共に布帛又は錢貨を以て代納し、或は代人を立つることが許さるゝやうになつたから、富裕なるものはその濫用缺陷から受くる壓迫苦難を免るゝことができ、その資力の無いものだけがこれに苦しむことになるのである。殊に雜徭は諸國に於て臨時の必要に應じ、六十日を限度として課丁を均使することを國司に許した制度で、これを國司の處分に一任して、中央政府が監督干渉することがなかつたため、國司によつて最も濫用せられ易かつたのである。即ち國司は正當にこれを使用すべき仕事の有無に拘らず、常にその限度にまで使役せんとしたのである。政府もその弊害を認めて天平寶字元年雜徭の限度を六十日から三十日に半減してこれを矯正せんとしたが、容易に行はれず、令制に復して六十日を限度とするに至つた。

併し平安時代になつても事態は改善するところなく、延暦十四年閏七月再び舊制に復して三十日

を限度とし、必要とする勞務が無ければ必ずしも三十日まで使役すべからざることを戒告したが、その勅の一節に「如聞、京國之司、偏執斯法、差科之限、必滿六十日、是以富強之家輸財物以酬直、貧弱之輩役身力而赴事、貪濁之吏因而潤屋、中外之民於焉受弊、薄賦輕徭、豈斯之謂乎」といふことが見え、承和五年八月の官符もまた「如聞、諸國差科甚乖均平、何則富強之民賂入輕徭、貧弱之徒還苦重役、或前年未役、後年更科、或不役其身、徵斂徭分、如此枉濫不可勝言」といつてゐる。その結果、人民離散するもの多く、納税の成績漸次に悪化し、諸國皆未納未進の激増に窮するやうになつた。それで貞觀四年三月京畿諸國に勅して、口分田の租稻を倍加して段別三束とし、雜色田の租稻は段別五把を加ふると共に、京戸は雜徭を全廢し、他の地方は雜徭の限度を三十日から十日に縮減し、そのために雜徭で必要なる勞務を辨ずるに足らざる場合には、租の中から經費を支出して人夫を傭ひ使役することにした。次いで同六年正月清和天皇が御元服あそばされ、慶福を臣民にわかつ歡慮から赦令を降し、賑恤旌表を行はると共に、雜徭の限度を三十日から二十日に縮減した。(恐らくはこれと共に、租稻の増徴は廢せられたのであらう)。これが必ずしも臨時の措置でなかつたことは、同月紀今守等の上申したところによつて明かである。今守は雜徭の期間を増加すべきことを建議して左の如くいつてゐる。

同前格○貞觀四年三月二十六日格云、民徭卅日、今復廿日、若不足例役者、給功食雇役、其料用租内者、

今准_二格旨_一、給_二功食_一役、而民無_二休息_一、徒盡_二官物_一、須依_二今年正月七日_一 詔、永復_二十日_一可_レ役、
廿日、今守等守_二格旨_一、施行民間、而慣_二古先之舊規_一、嫌_二當今之新制_一、不_二早改張_一、恐致_二公損_一、
請復_二舊法_一以叶_二民望_一、

時に今守は左京大夫兼山城大和守であつたから、その述ぶるところは京畿諸國における貞觀四年の
改正法施行の實狀と目するものであらうが、これによれば雜徭期間の短縮のために「民無_二休息_一、徒
盡_二官物_一、」人民はこれを悦ばなかつたといふのであり、その間に事理の徹底せざるものがあるやう
に思はるゝが、この建議が政府の決意を動かし、政府はこれを撤回して舊法に復することになつた。
かくて延喜交替式は雜徭を規定して、「凡_レ雜徭每人均使、卅日爲_レ限、其无_レ事之年不_二必滿_一限、計帳
對勘之日、察_二其貧富強弱_一均平差科、無_レ有_二偏頗_一、年役一點、不_レ得_二輒替_一、若有_二違犯_一者、國司郡
司科_二違勅罪_一」といひ、大略承和五年八月の官符がその骨子となつてゐるやうである。そして雜徭
として使役する期間は三十日の限度以内に於て必要とする程度にとゞむべきこと、またその徵發に
は貧富強弱を斟酌して公平に均使すべきことを規定してゐるのであるが、それが事實に於て行はれ
なかつたことは奈良時代以來の經過に徴して疑ふべからざることである。前述の如く、令制の調庸
は同じく布二丈六尺であり、しかも庸は半減して行はれてゐたのであるから、雜徭として三十日間
使役するとなれば、人民の負擔は調庸を合せた二倍になるので、これを國司の裁量に任せてゐた中

中央政府は地方の民政に對して極めて冷淡なるものといはざるを得ない。

歳役、雜徭の外に同じく身役の性質を帯ぶるものに、調庸物を諸國から京に送る運脚、中央諸官
衙の雜役に供するために諸國から徵せらるゝ仕丁、諸國軍團の兵士、その兵士の中から交代して京
に至り宮城諸門の警衛その他の雜務に服する衛士等の制度があるけれど、これ等の身役に服するも
の、概して富裕の徒でないことは雜徭の場合と異なるところはなく、兵士といへども軍團の馬匹を
飼養するものは軍團の上番、雜駟使を免除さるゝことは、既收令にその規定がある。

調庸の運脚は、國司の屬官たる調使の宰領の下に調庸物を諸國から中央に輸送するもので、行程
の遠近、貨物の輕重を計り、調庸を納むるものが各戸平均に米鹽を出してその資養に充てることに
なつてゐる。しかし、それが十分に供出せられたにせよ、病氣その他の理由によつて意外に時日を
要することもあらうし、殊にこれを受納する大藏省と調使との間の接衝のために在京期間の永びく
ことが多く、そのため運脚は直ちに歸郷することができず、衣食に窮するものが續出した。天平寶
字三年五月の詔に「頃聞、至于三冬間、市邊多_二餓人_一、尋_二問其由_一、皆云、諸國運脚不_レ得_レ還_レ郷、
或因_レ病憂苦、或無_レ糧飢寒」と見えるのがそれである。平安時代になつても事態は改まらず、運
脚は京都に入つて荷物をおろし、休息する暇もなく、雜務に駟使せられて迷惑したが、その弊害が
益々激しくなつて來たので、弘仁十三年正月に在京諸官廳の運脚を使役することを禁じた。

衛士の年限は軍防令に一年と定めてあるが、養老六年二月の勅に「壯年入_レ役、白首歸_レ郷」とあるから、事實は一度衛士に徴發されるれば免役となつて歸郷することはできなかつたものと見える。それで衛士の逃亡者が多く、これを禁ずることのできない状態であつたから、その勅によつて衛士の期間を三年に改め、輪番交代で服務せしむるやうにした。また仕丁は調庸を免除されてゐたが、その屬する諸司の官吏の私役が盛であつたと見え、寶龜十一年三月の太政官の奏議は「徒免_二調庸_一、無_レ益_二公家_一、遠離_二本郷_一、多破_二私業_一」といひ、これを本國に歸らしめたことがある。仕丁の服務期間は令制では三年になつてゐるが、この勅に衛士と同じく三年に限定することが見えるから、衛士同様に容易に免役歸郷の許されなかつたであらう。律令の徴兵制度は兵役の義務を二十歳から六十歳までとし、居住地から最も近い軍團に召集して、軍事教練を施すと共に警備に當らしめたのである。その召集、在團期間については規定がなく、また實例も史籍の上に徴するものが無いから、明かにするを得ないが、そのため兵士が各自の生業を廢棄せねばならぬことも無かつたやうに思ふ。たとへ兵士が軍團に入るには、軍團に在つて必要な諸種の兵器工具を自辨で調へる外、糒六斗、鹽二升を携帶すべき規定があるから、その經濟的負擔は注意を要するものがある。兵士の徴發も雜徭におけると同じく、資力あるものは理由を設け、或は兵役免除の資格を得て、その義務を連ることのできたから、兵役は事實上、貧民の義務となり、兵士は國司や軍團の將校の私役に供せられ、軍

事教練を受くることもなく、農耕の業に驅使せられ、兵士としての資質は益々低下するばかりであつた。天平勝寶五年七月國司の兵士を私役することを禁じ、武藝を講習せしむべきことを命じたが、その効果が無く、寶龜十一年三月「點_二殷富百姓才堪_一弓馬者_一、每_二其當番_一、專習_二武藝_一」○中略其羸弱之徒、勤皆令_レ赴_レ農」ことにしたが、依然「殷富百姓」を兵士に取ることが困難であり、兵士は「羸弱之徒」が多かつたから、延暦十一年六月邊要諸國を除いて徴兵制度を廢止し、郡司の子弟を選んで健兒と爲し、兵庫、鈴藏、國府等を守衛せしむることにした。奥羽諸國、太宰管内諸國には邊要地として徴兵制度が存置されたが、それ等の兵士の窮狀は更に甚だしく、同情に堪へざるものがある。陸奥國では兵士と共に鎮兵なるものを置いて城塞の警衛に當らしめたが、鎮兵の苦役たることは兵士以上で、弘仁六年八月の官符はこれを述べて「百姓苦_レ役、無_レ過_二鎮兵_一、當_レ戍之年妻子共赴、絶_レ隣在_レ遠、無_レ所_二乞貸_一、身迫_二公役_一、不_レ遑_二耕作_一、盡賣_二衣物_一、僅資_二妻子_一、歸郷之日、裸身露頂、道程僻遠、復無_二路粮_一、望_二其舊居_一、應_レ无_二所處_一、因_レ斯規_レ留_二奥地_一、山川迢遠、無_レ由_二檢括_一といつてゐる。また天長三年十一月の太政官符は太宰府の奏狀を引き、「兵士名備_二防禦_一、實是役夫、其窮困之體令_二人憂煩_一、屢下_二嚴勅_一、禁_二制他役_一、時代既久、曾无_二遵行_一、其故何者、兵士之賤無_レ異_二奴僕_一、一人被_レ點、一戸隨亡、軍毅主帳、校尉旅帥、各爲_二虎狼_一、更相徵索、唯求苟_レ合、乘_レ勢生_レ疵、當_レ有_二違闕_一、責_レ庸倍多、唯利是視、無_レ憚_二憲章_一、因_レ斯強士恥_レ名、懦夫畏_レ責、無_レ告之

人猶不得免、裸身蓬頭知用鎌鋸、弱臂瘦肩何任彎弓、無糧而來、尋即逃去、寬其窮困、競習生常、依法爲罪、追捕滿獄、由役求食、甘之山野、他役難禁、率斯之漸也」といひ、私役の禁ずることの困難なるは、もとより軍團の將校に責任はあるが、兵士が概ね貧困者で、役によつて食を求めんとしたからである。そこで政府は徴集の兵士を解散し、軍毅を廢して、「富饒遊手之兒」を擇び、これを選士と名づけ、資給を厚くし公糧を給して、太宰府外、九國二島に配置して警備に當らしむることにした。

三 免稅者の激増 調制の不備によつて國民の負擔を不公平ならしめ、關係官吏の職權の濫用によつて身役の苦難を不法に大ならしめ、それがいつも無資力者に對する壓迫となつたのであるが、その傾向を更に助長したものは免稅資格者の激増である。令制の課役免除の資格者は、三位以上のもの、父祖兄弟子孫、五位以上のもの、父子、舍人、史生、伴部、兵衛、衛士、仕丁、帳内、資人、内外初位長上、勳位八等等であつて、その中には公務に就くためこれを免除さるものもあるが、有位者はその特典を得、殊に五位以上のものに對しては、これをその一族にも及ぼしてゐるのである。奈良平安時代の政府はかやうな特典を伴ふ位を濫授する傾向があり、寺に多額の稻穀を寄附したり、窮民を賑恤するものがあれば、これに位を授け或は加階して獎勵する方策を取つた。天平寶字年間、頻年水旱の難が繼續し、百姓餓乏するもの、多かつたとき、勅をもつて私物を出して飢民

を救養したものは、位階を加へることにしたが、弘仁十三年三月九州で流行病と飢饉のために死者の多かつたとき、また天長七年四月陸奥出羽の兩國で流行病が蔓延したとき、天平寶字の先例を踏襲して、私物を提供してこれを救済したものは、その額に應じて位を授け或は加階し、その事情を斟酌して五位に上らしむることもできるやうにした。帳内は一品より四品の皇親、資人は一位より五位までのものに給はつて雜役に服せしむる制度であるが、課役を免ぜらるのみならず、その顯位高官のものに縁故を求むるに便利なために志望者が多く、國郡の手續を経ず、自ら資人となり、王臣家もこれを容認するものがあつた。養老元年五月の詔に「率士百姓浮浪四方、規避課役、遂仕王臣、或望資人、或求得度、王臣不經本本屬、私自驅使、囑請國郡、遂成其志、因茲流宕天下、不歸鄉里」と見えてゐる。僧侶も課役を免除されたが、僧侶となるには資格試験ともいふべき得度の制式があつて、それに合格せねばならないのであるが、その手續を履まず、私に僧侶となり課役を通るものが多かつた、これを私度僧といふ。養老元年四月既にこれを禁じ、天平寶字三年六月、元興寺の僧教玄の奏狀によつて「深乖佛法、更作亡命」ものとし、またこれを禁じて各自本業に復歸せしめたことがある。

平安時代になつて政府の規綱が弛廢し、貴族の勢力が盛になり、國司の苛斂誅求の激しくなるに従ひ、課役遁脱の趨勢は年と共に加はり、延喜天曆の頃には殆ど收拾すべからざる状態となつた。

富豪がその資力によつて課役免除の特典を受くることは容易なことになり、政府自身も歳入の減少、國庫の窮乏に悩むために或程度の金品を獻納したものには官位を授くることにした。賣官の弊は當時の識者の認むるところで、延喜十四年の三善清行の意見封事は痛切にこれを論じてゐるが、天徳元年の菅原文時の封事三ヶ條の一つとして賣官の停止を取上げてゐる。何時の頃の話であるかわからないが、今昔物語^{七、八}の、一東國人が榮爵を尋ね買はんとして妻と共に京都に入り、川原院に在宿中、その妻が鬼に捕へ殺されたといふ話や、豊後國で講師の職を奉ずる某の僧が任期盡きて更に重任を望み、その筋に運動するために必要な物資を船に積んで上京する途中で海賊の難に遭ふ話など、賣官に伴ふ悲劇ともいふべく、髣髴として當時の世態が偲ばるゝ話ではなからうか。官吏公職としては極めて卑い地位であつても課役免除の特典を得るには十分であるが、それが京都の貴族、中央政府と連絡をつける便宜があれば、國司の不法の壓迫に對抗する自己防衛の手段として、進んでその地位を獲得せんとした。かゝる意味で濫用されたものは、前述の帳内資人の外に六衛府の舍人であつた。令制で宮城京城の警備に當るものは左右兵衛府、左右衛門府、衛士府であるが、衛府は奈良時代に増設され、平安時代になつて整理せられ、左右近衛府、左右兵衛府、左右衛門府の六衛府となり、これに屬する近衛、兵衛、衛士を總稱して六衛府の舍人といふ。彼等はその職務の性質上、京都に居らなければならぬのであるが、職務に對する誠意が無く、單に中央の有力者

と連絡をつけるのが目的でその地位を得たのであるから、衛府の舍人とはいつても地方に居住して國司の命令に服せず、地方の秩序を紊してゐたのである。而かも諸國ともその數甚だ多く、昌泰四年閏六月の官符は播磨國の解狀を引き、「此國百姓過半、是六衛府舍人」といひ、その暴狀を述べ「初府牒出國以後、偏稱宿衛不備課役、領作田疇、不受正稅、無道爲宗、對捍國郡、或所作田稻、刈收私宅之後、每其倉屋爭懸榜札、稱本府之物、號勢家之稻、或事不獲已、收納使等認徵之時、不辨是非、捕以凌轢、動招群黨恣作濫惡」といつてゐる。次いで延喜二年四月、諸司の史生以下、衛府の舍人、院宮王臣家の雜色人で、地方に居住して本職に従はざるものを雜役に使役すべきことを命じたが、その官符には河内、參河、但馬等諸國の解狀を引き「此國久承流弊、民多困窮、就中頗有資產可堪從事之輩、既帶諸衛府之舍人、亦爲王臣家之雜色、皆假本司本主之威權、不遵國宰縣令之差科、因茲輸貢之物無人付領、纒隨簡得差充貧民、而或未出境外、盜犯官物、或雖入都下不辨其事、徒送居諸、多致缺損」といふ。諸國皆これと大同小異の状態であつたであらう。三善清行の意見封事は惡僧と宿衛の舍人の凶暴邪惡なることを論じ、諸寺の年分度者、及び臨時に得度さるゝもの、一年の内、或は二三百人に及ぶが、これ等の正式に得度を受けて僧侶となつたものも、過半は濫邪の輩であるが、諸國の百姓の課役を逃れんがために、恣に落髮して僧服を着くるものに至つては、積年漸く多く、天下の人

民、三分の二は皆是れ禿首の者なりといひ、彼等は皆家に妻子を蓄へ、口に腥膻を食ひ、その尤も甚だしきものは聚つて群盜となり、國司が法によつて檢舉せんとすれば一致團結して反抗し、暴逆を擅にするといひ、宿衛の舍人については前述するところと大差なく、是れ皆部内の強豪、民間の凶暴なるものなりといひ、國司がこれを捕へて罰せんとすれば、遁れて京都に至り、宿衛の官を買ひ、徒黨を聚めて國司を威嚇するといふことをいつてゐる。そして清行は諸司の史生以下、帳内資人、六衛府の舍人等の課役を免除さるゝものは毎年三千人に及ぶとし、課役を負擔する課丁の數は五畿内、陸奥出羽、太宰管内の諸國を除いて、三十萬人に足らず、而かもその大半は戸籍にその名をとゞむるに過ぎない無實の人物であるから、現實にこれを納付するものは僅に十餘萬人であると推定し、その中から毎年三千人の課役を免除して行けば、四十年ならずして全國皆不課の民となり、調庸を納むるものは全く無くなるやうになるであらうといつてゐる。清行の擧ぐる數字は誇張に過ぎ、信用し難い點はあるが、これによつて大體の趨勢は認めらるゝことと思ふ。

四 地方官の私曲 國司は親しく地方民政の局に當るものであるから、その人を得ると否とは直ちに人民の休戚にかゝつて來るのである。然るに國司は中央政府の有力者に媚附して利權の獲得に便宜を供し、その不法行爲をも默過して彼等の勢力の地方に跳梁するに任せながら、中央政府の監督の緩漫なるに乘じ、政府を瞞着して私腹を肥すに汲々とし、部内の人民に對しては苛斂誅求を

擅にした。そのために政府の法制施策が所期の成績を擧ぐることで、人民は塗炭の苦に陥り離散して浪人となるため、租庸調の収入が減少し、政府の財政難となり、それがまた平安時代の公家政治の潰亂の原因ともなつたのである。かくの如き傾向は奈良時代に於ても既に認められ、その末期には地方行政の改革を要するやうになつたのである。延暦三年十一月の詔には「比者諸國司等厥政多僻、不_レ愧撫道之乖_レ方、唯恐_レ侵漁之未_レ巧」と見え、同五年四月の詔には國司郡司の執務について「其莅_レ政治_レ民、多乖_レ朝委、廉平稱_レ職、百不_レ聞_レ一、侵漁潤_レ身、十室而九」といつてゐる。それで延暦年間には地方行政刷新の施策が行はれたのであるが、この傾向を遏止することができず、その後の政府もその弊害を矯正する意の無かつたわけではないが、終に革正することのできないでしまつたのである。その貪婪惡辣なる事例は地方政治のあらゆる方面にわたり、一々これを擧ぐることはできないが、こゝには浪人の發生に關係するところの最も多いと思はるゝ出舉について述べることにする。

出舉は本來貧窮者を援けて耕作を行はしむるために、諸國に於て春夏の間に官稻の中から一定の數を人民に貸付け、秋、收穫の期を待つて本利を徵收する制度である。然るにその利稻を以て國衙の經費その他一定の支出に充て、剩餘があれば國司の俸給の補助として支給することを許したから、出舉は一種の租税の性質を帯び、貧富に拘らず賦課せらるゝやうになり、またその収入の多少は國

司の利益に係るるところから、國司は強ひて増收を計らんとし、弊害を生ずるやうになつたのである。出舉のために官稻を班つには國司が部内を巡行して定むるのであるが、その標準については法典に明文が無いから、今國史に見える類例によつてこれを考ふるに、大同三年九月、東山道諸國は國內の課丁を總計して、その貧富を計り百束以下十束以上を出舉し、弘仁十三年十二月、河内國では管田一町につき三十束を出舉し、紀伊國では一町につき五十束以上を出舉することにした。要するに或は課丁の貧富を斟酌し、或は管田の面積に應じて課するものであるから、その標準は國々によつて異なるところはあつたが、負擔の能力によつてその額を定めんとしたことは明かである。諸國の出舉に供すべき官稻の數は國々の大小、用途、その他の事情によつて一定してゐたので、天平十七年十一月にこれを定めて、大國は四十萬束、上國は三十萬束、中國は二十萬束、下國は十萬束、大隅、薩摩は各四萬束、飛驒、隱岐、淡路は各三萬束、志摩、壹岐は各一萬束としたが、その數字は最高限度を示すだけで、必ずしもその限度に達せしむるを要しなかつたのである。天平寶字元年十月更に別式を以てこれを制定したことが續日本紀に見えてゐるのは、補正を加へて完備を圖つたものであらう。延喜主稅式には詳に各國の出舉の定數及び用途を載せてゐる。併しながら出舉稻の利益は前述の如くその一部は國司の所得となるのであるから、國司は定數を超過して出舉し、本稻利稻の徴收には峻嚴を極めた。その定數を超過して多く出舉することを廣舉といひ、中央政府へ

はその實數よりも少く報告して、その差額を私せんとした。これを隱蔽といふ。廣舉隱蔽は國司の間に滔々として行はれ、中央政府も不問に付するを得ず、屢々戒告を加へてその弊を除かんとしたが効果が無かつた。

かくの如くして諸國の出舉稻は定額を超えて膨脹するのであるが、權門勢家及びその庇護を受くるものは、その屬する主人や官司の威を藉りて國司の賦課に應ぜず、威を以て斥くることのできないものには賄賂を贈つて免れんとした。國司が定數を突破しても出舉を課せんとするにあたり、權力資力あるものがこれを連れるとすれば、その便宜の無い人民の負擔が加重せざるを得ないのであるが、殊に種播の時期に種粒の無い貧民は本利の償還を考へる餘裕もなく、寧ろ進んでこれを借入れようとしたのであるが、收穫期になつてその償還を遲滞すれば、嚴重なる國司の取立に會ひ、家を賣り田を賣つて他郷に浮逃せざるを得なくなるものが多かつたのである。即ち天平六年五月の官符は「公私舉稻每郡數多、至于責徵、償財不足、即償田宅、每年舉受、便計所償、多過其本、又父母之所負、懸不知情妻子、妻子所負、徵不知情父母」といひ、寶龜十年十一月の官符は「比年在外國司尙乖朝委、苟規利潤、廣舉隱蔽、無知百姓爭成貸食、屬其徵收、無物可償、遂乃賣家賣田、浮逃他郷、民之受弊無甚於此」といつてゐる。

出舉は本來貧民救済の旨趣からおこつた制度であるから、その利息の五割といふのも、奈良時代

の古文書に見える民間の貸借の利息に比較すれば遙に低利であるのである。然るに出舉のために却て破産逃亡するものが多くなつたので、延暦十四年閏七月、貧民の負擔を軽減するため出舉の利率を五割から三割に切下げたが、そのために出舉の利率と民間一般の利率の差額が益々大きくなつたから、その間に融通の利得を獲ることができたためであらう、富裕のものが争うてこれを借入れようとしたから、これによつて救済せらるべき貧窮者はその便宜を受くることが却て困難になつた。それで三割の利率は十年許り行はれて、大同元年正月これを廢して五割の舊制に復したが、僅に五年にして弘仁元年九月三割の制を復活した。また出舉の本利稻の償還は債務者自身の責任であり、天平六年五月の官符によつて情を知らざる父母妻子にその償還を強制し得ないことになり、天平年間の正倉院文書などに見えるところでも出舉稻本利の償還義務は本人の死亡によつて解除さるゝことになつてゐたのである。政府は出舉の本來の旨趣に基づき、その損失を忍んだわけであるが、奸民の中には、出舉稻班給の時、多額の本稻を受けながら、本利收納の時期に及び、死亡と詐稱してその責任を遁れんとするものがあり、單に出舉稻本利の損失のみならず、戸籍の上からその名が削除せられて課丁の減少となり、國庫の歳入に影響することにもなるので、延暦十四年閏七月、利率の切下を行つてまもなく、出舉の負稻は本人の死亡するも免除せざることにした。大同元年正月、利率の三割を五割に引上ぐると共に、もとの如く免除することになつたが、その後、時期は明かでないが、免除しないで徴收することになつたので、延喜交替式にその規定が見えてゐる。要するに平安時代の出舉法は延暦十四年の制度が永く行はれてゐたのである。

弘仁以後に於ても出舉が官民の間に濫用せられ、貧窮者がこれによつて救済の便を受くる機會はあまり與へられなかつた。貞觀十二年八月の官符には、出舉を受くるものが國司の屬官に債務のある場合、その屬官は班給すべき稻の中から先づその債務に該當する分を控除して交付するといふことが見え、同十四年七月の官符には、出舉稻の班給のために、國司の屬官が分擔を定めて部内を巡檢するのであるが、その官吏が人民に不法の經費を要請したり、賄賂をもらつて「虚納」を取計らつたりすることが見えてゐる。そして租税として出舉を課せんとするも、有力者のこれに應ぜざることは他の公課の例と同じく、寛平六年二月の官符は「方今良田多歸富豪之門、出舉徒給貧弊之民、收納難濟、官物自失、因斯承前國吏等准量田疇之數、班舉買耕之人、而或諸司官人雜任、并良家子弟、内外散位以下、及諸院諸宮王臣勢家人等、多接部内領作田地、至于班舉正税、偏恃官位及本主、對捍國司、曾無承引」と見えてゐる。

三 浪人に對する政策

(一) 律令の浪人法

浮浪逃亡者の多くなることは課口の減少となり、國庫の收入に影響があるので、律令に定むる國司の處務事項の中で、部内の戸口の増減は最も重要視せられ、考課の一基準とされた。即ち化外の民を招撫するを招慰といひ、從來戸籍に漏れてゐたものを勘出するを括出といひ、官司の勘出を待たず自ら進んで戸籍に入るを隱首といひ、逃亡者が後悔して郷貫に歸つて來るのを走還といひ、これ等の理由によつて課口の十分の一を増すことに考一等を進め、これに反して、或は刑罰のために、或は逃亡のために、或は戸籍の誤謬の訂正により、或は寇賊に對する防衛方法を十分に講じなかつたために、部内の戸口の減少を來たせば、十分の一を減ずることに考一等を降す規定である。

故に、戸口の檢察の制度も嚴正で、戸令五家の條に於て、五家相保の制を布き、五家の中の一家に遠來の客が宿泊したり、保内のものが旅行に出づるときには、同保内に通告すべきことを定めてゐる。法家(穴説)は「此條大指爲防浮隱也」といひ、この規定の主要なる目的は浮浪逃亡を防ぐに在りとしてゐる。未だ戸籍に附かざる人が始めて戸籍に附くときには、保證を取り、逃亡詐

稱にあらざることを知つて後これを聽すのであるが、「保證」の「保」は保人で、法家(穴説)は保は五保内の五人で、親疎を論ぜずこれを取るといつてゐる。五保はその證明の責任を負ふのである。

戸内の口が逃亡すれば戸主はその追訪の義務を有し、逃亡者にして耕作してゐた田地があれば、その租調を代納し、六年を経るもなほその逃亡者を獲ることができなければ、その氏名を計帳から除き、次いで戸籍を造る時に戸籍から削除することになるのである。一戸を擧げて逃亡した時には、五保で追訪の義務を負ひ、その田地は五保及び同里内に居住する三等以上の親族の間に均分して租調を代納し、三年を経て獲る能はざる時には計帳、戸籍からその氏名を削除すること、戸口逃亡の場合と同様である。かくの如くにして戸籍から削除せらるゝことを浮逃絶貫といふ。浮浪逃亡者が隱首走還等によつて計帳に附くときの課役については、賦役令にその規定がある。義解の説を参照してこれを釋けば、雜任その他の資格によつて課役を免除されてゐたものが、解任その他の理由によつて免除資格を失ひ再び課役を負擔することになり、計帳に附くとき、附帳の時期が春であれば課役共に徴收し、夏であれば課を免じて役を徴し、秋冬であれば課役共に免ずる規定で、課は調及び副物、田租の類、役は庸及び雜徭の類である。併し特典地位疾病を詐稱し、或は戸籍に附かざるために課役を遁脱してゐたものは、逃亡者と同じく、附帳の時期の早晚を論ぜず、當年の課役を全

徴する規定である。即ち浮浪逃亡が歸り來つて戸籍計帳に附く時に、律令にはその生活の更生に對する考慮が無かつたやうに思はれる。もつとも古記には隱首の走還を逃亡者の走還と區別し、その課役は別格に依るものとするが、その別格は審かにするを得ない。浮浪逃亡を容止することは律の禁ずるところで、捕亡律に里長が他界の逃亡浮浪を部内に容止し、十五日以上を經るものは、一人について笞三十の刑に處すること、僧尼令に僧尼が情を知つて浮浪人を居止し、一宿以上を經るものは百日間苦使すること、戸婚律に情を知つて逃亡の婦女を娶るものを與同罪とすること等の規定が見えてゐる。婚姻の契約の成立したる後、男が逃亡して一ヶ月までに還らざれば、女家の希望でこれを破棄するを聽し、夫逃亡して二年までに出でざれば子なき妻は改嫁することを聽し、三年までに出でざれば子ある妻といへども改嫁することを聽すことが戸令に定められてゐる。

以上は律令の規定であるが、その施行の實狀を當時の古文書に徴するに、前述の如く、逃亡者は三年或は六年の後に計帳から除くのであるが、神龜三年の山城國雲上里の計帳には和銅年間の逃亡者を載せてゐる。和銅から靈龜、養老を経て神龜となり、神龜三年は靈龜元年から數へても十一年になるから、令制からいへば和銅年間の逃亡者は計帳から除くわけであるが、これを除かないで、同戸のものをしてその調を代納せしめてゐた。その例を擧ぐれば、

戸主少初位上出雲臣廣足戸略○中

課口伍人

見不輸貳人少丁

見輸參人正丁

輸調錢貳拾漆文

戸主少初位上出雲臣廣足、年陸拾玖歲略○中

男出雲臣眞床、年參拾肆歲 正丁 和銅五年逃_二出雲國略○中

男出雲臣槻麻呂、年貳拾伍歲 正丁

男出雲臣秦勝、年貳拾歲 少丁 和銅五年逃_二因幡國海郡略○中

孫出雲臣大土、年拾玖歲 少丁 右類黒子略○中

戸出雲臣意美麻呂、年參拾肆歲 正丁 和銅二年逃_二越中國蒲原郡略○下

これ等の例によつて見れば、逃亡者の生存中は、同戸のものが調を代納しなければならぬやうであるが、そのために逃亡者の増加するに従ひ、同戸の負擔が加はり、更に逃亡者を出すやうになる憂があるのである。そのためか、或は他に理由のあつたか明かでないが、後に至つて逃亡者の調庸が半減になつた例が、天平十二年の文書とせらるゝ越前國江沼郡山背郷計帳に見えてゐる。この計帳は僅に二戸分だけを遺すに過ぎないのであるが、一戸には三人の「逃」があり、他の一戸には一

人の「逃」があり、いづれも「逃」を以て「半輸」とし、正丁次丁を「全輸」としてゐる。松本愛重氏の所説史學雜誌第十三大號大日本古文書の研究に據れば、全輸は調庸共に納め、半輸は調だけ納め庸を免ぜらるゝものである。その論斷にはなほ考慮の餘地のあるやうに思はるゝが、とにかくこの計帳によれば、逃亡者は、兵士、侍、郷長と同じく半輸の特典を受けてゐることは明かで、律令の逃亡者に對する態度と異なる點は注意を要することであらう。

(二) 檢括と編附

政府は浪人の發生を防止するため、第一に浪人の檢括につとめ、次に本人を本貫の地に歸住せしむるか、その現住地に新に編附して、課役を徵收する政策を採つた。律令の制度が周到な用意を以て浪人の檢括に備へてあることは前述するところによつて明かである。政府も常にその方針を維持してゐたが、養老三年七月始めて按察使を置き、その所管の國司の政治を巡察して督厲せしめたが、その訪察事條として定むる十ヶ條の中、第三條は「籍帳皆實、戸口無遺、國郡官人能加檢括、帳籍戸口無所隱漏、」といひ、第四條は「繁殖戸口、増益調庸、國郡官司撫育有方、戸口増益調庸多進、此謂三分成」といひ、共に浮浪逃亡の多少と表裏するもので、殊に第三條はその檢括を厲行するものであらう。併し、戸籍、計帳、官符その他の法令に據れば、殆ど何れの年代を問はず、薩摩、大隅、陸奥、出羽等の諸國に於ても延曆四年十二月官符、承和十年四月

官符參照 浮浪逃亡は絶えなかつたのであるが、殊に寶龜十一年十月の官符に據るに、伊勢國で諸郡に命じて嚴に浮浪逃亡を檢括せしめ、逃亡、死亡等詐稱して課役を遁れてゐたものを括出して本籍に編附せしめたところ、一舉にして千に近き數を得、これによつて調庸は例年の倍額に達したので、政府は京畿七道諸國に令して伊勢國司の成績を賞揚し、諸國の吏もこれに倣つて部内の浮宕の人民を檢括すべきことを命じた。併しこれ等の人民は皇族、寺社、貴族の莊園に國郡司の追求を免れんとし、莊園領主もその開拓のためにこれを招集せんとし、前述寶龜十一年の官符に浮宕の民が「被驅王臣之庄、徒免課役之務」「浮宕之徒集於諸庄、假勢其主、全免調庸、郡國寬縱會無催徵」といひ、親王及び王臣の莊に居住する浪人の調庸を徵收すべきことを命じてゐる。併し、その傾向は、爾後莊園が諸國に盛なるに従ひ、益々急激になつて來るので、國郡司の浮宕の檢括は、それだけ益々困難になつて來たわけである。

次に括出した浮逃の編附の政策について述ぶることとする。戸令に浮逃絶貫のものはその所在地に於て新に戸籍に編附し、原籍地に還らんと欲するものはこれを聽すことの規定があり、浮逃の現在の居住地の戸籍に編附することを原則とし、希望者にだけ本貫の地に還ることを聽したやうに解せらるゝが、養老四年三月の太政官奏は、官憲の括出を須たず、自ら浮逃の過を悔い、本貫に還らんと欲するも、多年他郷に流浪して既に破産し、更生の道を樹立することの困難なるものあるを察

し、浮逃して六年以上を経、過を悔いて本貫に還らんとするものには、特に復一年を給はり、その一年間の課役を免除せられんことを奏請して、御裁可を受けてをり、翌五年四月の官符は檢括によつて獲たる浮逃の中、本貫に還らんと欲するものはこれを遞送せしめ、狀を興へて路次の煩無からしめんとした。即ち政府は律令の方針と異なり、浮逃を現住地に編附するよりも、寧ろその本貫の地に歸還せんことを促す方針を取つたのである。而して天平八年二月の法令は更に編附の方針を一擲して、直にその氏名を録して調庸を全輸せしめ、當處に「苦使」すべきことを命じた。政府の浮逃に對する態度がかくの如く急激な變更を示すに至つた理由は明かでないが、編附の方針を復活した寶龜十一年十月の法令を廢棄して、天平八年の舊制を復活した延曆四年六月の官符によつて見れば、浮逃を編附するには新に口分田を浮逃に班給したのであるが、「因茲國司觸途欺妄、今年編附給口田、來歲逃亡不還地、遂致人田共隱沒」といひ、浮逃の編附は徒に國司の口分田隱沒の手段に供せらるゝに過ぎなかつたから、寶龜十一年の復活後僅に五年にして再びこれを廢止したのである。但し天平八年の法令は國司には全く關係なく、浮逃に口分田を班給せざるのみならず、調庸を全輸せしめ、當處に苦使せよといふのであるから、その責任は浮逃自身にあつたやうに考へられる。延曆十九年十一月、京畿諸國に於て從來隱首括出の浮逃のために口分田を班給してゐたのを廢止するに至つたのも、その奸民のために濫用せられて口分田獲得の手段とせられたからである。

浮逃の編附は延曆四年の官符によつて廢せられたわけであるが、その後また復活せられたものか、同十九年畿内諸國で隱首括出の口分田班給を廢した時には編附は既に行はれてゐたのである。大同元年八月、隱首括出の編附を許さざるは益、浮宕を増加する所以であると爲し、令制に従つて籍帳に附けるやうにし、延曆十九年の法令を廢棄したが、齊衡二年三月に至りこれを復活して編附を許さざることにした。即ち大同元年から齊衡二年まで五十年間は浮宕の編附が行はれ、齊衡二年以後は廢せられたのであるが、既述の如く天長以後京畿諸國の班田は中絶してゐたのであるから、この期間に於ては浮逃の編附によつて口分田を班給することは事實でなかつたことであらうと思ふ。太宰管内諸國に於ては、延曆十六年四月太政官は太宰府に對し、官符を以て浮逃の檢括を厲行すべきことを命じ、檢出した浮逃はこれを本貫の地に歸還せしめ、留住を請ふものは編附せしめた。併し、これ等の徒は、一般の浮逃と同じく、浮宕、浪人と呼ばれてはゐるが、「秩滿解任之人、王臣子孫之徒、結黨群居、同惡相濟、佞媚官人、威陵百姓、妨農奪業」と稱せらるゝもので、退職官吏や貴族の子弟の他國から來住し、その地方に勢力を得たものであるから、一般の浮逃とは性質を異にし、本籍地に歸還する意志は無かつたであらう。また政府が編附するとしても、恐らくはその氏名を籍帳に加ふるにとゞまり、彼等のために特に口分田を班給することも無かつたであらうと思ふ。齊衡二年六月の官符は、この法令を引いて嚴に「浪人」の檢括を行はしめ、歸還又は編附の

方針を繼續したが、元慶八年八月、國司の上申により上總國に令して部内の浪人を放逐せしめ、歸還、編附の外に放逐といふ新方針を加ふるに至つた。上總國に於ても、延暦時代の九州と同じく、國司は前任國司の子弟等の跋扈に苦しみ、租税の逋脱多く、調庸の減收の著しき、皆これ等「富豪浪人」によるものとし、これを部外に放逐し、たゞその留住を請ひ國務に従ふもの、即ち國司の政令に反抗せざるものだけ、國司の裁量の下にその地の戸籍に附貫せむことを太政官に申請し、その結果、放逐令の發令となつたものである。

浮逃を編附して口分田を班給するといふことは、平安時代班田が中絶するやうになつてからは、地方の實狀としてこれを行ふことは不可能に近いと思はざるを得ない。仁壽三年五月の官符によれば、當時美濃國では班田は未だ中絶するに至らなかつたやうであるが、なほ「新付括責之輩、無給口分、不堪貢賦、人民易逃、戸口難増」といつてゐる。延喜以後全國にわたつて班田が廢絶するやうになつては、浪人の口分田班給は、おのづから停止といふことになつたのである。天慶五年十二月の太政官符^{政事要略卷六十}は、調庸收入の不足を補ふために、口分田を以て地子田と爲し、その地子稻を以て所當の調庸に換へしめたが、「但至于浪人、無口分田」といひ、別種の方法によらしめた。この時代、浪人の口分田班給は既に全國的に廢止せられてゐたのである。

(三) 移住の制限と獎勵

畿内五ヶ國は大化改新以來特別の行政區域となり、調庸の令制に於ても、京畿の民は叢轂の下に或は京城に近く住んでゐる關係から、畿外の民に比すれば臨時の賦役の多いために、その事情を酌して、特に京畿の民に對しては庸を課せず、調の布も正丁一人一丈三尺の規定であるから、畿外諸國の正丁一人の調布二丈六尺の半額に過ぎないのである。併しながら臨時の賦役の頻繁なると、これを負擔すべき徭丁の少數なるため、その住民のすべてが必ずしも調庸の減免に満足してゐなかつたであらう。その事情はとにかく、京畿の民の畿外に逃亡するものは少くなかつたので、神龜三年の山城愛宕郡雲上里、雲下里の計帳、年代國郡共に未詳であるが大略天平五年頃の山城國の計帳と推定せらるゝもの等を見るに、その戸口に紀伊、攝津、播磨、丹波、因幡、越前、近江、伊賀、尾張、武藏等の諸國に逃亡してゐるものがある。また神龜に先だつて、靈龜元年八月、京人の畿外に流宕せるものを當國に貫して事に從はしめたことが續日本紀に見えてゐる。そして天平寶字前後にはその數益、多くなつたものと見え、同書天平寶字五年三月の條に「京戸百姓規避課役浮宕外國、習而爲常、其數實繁、各在所占著、給其口田」といつてゐる。この兩條とも、京人の畿外に浮宕するものを強ひて歸還せしめようとせず、寧ろその現住地に附貫せしめ、口分田を給する

やうにしたので、編附することを主としたのである。かゝる京戸や山城の人民に認めらるゝ畿外への浮宥の傾向は畿内諸國一般の傾向と見るべく、政府のこれを現地に編附せんとする方針も、京畿諸國に共通の方針であつたのであらうと思ふ。然るに平安時代になつて、大同四年九月、京畿の人民の畿外に居住するものは盡く本貫の地に歸還せしめ、留住を請ふものだけを現住地に編附せしむることにし、京畿附貫の人民に畿外に於て口分田を給することを禁じた。その編附よりも歸還に重きを置くに至つた理由は、官符によれば、彼等は遠く郷里を離れてゐるため、たとひ調衛を闕かさるにもせよ、臨時の徴發を免るゝといふ事實に基づくものゝ如くである。即ち彼等は畿外の民に比して課役輕減の特典を享けながら、畿外に在つて、課役輕減の代償たる臨時徴發の義務を連れんとしたのである。

かくの如く當時畿内の人民の畿外へ浮宥するものゝ少くなかつたことは知らるゝが、課役の重壓に苦しむ畿外の人民の、調庸の輕減せられてゐる畿内諸國に流入せんとするものは更に多かつたであらうと思はれる。延暦十九年十一月の官符はこれを述べて「都鄙之民、賦役不同、除附之事、損益已異、今聞、外民挾_レ奸、競貫_二京畿_一、隱首括出_二二色_一是也、非_二唯增_レ口食_一田、實亦冒_レ名假_レ蔭」といつてゐる。即ちこれ等の浮宥の中には、單に戸口の數を増して口分田を食のみならず、他人の氏名を詐稱して、貴族の子弟の特典たる蔭に與からんとするものもあつたのである。それで同官

符で畿外の人民の畿内へ流入せるものに對して、令制の隱首括出に關する措置を停止したが、大同元年八月、この改正を以て却て浮宥の類を増加する所以であると爲し、これを解除するに至つたことは前項既に述ぶるところであり、たゞ冒名假蔭は法によつて罪することにした。その後、齊衡二年三月、「外土之民、奸附_二京畿_一、多遁_二課役_一、無_二懷士心_一」といひ、延暦の制を復活して、隱首括出を編附し籍帳に附することを禁じ、當局の官吏を警めてこれを厲行せしめ、たゞ隱首にして附帳の已むを得ざる事情のあるものには、その事情を認定する氏中長者（氏上）の署名を加へて官司に届出でしめ、これを受理した官司は太政官に上申し、その指令を待つて附帳することにした。併しかゝる制度の改廢が畿外の民の畿内へ流入するを防止するに、果して、か程の効果があつたか疑問とせざるを得ない。三代實錄元慶三年九月四日の條に、近江國野洲郡の百姓永野忌寸吉雄等男女百五十一人が、承和四年左京に附貫した同郡の百姓永野忌寸石友の子孫と詐稱して京戸に入り、數十年間、調庸を減損してゐたといふ事實が露はれ、京戸の籍を除き、近江の本貫に還された例が見えてゐる。齊衡二年の法令によつて畿外から京畿へ籍を移すことの困難となるや、畿外の人民は當局の官吏に賄賂を贈つて目的を達し、その中には氏姓を詐稱するために戸主に賄賂を贈るものもあつたといふ。それで寛平三年九月、官符を以て畿外の百姓の不法手段によつて京戸に入ること厳禁し、もし戸主が隠して他人から告發せられ、當局の官吏が忍んで檢察を怠れば、法によつて處分せ

んことを宣言した。而かも同日また政府は官符を以て京戸の子弟の畿外に居住することを禁じ、國司に命じて嚴に檢察を加へ、翌年七月までにその去留の狀を言上せしめて、その徹底を圖り、京畿地域を一區劃として浮宥の徒の内外に出入するを禁ぜんとしたのである。

かくの如く政府は移住の制限によつて浪人の京畿地方に集中することを抑止せんとしたのであるが、奥羽地方に於ては浪人を招集して移住せしめ、その開拓事業に参加せしめんとした。この政策は當時の浪人政策として最も有意義なものであつたやうに思はるゝが、その成果はどうであつたらうか、その経過について述べようと思ふ。

奈良時代の初め奥羽の諸國は蝦夷の侵略を免れず、邊民は屢々その難を被つて東西に流離分散した。それで養老六年閏四月、陸奥按察使の管内に於ては、住民の調庸を軽減して農業を勸課し、騎射を教習せしめて、農業の發展と警備の充實を圖り、その地方から兵衛、衛士、帳内、資人となつて在京するものは本國に還らしめ、更に人夫を徵發して十日づつ使役し、糧食を給し、必要な農具は官物を貸して、良田一百萬町の開墾事業を企てた。併しその成果は史上に徴すべきものが無い。奥羽の開拓は當時の國家の重要な事業ではあるにしても、これに従ふものは一身上の危険と生活の苦難を覺悟せねばならないので、その人員を得ることは困難であつたらうと思はれる。そのため政府は浪人を選んでこれに當らしめようとした。天平寶字二年十月、桃生城の築造のため陸奥

の浮浪一千人を徵發したのはその一例で、調庸を免じて棚戸と爲し、これを土着せしめようとしたのであるが、神護景雲二年正月の陸奥國の上申によれば、彼等はもとより土着の心なく、機會があれば逃げ去らんとしたといふ。政府はこれ等の浪人に對して寧ろ同情を表し、陸奥國の隣國より三丁已上の戸二百戸を伊治桃生兩城に配置し、その土着を待つて鎮兵を減ぜんとする稟議に接して、太政官議は「夫懷土重遷、俗人常情、今徒無罪之民、配邊城之戍、則物情不穩、逃亡無已」といつてこれを聽さなかつた。そして官議は、當國隣國を論せず、自ら進んで邊境開拓の利を求めんとするものを募集して破格の特典を與へ、安んじて兩城の配戍に就くやうにすべきことを指令した。これによつて如何なる募集の條件が決定せられたかは明かでないが、同年六月浮宥の百姓二千五百餘人を伊治村に置くといふことの續日本紀に見えるのは、依然、浪人を配置する以外に他の方法の無かつたためではなからうかと思ふ。平安時代になつて、延暦二十一年正月坂上田村麻呂を遣はして膽澤城を造築した時にも、また駿甲信以東諸國の浪人四千餘人を發してこれに配置せんとした。

これ等の浪人が配戍に就き、新生活に意を安んじて終生土着の計畫を樹立するに至れば、洵に幸といふべきであるが、奥羽兩國は他の諸國に比して、浪人にとつて一層苦難の地域ではあらうとも、決して特に安住に適した地域では無い。承和十年四月の官符は「陸奥人民既宥出羽、出羽百姓還

陸奥、去就無定、尙遺多綺」といつてゐる。兩國の開拓が漸く進捗し、民間の開墾事業が行はるゝに従ひ、權勢資力のあるものは山川林野の利を獨占して開墾を進め、百姓はこれによつて從來の生業を失ふものがあつた。延暦二十二年十月、出羽國郡の田地を占開することを禁じたのはそのためであるが、陸奥に於ても事情は全く同一であつたらうと思ふ。而かも權勢無く、資力の乏しい百姓浪人が便に隨つて開墾したものは、國司が巡檢してこれを收公した。そのため人民離散して動搖の色があつた。その墾田が有效なる公驗を伴はなかつたことが公收の理由となつたと見え、弘仁二年正月、特に陸奥出羽兩國の墾田については、公驗が無くとも收公すべからざることとしてその安住を圖つた。この間にあつて配成の浪人が獨り城柵に安住するといふことは考へられないことであつて、兩國の人民の課役を連れて他郷に流浪するものゝ多いことは他の諸國と異ならないので、もとより「部内曠遠、戸口稀少」の兩國は寛平延喜の頃に至るも人口の増加を期待することはできず、従つてまた蝦夷の侵寇に對する防備の不安を免れなかつた。寛平五年七月、陸奥國は政府に請ひ、官符を京畿七道に下して陸奥の浮岩を檢括して本國に還らしめ、その歸還者には特に課役の輕減その他の優遇を加へて更生に資し、家業を再建せしめて、邊成の充實、開拓の進捗を計つたが、その成績は例によつて徴するを得ない。

(四) 課役の特例

浪人の調庸は國郡司の作成する浮浪帳によつて徴收するのである。浮浪帳は國郡司が部内の浮浪について戸口の課不課、同年度納付すべき調庸の數量等を記載したもので、毎年一回大帳使又は調帳使によつて諸國から太政官へ送る規定になつてゐる。浪人とはいつても、これ等の浪人は既に放浪的生活を去り、口分田の班給を受けてその地に定住するものであり、その中には既述の如き「富豪浪人」と稱せられた浪人もあつたわけであるが、當時の法制は、本貫の地に定住する土民と本貫の地を離れてゐる浪人との別を嚴にしてゐたのである。延喜主税式に見える青苗帳の書式にも、土民の田地は「某郷戸主姓名戸田若干」とし、浪人の田地は「浪人姓名營田若干」として、兩者を截然區別して記載することになつてゐる。

浮逃者に對する政府の方針が、養老四年のその本貫に歸還したるものに對して調庸を免じて更生に資せんとした同情的態度から、天平八年一變して強硬となり、調庸を全徴し當處に苦使せしむるやうになり、その後には於てまた沿革のあつたことは既に述べたところである。而して租稅身役の負擔は、土民浪人必ずしも同一ならず、政府の浮逃に對する態度の變遷によつてその間に寛嚴の差を生じたのである。天平八年の前か後か審かでないが天平年代の文書と思はるゝものに於て、逃亡者

の調が一般士民の半額なる一例を見ることができたが、平安時代の初期には天平時代と反対に、士民と浪人との異なる場合、浪人の負擔は士民よりもやゝ重きを常としたのではなからうか。陸奥國に於て、士民の調庸は狭布で納めしめ、浪人の調庸は特に廣布で納めしめてゐたが、浪人から機械の難易同じからざるを理由として士民に准ぜられんことを申請するに及び、大同五年二月、浮浪も士民と同じく狭布で調庸を納むることになつた例がある。また士民が令制によつて水旱不熟のために調庸を減免せらるゝ時にも、浪人は「今法家所_レ勸、雖_レ遭_レ水旱、一無_レ所_レ免」としてその恩典に浴するを得なかつた。大納言藤原園人がこれ撫民の道にあらずとし、「今吏或非_レ其人、侵擾无_レ已、棄_レ家失_レ業、浮_レ宕他郷、尋_レ其由趣、過在_レ官吏」といひ、その改正を促した結果、弘仁二年八月の官符によつて浪人の調庸も「平民」に准じて減免することになつた。また延喜主計式を見るに、左右京、畿内諸國の錢で調を納むるものは、「一丁輪錢、隨時増減」としてその額を定めてないが、畿外の人民の逃亡して畿内に居住するものには、これを定めて、一丁につき調は二百五十文、庸は一百二十五文としてゐる。左右京五畿内の百姓の調庸は、元慶二年六月、前年まで貞觀錢十五文であつたのを改めて、十五文を増して三十文とした例がある。式の浪人の調錢とは懸隔が甚だしいから、或は直ちに比較するを得ないと思ふが、注目すべきことであらう。その他の諸國に於ては、飛驒では士民は全く調を免ぜられてゐるに拘らず、浪人だけが調として商布を納め、信濃で

は特に浪人の調庸に限つて商布を徴し、越中では浪人は別に商布二段を納め、長門では大津阿武兩郡の浪人の調を以て銅鉛を採掘する料とする規定である。元慶六年二月、紀伊國の浪人の調庸は士民に准じて絹綿を納めしむることが三代實錄に見えてゐるが、延喜式では浪人の調庸は士民と異なり、錢で納めることになつてゐる。

身役に於ても特に浪人の賦役とするものがあつた。山城國泉河の船橋は、僧行基が諸人行旅の便を圖つて架したもので、同じく行基建立の泉河寺の管理に屬したが、水流の關係上破損し易く、洪水のある毎に通行不能になるので、別に渡船を備へ、山城國から徭夫二人を以てその監護に當らしめたが中絶するに至つた。それで貞觀十八年三月、政府は寺家の請願を納れて、浪人二人の雜役を免じて寺及び船橋等の監護に當らしめ、これを永制とした。また備前國司は瀬戸内海に跳梁する海賊の掃蕩に苦しみ、浪人の勇敢なるもの二百二十四人を選んで、宿舍を要害の地に造つてこれを配置し、兵器舟楫を給して警戒守禦に當らしめ、元慶七年十月、國司の公廩稻二萬束類聚國史卷八十四、十萬束を別に出舉し、その利稻を以てこれ等浪人の糧に充てんことを政府に請うて聽された。諸國の軍備警察力の衰へ、地方の秩序の動搖するに従ひ、浪人のこの種の任務を果たすに便なるものとして徵發せらるゝことは漸次多くなつて來たことだらうと思ふ。天慶二年四月、これより先き出羽に俘囚の亂が起り、出羽國司は陸奥國司の援を求むると共に、急使を京都に馳せて太政官の指令を請

うたが、太政官は同月十九日出羽國に官符を下し、國內の浪人は、その高家たると雑人たるを問はず、皆軍に従ふべきことを命じた。本朝諸國に莊園が相次いで起るに及び、浪人が莊園に走り、莊園領主の保護を受け、その勢を借りて國司に反抗せんとしたことは既に述べたところであるが、その中には武力に富む浪人もあつて莊園の武力を構成するに至つたものも少くなかつたであらう。

四 結 語

律令の税制は田に課する租と國民の體力に課する調庸とを主としたものである。調庸は一種の人頭税ではあるけれども、班田收授が規定の如く行はれて、國民の生活が安定を得てをれば、貧富を斟酌しない調庸も、租税としてのその缺點を、これによつて補ふことができるのである。然るに班田收授が延期から中絶、廢絶し、國民生活の安定が失はるゝに従ひ、調庸は人頭税としての缺陷を愈々暴露すやうになつた。而かも直接民政に當る地方官は多くは私利を圖るに汲々たる徒であつたから、調、庸、雜徭、出舉、皆彼等によつて悪用せられて苛斂誅求の具となつたが、權力資力あるものはこれを回避せんとしたばかりでなく、當然負擔すべき國民の義務もこれを免れんとしたから、地方官の犠牲となつたものは概して資力之しい貧困者であり、その窮するものはこれによつて益々窮するやうになり、終には郷貫の地にとゞまることができず、一家相携へて浮浪逃亡とならざるを得なかつたのである。これに對する政府の對策は極めて緩慢なるのみならず、民政に誠意のない地方官によつて運営せらるゝのであるから、もとよりその成果を期待するを得なかつたが、政府の浮逃に對する態度の一轉して強壓的となるに至り、浪人は全く救はれざるものとなつてしまつた。

要するに浪人の發生は主として制度の缺陷と地方官の荒政とによるものであるから、藤原國人のその責任を官に在りとしたのは、正當なる見解といふべきで、彼等が安住の地を求めて、地方官の威力の及ばない莊園に赴いたのは、勢ひ已むを得ざるところで、寧ろ當時の官憲が彼等を驅つて莊園に奔らしめたと考へてよいであらう。莊園領主はまたその莊園を開墾するに彼等の勞力を要するために、進んでこれを迎へ入れて保護し、地方官の正當なる追求をも排斥せんとしたのである。かくて後には莊園の浪人招集は幾分法制化され、延喜以後の史料には寺社の政府に請うて浪人を莊園に招集して雜役開墾に資せんとするものがある。その例を擧ぐれば、東寺百合文書「リ」の部、寛仁二年の讃岐國多度郡善通寺司の解文には

一請_レ被_レ令_下開_二國衙勞_一成_下充_二仕_一寺家修理雜役_一浪人二十人事

右寺國內爲_二第一_一爲_二寺_一、建立堂塔房舍勝_レ他、而田園地子乏少、雜役下人等已以無_二一人_一、若被_下給浪人免符、和_二勝比國人_一、勤_二仕寺務_一、但奉_二爲當國_一非_レ可_レ有_レ損事、仍請_レ裁、

といひ、延久四年の石清水文書は美濃國池田郡泉江庄の由來を述べて左の如くいつてゐる。

彼宮寺○石清萬壽元年十月廿三日牒國衙狀云、得法華三昧院陳狀云、件庄久爲院家領、以其地利充用佛聖供燈料、而前年大疫之間、庄司住人等皆悉死亡、庄田多荒廢、代代免判、於庄司宅被紛失了、望請奉牒國衙、招越他國之人民、開發庄田、且不論荒蕪、被免除雜事、兼又給國衙、欲申成官省符者、

また醍醐寺雜事記に收むる長承元年の官宣旨には越前國大野郡牛原庄の起源を説いて左の如くいつてゐる。

然間彼國守源高實朝臣任、應德三年、爲奉報椒房之舊德、ト彼牛原荒地二百餘町、施入寺家、

○醍醐寺
圓光院 卽定四至、令打勝示、漸招浪人、開墾田代、

浪人が順良なる人民たる限り、莊園領主の保護の下に莊民としてその地位に甘んじたであらうが浪人の中には窮餘不良の徒となり、亂民となるものもあつた。彼等は國郡司の無氣力に乗じ、同惡相依つて群を成し、官民の間に跳梁跋扈し、所謂富豪浪人となるものもあつた。日本靈異記は奈良時代、越前國に「浮浪人之長」なるものがあつて、浮浪人を探ねて雜徭に駆使し、調庸を責め取つてゐたことを傳へてゐるが、平安時代、地方の秩序が彼等によつて破壊された事例は史上益々多くなつて來るのである。三善清行の藤原保則傳によるに、仁和三年保則太宰大貳に任じ、その職に在るや、兵力を以て群盜の掃滅を勸むるものがあつたが、保則はこれを斥けて賑恤の必要を説き、そ

の俸米を以て群盜の藪澤と目せられた筑前、筑後、肥前三國に殖ち、熾撫を加へ生業を繼がしむるやうにしたので、騷擾忽ち息み、部内靜謐に歸したといふことである。保則はこれ等群盜の難を以て全く浮浪の徒の窮餘に出づるものとしたので、傳はこれを左の如く述べてゐる。

公曰、吾聞、此盜渠帥、率非編戶之民、皆是流浪之輩也、或良家子弟逐衣食之利、或舊吏僕從取婚姻之便、寓居邊城、猶如桑梓、而比年不稔、生產失利、無賴之輩、同惡相濟、爭尋干戈、赴爲賊徒之○中此輩不略必懷凶狡之心、多是爲飢寒被逼迫而已、若施以恩賑、自應食樵菽音、

かくの如くして浪人の強豪なるものは、各地方に於て隱然一勢力を成し、國司その制御を誤れば部内の動搖を來たすので、その處置は國司の戒心を要する事項となつた。朝野羣載卷二の「國務條々事」として國司の心得べきこと四十餘條を擧ぐるものの中には、「不可輒狎近部内浪人并郡司雜任事」を一々條として擧げ、「百姓狎近、必瞻賢愚、内表虜胡、外放狎詞、仍於公私務自有忽諸、但隨國體耳」と説いてゐる。

(大正三年國民經濟雜誌第十六卷「班田收授法の實施に就いて」、同四年同誌第十七卷「王代の浪人に就いて」合併改題)

六 尾張國解文に就きて

大化の改新に上古の國造縣主を廢して、新に中央集權の政治組織を樹立し、中央より官吏を地方に派遣して其政治を行はしむることになった。國造縣主の政治は當時弊害百出して、到底これを維持するに堪へなかつたものであるが、新に律令の規定によつて行はるゝ地方政治にも幾多の缺點を伴ひ、律令編纂者の豫期した成績を挙げ得なかつたばかりでなく、奈良朝から平安朝にかけて地方政治は益々紊亂して、藤原氏專政の時代に至つては、地方は全く中央の高位大官の喰物になつてしまひ、地方の人民は無情なる地方官吏の非政の下に喘ぎ、國家は地方より入るべき收入をこれ等地方官のために横領せられて歳入の減縮に苦しんだ。その結果、地方の人民は離散して浪人となるものが多く、朝廷の政治は歳入の缺陷を補ふために益々墮落して院政時代になるのである。

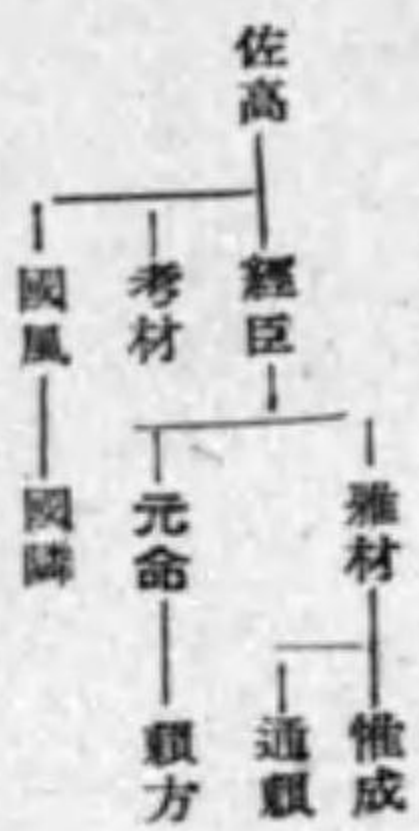
斯の如く地方政治の墮落して行つた經過に就きては、國史や類聚三代格によつて見ることが出來

るが、藤原氏專政時代になると纏つた史料がないために其研究が困難になつて来る。然るに一條天皇の御代、尾張國の郡司百姓が一致して國守藤原元命の非政三十一箇條を擧げ、元命の停任を朝廷に追つたことがあり、その時郡司百姓から太政官へ上つたものが尾張國解文として傳はり、その正中二年の寫本が名古屋市の眞福寺に藏せられてゐる。其奥書には伊勢桑名郡内富津御厨小山勝福寺に於て寫したといふことが見えてゐる。また別に同國海東郡一色村西方教寺に文和二年の寫本といふものが藏せられ、眞福寺本の卷首に關してゐるところが本書によつて補はれる。大正四年名古屋温故會發行の眞福寺本複製本の解説に據るに、西方教寺は今寺號を改めて國成律寺といひ、其書既に散逸すといふ。この書は當時の地方官の非政をまた同市若山善三郎氏、應長元年の鈔本を天保三年轉寫せるものを藏すといふ。

如實に示すもので、當時の地方政治を研究するのに屈竟の史料であるところから、早くより學者の注意を惹き、黒川春村は安政年中既に本書につきて研究するところがあり、國史大系本日本紀略の頭書に其按が見えてゐるが、明治二十五年小中村清矩氏が其解説を作つて法學協會雜誌に寄せたものが、陽春廬雜考に收められてゐる。今兩碩學の研究を參考して、本文書を中心として當時の地方政治を考へて見ようと思ふ。なほ本文は史籍集覽第二十四冊に收められ、雜考の解説にも本文を全部引いてゐる。

二

藤原元命は左大臣魚名の後肥前守經臣の男で、其系圖は尊卑分脈魚名公流に出で、左の如くなつてゐる。



なほ分脈の註に據れば、母は周防守源致の女、尾張守從四位下に至り、或は國隣の子であるといふ説を傳へてゐる。元命の訓方につきて、小中村氏の解説には傍訓はもと眞福寺本に加へたるを基として黒川氏の増訂せるものに従ふといひ、モトナガと訓んであるが、日本紀略の春村の頭書にはモトヨシと訓ませたてゐるのはどういふわけだらうか。本文書は何時太政官に訴へ出されたものかもまた明かでない。日本紀略によつて、永祚元年二月五日、朝廷に於て右愁狀に基づいて元命の更迭に關する評議の行はれたことはわかるが、その前年の永延二年の暮に訴へ出でたものであるか、或は翌永祚元年の正月中に訴へ出でられたものか不明である。小右記の永延二年の分は月を逐うて遺つてゐるけれども拔萃だから、小右記に見えないからといつて、永延二年のことでないとの斷案は

下されぬ。解文の終に、「郡司之職不_レ違_レ事、百姓之身被_レ絆_レ役、爲_レ劇_二外國四度之務_一、難_レ侍_二中花萬機之底_一、爰纒離_二亡國_一陪_二官底_一、猶若_二俎上之魚移_二於江海_一、刀下之鳥籠_二於林河_一」とあれば、郡司百姓は京都に上つて之を訴へたのである。朝廷はこれを納れて、永祚元年四月五日の除目に元命の任を停め、新に文信なるものを尾張守としたといふことで、小中村氏は小右記の文を引いてゐるが、近頃出版になつた小右記には永祚元年の分は全く缺け、これを見るを得ない。

解文の中に列擧する元命の非政が事實であるにしても、彈劾状たる解文の性質を考へなければならぬ。既に元命を彈劾するのが目的であつて見れば、元命の悪いことを大いに誇張することが必要である。それで解文には地方官の職責を説いて元命の施設がこれに反する事を論じてゐるが、かやうな論法を以てすれば、當時の地方官にして郡司百姓の糺彈を免るゝものはなかつたであらう。また解文の中には他の國々の例に言及することはあるが、具體的に其國名或は其國司の名を擧ぐるところはなく、頗る抽象的になつてゐる。この解文によつて當時の地方政治の得失を窺はんとするのには、元命の政治は當時の地方官として特に甚だしいものであつたか、或は普通の例であつたかを決しなければならぬのであるが、この解文の内容からはその判定が出来ないのである。もし前者であるとするならば元命の政治は極悪の例になるので、解文を読むものはその積りで讀まねばならぬ。随つて元命は特殊の例となるので、當時の地方政治の一斑とすることは出来ないのである。併

しながら三代格などに出てゐる官符などを讀んで、この解文に臨めば、勿論普通以上に悪いのではあらうが、その間には一貫した脈絡があつて到底特殊な一例とする事は出来ないやうである。また郡司百姓が國守の非政を指摘して中央政府に其更迭を迫つたのは、彼等が特に其苦痛に堪へかねたの上であらうし、また中央政府に於てこれを納れて其職を罷めたのも、元命の非政が一般の標準以上に甚だしかつたからであらうかといふ疑が起るであらう。併しながら郡司百姓が國守の非政を訴ふるといふことは珍しい事ではなく、延喜十四年の三善清行の意見十二箇條に、「請_レ停_レ止_レ依_二諸國少吏并_二百姓_一告言訴訟_一差_二遣朝使_一事」といふ一條があり、清行に従へば寧ろ其の多きに苦しむ程で、それを中央政府が一々眞に受けて國守を調べ、地方民に對する國守の威嚴を失墜せしむるに至ることを憂へてゐる。然らば中央政府が元命の尾張守の任を停めたのは、元命の非政といふことの外に政事上の關係があるのではなからうかと思はれる。一條天皇は寛和二年六月花山天皇に次いで踐祚なされたのであるが、花山天皇の御代には、藤原兼家は右大臣であつたが外戚の關係がないところから御信任がなく、天皇の御母藤原伊尹の女懷子の兄である參議義懷と左中辨惟成とが専ら御信任を受けて庶政を裁決し、從來の弊政を改革して將に面目を一新せんとするに至つたのである。こゝに於て兼家は義懷を排斥せんがために、其子道兼をして天皇に御退位をお勧め申し、天皇の御退位によつて兼家の女詮子の御生みになつた一條天皇が踐祚あそばされ、義懷は惟成と共に出家したから、

兼家一派の幸運がこゝに開けるやうになつたのである。而して解文で彈劾されてゐる元命は、系圖の示す如く、義懐の參謀となつてはたらいてゐた惟成の叔父である。然らば惟成の急轉直下の運命は元命に對しても何等かの影響を與へずには置かないであらう。元命が停任を命ぜられた永祚元年には、兼家は攝政になつてゐたのである。

史籍集覽の解文の本文の後も引いてある地藏靈驗記には、元命は其後京都に歸つて「術ツキテ東寺門ニテ乞食シケルガ、終ニハ餓死シタリケリ」とあるが、日本紀略長徳元年四月二十四日に、吉田祭の上卿を代行することが出てゐるから、やはり朝廷に用ひられてゐたことは事實である。

三

地方官が其任國に赴かないで、任命を受けながら、いつまでも京都に留つてゐるといふやうなことは、今日から考へれば想像も及ばないことであるが、平安朝の昔には、それが誰も怪まない一つの慣習となつてゐたのである。そこで醍醐天皇は地方政治の刷新を圖られて、この慣習を改めむがため、延喜十三年には太宰大貳源依が任に赴かなかつたのを罰して其官を奪ひ、同二十三年には國司が赴任してゐるかどうかを調べて、故なく京都に留つてゐたものを嚴重に處分せしむるやうなことがあつた。併しそれも一時の刺戟に過ぎないので、地方官京住の風は益々盛になり、或は代官を

遣つて任國の事務を執らせるやうな、頗る横着な地方官が輩出した。解文で彈劾された元命はどうかといふに、必ずしも京住してゐるばかりでなく、時々は任國にも來てゐるし、また代官を遣つて事務を執らせるといふ横着もしなかつた。然らば元命は當時の地方官としては正直者であつたやうにも思はるゝが、解文第十五條には、「而元命朝臣所行不似例人、所以者何、要月○小中村氏は開月の誤ならんといふ居於京宅、不聞人民訴、農時者着任國、妨所部之業、奪郡司之例作、爲郎從之作、掠百姓之財物、成府邊之饒」といひ、同第二十六條には、「然而守元命朝臣專營京洛世途、無優黎元之愁苦、忝有國宰之階、猶不異夷狄讎敵、爲政之日、聽頭不挺首、致愁之時、館後猶秘身、參集之人暗聞音罷還、郎從之輩者合眼恪勤、窓內藏形、常稱在京、門外立札、頻號物忌、因之郡司百姓朝擊簡來、夕懷愁還、通夜終日積歎爲枕」といひ、元命は尾張に來て居ても、人民の訴を聽くはものうしといふ風に、在京と稱して居留守をつかひ、或は物忌と稱して面會謝絶と出で、これを取合はなかつたのである。而して中央政府から來る法律命令も、自分に都合の悪いものは握潰しにして人民に示さない。第三十一條に據るに、寛和三年三月七日太政官から諸國に九箇條の官符を下したが、元命は四箇年を経て、永延元年四月改元七月八日これを諸郡に傳へた時には、兵杖携帶の禁止、盜賊の追討、王臣家の莊園を設けて國司を妨ぐることを禁ずる三箇條だけにして、調庸雜物の京進の時期を守るべきこと、地方官が其任國の人民を殘滅するを禁ずること等、すべて元

命に不利益なる六箇條はこれを祕密にして置いたのである。それが後になつて他の國々から洩れて郡司百姓の知るところとなり、彈劾の一箇條となつたのである。

元命は郡司百姓から無法に擄取するばかりでなく、其統率に屬する下級吏員の俸給をも支拂はずに置いたのである。その事は第二十條、第二十一條に見え、第二十條には三分以下品官以上の國司即ち掾以下史生以上に對して月俸を資給せざれば、彼等は任官の初めには熙怡の曆を開いて悦んだが、ために喟然として彈指し歸京を懷ふに至るといひ、第二十一條には日給をもらつて國司の官廳に働く書生雜色人に對しても、元命はこれを給しないといふ。然らば元命は誰を手足として政治を行はむとしたかといふに、其の京都から伴れて來た家人郎從を率ゐて私慾を擅にしてゐたので、また彼等にも其利益を興へるやうにしてゐたのである。家子郎從といへば武士にばかり隸屬するものかと思はるゝが、解文によれば官吏も多數の家子郎從を擁して居つたのである。本來令の規定では公式令に地方官の子弟二十一歳以上のものは赴任に隨ふを禁じ、雜令に地方官の親屬賓客を率ゐて赴任することを禁じてゐる。然るに其規定が行はれないで、地方官の赴任する時には一族を率ゐて行くやうになり、其弊害が甚だしくなつて、これを禁ずる勅も出たが、改むることが出來ないばかりか、警察力の皆無になつてしまつた地方に赴任するには、是非ともこれを伴れて行かなければならぬ必要さへ起つて來たのである。前述の寛和三年の九箇條の官符にも、「禁制諸國受領吏多率

五位六位有官散位新資一赴任歿滅國輩事」といふ一箇條があつたのであるが、元命には子の頼方を初め多くの一族郎從が屬して居つたので、解文の第一條に「郎徒之徒如雲散滿於部内、屠脬之類如蜂移住於府邊、此等寔雖隔山川之境程、爲思京洛之故郷、猶貪當國之土產」といひ、第三十條には、元命が京都より下向の度毎に、これ等不良の徒を率ゐて來るといつてゐる。されば元命がかの一箇條を郡司人民に示すことの出來なかつたのも無理からぬ次第である。また家子郎從といつても必ずしも下賤の者ではなく、五位以下諸司の官人が其中に加はつて居り、第三十條に擧ぐる元命の從類の中には、五位一人天文權博士惟宗是邦、内舍人二人橘理信、藤原重規、同孝廉、同朝佐、大原弘春、良峯松林、伴兼正等の名が見えてゐる。これ等の人々は中央の政界の劣敗者であるから、望を中央に絶つて地方に土着しようとしたのであらう。同三十條に「嗜今日之溫潤、竊屬當任之國吏、各無歸京、而皆有留國」とあるのは是れである。

四

藤原元命が尾張國に於て一族郎從を率ゐて行つた政治の暴虐なることは實に言語道斷、小中村氏をして千年に近き今に至るまでたゞ切齒扼腕の限りなりといはしめてゐる。これが當時の地方民一般の運命かと思ふと誠に氣の毒に堪へない。其暴狀を述べたものが解文であるが、其第一條に擧げ

たのが正税出舉の弊である。中古の地方制度として、國司は其國の租稻を大税（正税ともいふ）、
粗穀、郡稻の三種に分ち、更に大税の中の一部を其國の人民に貸付けて利息を稻で取つた。これを
貸付けるには正税、公廩、雜稻の別を立て、各其數を定め、其の收むるところの利稻を以て、正税
は行政費に充て、公廩は缺負未納を補充した殘餘を國司の間に分配し、雜稻は修理池溝料、國分寺
料等の費目に充てた。延喜主税式に據るに、尾張國に於ては正税公廩各二十萬束、雜稻七萬二千束
（委しくは國分寺料二萬束、文珠會料二千束、修理池溝料三萬束、救急料二萬束）合四十七萬二千
束である。倭名類聚抄の載する所もまたこれと同じである。解文に「右正税本類式數冊七萬二千四
百束」とあるのは是れである。四百束多くなつてゐるのは、雜稻に於て増加したのであらう。故に
尾張守は四十七萬束の本稻を人民に貸付けねばならないのである。併し國司は本稻不足等の理由で
太政官に申請して其額を減ずることが出来る、これを減省といふ。尾張國に於てもこれによつて二
十二萬五千餘束を減じて、二十四萬六千七百十束を税帳の面に載せて定舉としてをつた。本來正税
の出舉は希望者に貸付ける性質のものであるが、其收入が行政費に充てらるゝところから租税の性
質を帯び、希望の有無を問はず、一定の標準によつてこれを民間に賦課し租稻を收むるやうになつ
た。併し富民は極力其負擔を避けんとしたが、貧民は民間で借りるよりも低利なため、資力を顧み
ず、喜んでこれを借り、本利を返すことが出来なくなるのが多い。それを國司郡司が嚴重に徴收す

るため、出舉は地方民離散の一原因となつた。其傾向は奈良朝にもあつたが、平安朝になつて地方
政治の紊亂するに従つて益々甚だしくなつたのである。そこで其不便を除き出舉の收入を確實にす
るために、尾張國では定舉の約三割に當る利稻七萬三千八百六十束を國內の田地に賦課して徴收す
ることにした。正税を田地に賦課して出舉することは、弘仁十三年十二月良岑安世の上疏によつて
河内國に於て行はれた事例がある。これは元命の尾張守となる以前のことであるが、元命が尾張守
となつてからは、右の例舉の外に、在任三年の間に正税三十三萬二千三百三十八束を貸付け、十二萬百
七十四束餘の利稻を徴收したといふことである。當時出舉の利は三割を定法とし、尾張國でもまた
其率によつて徴收せられたものが、元命に至つて毎年例舉の十四五割の出舉を行ひ、三割六分に當
る利稻を取つてゐたといふ。

第二條は地子田に對する官物加徴の愁訴である。延喜式は田を三種に分ち、租を納むるものを輸
租田、租を納めざるものを不輸租田、地子を納むるものを輸地子田とするが、解文には輸租田を租
税田、輸地子田を地子田と稱する。租は令制では段別二束二把であるが、慶雲三年の制によつて段
別一束五把となり、地子は田によつて異なり、穫稻の五分の一を以て地子とする規定である。一段
の穫稻は上田は五百束であり、下田でも三百束を標準とするから、地子は租よりも遙に重いのであ
るが、解文によれば租税田には太政官符、民部省符によつて官物の加徴がある、その官符省符が載

せてないから審かではないが、そのために租税田の負擔は、加徴のない地子田よりも重くなつてゐたやうである。然るに元命は其區別を認めず、租税田に準じて地子田からも官物を加徴したのである。

第三條は任意加徴の租穀に對する愁訴である。租は稻を以て納めるものであるが、諸國から毎年正税の中から白米黒米に春いて中央政府に送るものを年料春米といひ、租穀を春き、官符の到るに隨つて進ずるものを年料租春米といひ、其の位祿、季祿、衣服等の料に充てるものを年料別納租穀といひ、延喜民部式に各其國及び定數を擧げてゐる。尾張國は別納租穀の國々の中には入つてをらないが、年料春米、年料租春米の國々の中に見えてゐる。併しこゝに租穀といふのは、右の如き特殊な理由によるのでなく、當時穀納が稻納に代つて行はれてゐたので、租稻租穀の別なく、田租を租穀といつたのであらう。圓融天皇の御代、源爲憲の撰んだ口遊にも田租は穀納となつてゐる。田租の加徴といふことも元命から始まつたわけではなく、従前の國司も段別一斗五升乃至二斗を賦課してゐたのであるが、元命はこれを引上げて三斗六升にしたといふのである。右條文の説明に「例損」とあるのは、水旱其他の理由によつて三分以下の不作を例損とし、三分以上の不作を異損とするによるもので、中央政府に於ても不三得七の法といつて、一國の租を通計して七分以上を收むるを定法と爲し、其餘の處分は國司に任せてをつたのである。即ち國司は其判斷で總收入の三割を越

えざる範圍内に於て租税を免除することが出来たのである。それで人民から例損の由を訴へて輕減を請うたのであるが、元命はこれを聽かず、平年通りの租税を納めしめようとしたのである。もつともこれは獨り元命のみでなく、また尾張國だけでなく、國司は不三得七の法によつて中央へは總收入の七分を送り、殘餘は自分等の收入としようとしたのであるから、なか／＼人民の哀訴に耳を藉さなかつたわけである。

第四條は率稻に關する不法である。率稻とは臨時の費用としてかけられたものらしく、國司が其管轄区域内の事業の必要から臨時賦課したものではないかと思ふ。それらは勿論一定の率があつたであらうが、元命はそれを無視して段別二束八把をかけ、而かもこれを私用に供し或は京都の私宅に運ばせてしまふといふのである。併しながら解文の中に、「然則昨聞他州愁、今當我土之責」とあるを見れば、これは元命ばかりでなく、諸國到る處に行はれた弊風であつたやうである。

第五條は慣例規定以外、段別加徴の租税地子の准額に關するものである。率分といふのは、租庸調の舊年の未納を補ふために毎年一定の率を定めて徴收するもので、江家次第に天長の官符に據るといふが、その官符はわからない。承和十三年八月十七日の官符には、調庸并に官物の未進は毎年十分の二づつ徴收するといふことになつてゐる。但、こゝにいふところの率分は單に租率の意味ではなからうかと思ふ。解文には正税の利息、租穀、年料春米等、率稻、所謂地子稻とは別種の地子か不審、地子所謂地子稻とは別種の地子か不審等、從來別段或

は八九束或は十束の准額を徴收してをつたものが、元命になつて十三束二把になり、これを一國に通計すれば百萬束に及び、正税官物を國司の私用に供せらるゝものに比較すれば百分の一であるといふ。第十二條に據つて算出すると概一石は額三十束にあたる。其一部は米に舂くけれども、其他は絹布絲等に易へて納めしむるのであるが、それについてまた元命の壓制が伴つたのである。

以上は皆田地にかゝる租税について行はれた非政である。田地は租税をかけるに最も便利なところから、田地を標準にしていろ／＼な税目を立て、またその附加税としてこれを徴收することになるのであるが、殊に當時の如く逃亡者の多く戸籍の不完全なる時代にあつては、租税をかけるに最も安全なものは田地である。それだけに一方には田地の検査を嚴重にしなければならぬのであるが、その検査の亂暴な有様が第十六條及び第三十條に述べてある。第十六條には、「就中檢田之政以任用國司須勸注之、而或郡放濫惡之子弟郎等、或郡入不調之有官散位者、爰不論町段步數、不辨條里阡陌、只己任心以一段見地注二三段、乃至町滿損害、皆付熟田勸益、是則爲思段米之利、不知公田之損所勸注也」といひ、次に右の檢田使が或郡には米三十石、或郡には絹七八十疋と取りあるき、一日で濟む所を幾日もかけて其手當を出さしめ、その上「國定」と稱して段別一升二合の米を取り、また不法の斗斛を用ひることを述べて、勸益出田使の長官元命に祿田を與ふるもの五六町なりといつてゐる。更に第十五條には田の直(地子)の代と稱して麥を

徴收し、これを「任後之食」と號したことが見えてゐる。

五

第六條は調に關する愁訴である。令制では調は正丁、次丁、各人別に出すことになつてゐるが、解文には調絹につきて「正別所當料田、先例二町四段、代米四石八斗也」とあつて、これを小中村氏に従つて解すれば、料田とは調絹の代料の爲に備へ置く田で、料田二町四段の中から絹一疋の代米四石八斗を出したので、當時の調制は令の調制と大にその性質を異にするものである。元命は其先例を破つて正別一町一段としたが、其代米は減せず四石八斗づつ徴收せんとしたのであらう。元命は絹と共に精好の生絲を調として徴收してゐたが、これは専ら國中の美絲を責め取つて私用の綾羅を織り、京都に送るものは他國から粗末な絲を買つてそれに宛てゝをつた。類聚三代格々政事要略などに、調庸の品物が粗惡で用ふるに足らないから精好なものを出すやうにせよといふやうな官符が頻りに出てゐるのも、此の如き地方の有様であつたからである。

第七條に於て郡司百姓はまた交易雜物につきて元命の苛酷を訴へてゐる。交易雜物は諸國に於て正税の一部を割き、中央政府の命によつて其地方の産物を買上ぐる制度で、延喜民部式に各國につきて其品物を列擧してゐるが、尾張國からは白絹、絹、油、樽、苧、鹿革等を買上ぐることになつ

てゐる。併しながら解文に交易雑物として擧ぐるものは絹、手作布、信濃布、麻布、染油、苧、茜、綿で、延喜式の雑物とは異同がある。元命はこれ等の交易雑物を買上ぐるにひどく値切つて、絹は四五十束、手作布は八束以下、信濃布、麻布は五六束の値段で買上げたといふ。其の正當な値段が明かでないから、其値切加減を推測することの出来ないのは遺憾である。解文同條に「減納」とあるは「現納」の借字ではないかと小中村氏は説いてゐるが、其意味では第一條に明かに「見納」と書いてあるから、私は正當な値段より廉く納むる意味に解したい。第十八條に「漆一二斗減納四五升」とある。なほ交易雑物については、第三條に元命が四五月の農繁期にも拘らず、交易雑物の直の稻穀を直に春き進ずべしと責むるので、郡司百姓はせん方なく濡種ぬれまねを春いて進ずるやうになり、徒に百姓を奔命に疲れしむるのみで貢朝の備を闕くといつてゐる。交易雑物の稻穀の一部を春いて京進する制度になつてゐたのであらう。

元命はまた借絹と稱して毎月人民から代金後拂で絹を買取ること、甚だしきは一月に二三回に及ぶこともあつた。かくて元命が借絹と稱し、交易と稱して在任三箇年の間に人民から取上げた絹は凡そ千二百十二疋に達したが、其値段も准額疋別四十束以下三十束以上の廉價と定めながら、其中で返抄を與へて支拂ふものは三分の一に過ぎないといふ（第九條）。加之、國內丹羽郡から漆を藏人所に貢進することになつてゐるところから、元命はまたこれに乗じて漆を加徴し、一升を納めれば四五合、一斗納めれば四五升として餘分に追求する。而して漆が無いといへば代りに絹を求め、これまた絹五六疋を以て漆一二斗の代りとして取上げたのである。或年の如きは山火事で漆樹がすつかり焼けてしまつたのであるが、元命は容赦なくこれを徴收しようとした。解文に其事を記して「纒見立則如塗漆之柱、適搔殘則乏絃露之滴、而守元命朝臣不知其枯朽、誣以勸徵」とある（第十八條）。人民が元命の非政に泣いてゐる有様が思ひ浮べらるゝではないか。

元命がかくして人民から取上げたものは、百姓等に命じて京都朝妻（近江）の兩所に運ばせたのであるが、そのためにまた人民の苦しめられたことは第二十二條、第二十三條に出てゐる。

六

人民から取れるだけ取ることを主義とする元命であれば、民政のために力を盡す考は毫頭無い。中央政府から人民の救助、勸農、驛傳の經費として備へて置くものをも横領してをつた。官帳にのみ立用と記して、行路の窮民を救ふことになつてゐる三箇年間の料級百五十石は、池溝修理料稻萬二千餘束と共に、徒に元命の私腹を肥すのみであつた（第十條、第十三條）。延喜式に救急料として二萬束、池溝修理料として三萬束の出擧の利稻を收めしむることにしてあることは前に記した通りである。郡司百姓は池溝の破壊を其儘にして置くことが出来ないで、已むを得ず私財を寄せ集

めて應急の修理をするが、元命から中央政府へ送る税帳には、立派に池溝修理料が載つてゐると皮肉をいつてゐる。

第十七條、公廩費に備へてある稻穀の中で當年使ひ残した分は、借貸として人民に無利息で貸付け、農民救恤の資に充つべき筈であるが、元命はそれをしないで京都の私宅へ運ぶばかりか、郡司百姓に命じてこれを舂かしむるに、古米のため一束に三四合（合は升の誤か）を出ないところへ、定法の如く一斗五升の割で入れしむるといつてゐる。

また中古の驛傳の制は、驛には驛鈴を持つて來る官人の往來のために驛馬を出し、傳には傳符を持つて來るものゝために傳馬を出して乗用に供することになつてゐた。延喜兵部式に尾張國驛馬（馬津新溝兩村各十疋）、傳馬（海部愛知兩郡各五疋）とあるものは是れである。併し解文に據れば、當時尾張國では三驛があり、驛田三十六町（各驛十二町）、傳馬料田十六町、合計五十二町を備へて上下の官使に驛馬傳馬を出し、或は其馬を取扱ふところの驛子に對する經費に充てゝゐたのである。また解文には各驛の雜用を擧げ、年料として馬三十疋の値の穀百五十石、秣粗二十四石、傳馬十五疋の内、斃損買替の値の粗五十二石五斗、合計二百二十六石五斗を計上し、これを三箇年にすれば總計准額六千七百九十五束となるといふ。然るに元命は驛傳の料田の收入を横領し、雜用料は少しも下行しないといつて、郡司百姓は訴へてゐるのである（第十一條、第十二條）。殊に馬津の渡には

官船を置くことになつてをり、また官帳には其立用も記されてゐるけれども、元命はこれを備へて置かないので、官使の上下にも不完全な船を使用するので時々沈没轉覆するやうなことも起るといつてゐる（第十九條）。

佛教によつて國家の隆盛を祈り除災招福を求めんとする信仰から、當時の政府は寺院僧侶のために優渥なる保護を與へてをつた。延喜式を見ても諸國に國分寺料として正税の一部を出學せしめ、僧尼に一定の布施供養を行ふやうにせしめてをつた。尾張國にも其制度はあつたが、元命は例によつてこれを横領し、規定の國分尼寺修理料稻一萬八千束、講讀師衣供竝に僧尼等毎年施料に充つる稻一萬二千束を下行しなかつた（第二十九條、第二十五條）。郡司百姓は近年の國土亡弊、氣候不順もそのためであるといひ愁訴の一箇條としたのである。その中に元命は國分尼寺の焼けたのをそのままにして修理料を掠めてをつたので、冷酷な彼も餘程寢ざめが悪かつたと見え、四天護法は時々示現を致し、十八善神は屢々夢想を爲し、佛神のために威かされて驚きはじめ、其造立に著手したが、結局それものにならなかつたといふことが見えてゐる。

七

元命が此の如く私曲を逞しうし、苛斂誅求を敢行するには尋常なる手段では出來ない。人民に極

力壓制を加へなければならぬ。其命を受けて亂暴するのが元命に従つて京都から來てゐる一族郎從である。元命は古い帳簿から人民の未納未進を捜し出して新に取り立てることにした。併しその中には當の責任者が死去して既に四五十年に及ぶといふのもあつた。また非政に堪へ兼ねて逃亡するもの既に數千人に及んだといふが、非政の程度から考へれば強ち誇張とも謂はれまい。併し元命は其逃亡者の負擔を部内の負累と稱して郡司から責取らうとしたのである。郡司百姓がこれに服せざることは元命も豫想してゐたから、「幹了之使」「暴惡之人」と稱せらるゝ一族郎從を遣つてこれを徴收させようとしたのである(第八條)。これ等の郎從が調絹を徴收する有様は第十四條に出てゐる。即ち曰く、

入部之使苛責之間、爲施面目、擅抽人眼、到民烟者、自馬不下不著座、乍騎馬以郎
等從者破戶放部令搜取雜物等。僅訴理非之人忽與刑罰、強差賄賂、當時儉致阿容、
元命が責め取るのみならず、彼等自身も亦輪に輪をかけて責め取つたのである。彼等は收納使となつては、郷分の絹と稱して一郷五六疋の絹を取つた上、郷内の各住民からまた二三疋づつの絹を取り(第十六條)、交易雜物の勤徴使となつては、上毛と稱して絹一疋毎に米一石五六斗、布一段毎に四五斗づつを徴收し(第七條)、更にこれを國衙の倉庫に納むるときはまた副物と稱して絹一疋毎に二尺二寸づつを取上げた(第五條)。途方に暮れた郡司百姓は、溺るゝものは藁をもつかむといふ意

味で、其不法を元命に訴へむとするのであるが、元命は多くは京都にあり、偶々尾張に來た時でも會つてはくれないので、其愁を通じ難いことを歎じてゐる(第二十六條)。

元命の一族郎從は何れ劣らぬ虎狼の輩ではあるが、就中最もひどかつたのは元命の子の頼方である。頼方は郎從と共に毎日五六斗の酒を飲んで騒ぎ廻り、珍しいものは見付次第取上げ、殊に人民の憤慨したのは、人民の馬を勝手に取上げ、數日の後にはこれを高價に賣拂ひ、絹一二疋の馬をば五六疋の値段で買ひ取らせたことである(第二十七條)。また頼方は諸郡に充課して馱馬を出さしめ、馬を出すことの出来ないものには、代りに絹を出させたのであるが、人民がわづかに残して持つてゐた田地を賣つて買ひ調へた絹一疋は馱馬一二疋の功に充てらるゝに過ぎない。其徴發に當る郎從がまた馬一疋毎に土毛と稱して米一石以下五六斗以上をそれ〴〵分に應じて人民から責め取つた。解文に頼方の暴虐を述べて、「是則父元命朝臣所取遺物、子頼方掃底搜取、終爲一任之吏、永失五家之財」といつてゐる(第二十八條)。

元命の子弟郎從は赴任の初め、田地を郡司百姓に預けて耕作せしめ、これを佃といふ。其總面積數百町に及んだが、頼方の佃最多く、或郡には四五町、或郷には七八町といふ有様であつた。これを耕作するといつても、頼方は營料を呉れるわけではなく、たゞ秋になつて容赦なく其收穫を取立てるだけで、その取立てに來るところの頼方の郎從がまた土毛と稱して段別米四五斗を取つて行く

のであつた（第二十九條）。

八

我等は解文を読み去り読み來つて、當時の地方政治が如何に紊亂してゐたかを知ると共に、地方人民の悲惨なる生活を思ひ浮べれば戰慄せざるを得ない。併し一條天皇の御代といへば、京都に於ては紫式部や清少納言が出て、殿上人の間に其才名を謳はれてをった時代である。國文學の黄金時代も地方人民からいへばどん底生活の時代と謂はれよう。源氏物語や枕草紙に反映せる華やかな貴族の生活は、程度の差こそあれ、殆ど元命のやうな壓制によつて人民から搾取せる富の上に築き上げられたものである。所謂古今の傑作を産み出すまでには、如何に其犠牲の多かつたかを考へなければなるまい。

解文には多少、或は大に誇張したところもあり、殊に其數字には信用せられないところもあるやうだが、元命の此の如き壓制に對して暴動も起さず、解文によつて中央政府の反省を促すやうにしたのは秩序を重んじた行動である。既述の如く、これによつて元命の任は罷められたが、清行が寧ろ其煩に堪へないといつた程、地方人民の地方官に對する愁訴が多かつたにも拘らず、元命の場合の如く中央政府に聽き納れられて、そのために當局の官吏が停任或は轉任せられた例は稀有に屬す

る。この後地方に騒亂が起り、地方人民の國司に對する反抗運動も頻繁になつて行つたが、それでも亂の大規模なるものは多くは地方豪族相互の争で、地方人民の國司の壓制に對する反抗運動の大規模に發展したものはなかつた。併し時代の進運は何時までも彼等をしてどん底生活の苦難を嘗めさせては置かなかつた。武家勢力の勃興と共に彼等の生活は改善の途に就き、武家政治の下に初めて生命財産の安全を得て、政治らしい政治を受けるやうになつたのである。

（大正十三年九月歴史地理第四十四卷所載）

七 莊園の起源

一 莊の原義

莊園の上古よりあつたことは、大化二年正月の改新の詔によつても知られる、即ち此時まで臣、連、伴造、國造の領有してゐた處々の田莊を朝廷に召上げて、代償として食封或は布帛を各差等を設けて賜はることゝしたのである。莊の當時の私有地たることは論ずるまでもないけれども、其の如何なる種類の土地を指稱したものであるかは疑問である。之を古訓のタトコロ(田所)、ナリトコロ(産業所)に據つて考ふれば、田畑をいふやうであるが、當時は未だ陸田の耕作は進まなかつたから主として水田をいふことゝなる。併しながら莊の特別なる意義を認むれば、あらゆる水田乃至耕地を無差別に莊と稱したとすることはできない。天平十九年の法隆寺流記資財帳には其寺領を水田、園地、莊の三種に分つて各列舉し、水田、園地は段歩を明記するが、四十四箇所の莊に就いては之を省いてある。同年の大安寺流記資財帳にも、寺領の墾田地、水田、今請墾田地は各地積を載

せてあるが、園地二箇所、莊十六箇所に就いては之を略してある。また續日本紀の神護景雲元年の條に「先是、左京人從八位上荒木臣道麻呂、及其男無位忍國、墾田一百町、稻一萬二千五百束、庄三區、獻於西大寺」と見えてゐる。かく水田若しくは園地に對して、莊を特に書分けて其區別を示して居るのであるから、單に之を私領地とか耕地とかいふだけでは審かでない。

莊の初めて國史に見えるのは崇峻紀の物部守屋滅亡の條で、即ち「平亂之後、於攝津國造四天王寺、分大連○物部守屋奴半與宅、爲大寺奴田庄」の文である。これに據れば田莊といふのは宅地なること明かである。これと同じ例は攝津國西生郡美怒郷の莊地に關する奈良朝の地券類に於て之を見ることが出来る。即ち天平勝寶四年正月、東大寺は安宿王より美怒郷の「家壹區地三町三段三百四十九步」を買ひ、後、天平寶字四年十一月、其中の三町一段百二十九步を更に新藥師寺に轉賣した。而して右の宅地を安宿王より東大寺へ賣渡すに就きて、安宿王家牒には「寺家得今月十一日牒稱、爲寺家庄□□件地」といひ、東大寺より新藥師寺へ轉賣するに就いて、攝津職の承認を請へる文書には「請庄地券文事」と載せてあり、初めに家一區地と稱したものは、こゝには莊地となつてゐる。是等の例證に據つて、上古の莊といふのは、本來耕地の意義は無く、たゞ宅地を指稱したものであつたらうと考へられる。然らばタドコロ又はナリトコロといふ耕地の意義は、如何して莊に結び著くやうになつたかといふ疑問が起るが、それは當時の宅地が後世の宅地と性質を異に

するからである。人口の稀薄なる上古時代に、伴造の大家族が、之に隸屬する品部の民と共に、一地方を占有して新に居住を定むるに當つて、之を養ふべき食料を供給する耕地も、其附近に求むるを常としたのである。自給自足を主として生活してゐた上古の人民は日用の食物をも他人に仰がむとする考は無かつたのであらうと思ふ。それで構居と墾田とは相並んで行はるべきわけであつた。播磨風土記に飾磨郡多志野の開墾を述べて「右稱多志野者、品天皇巡行之時、以鞭指此野、勅云、彼野者宜造宅及墾田」といひ、新撰姓氏錄に近江國淺井郡の墾田に就いて「彦坐命征北夷有功效、因割近江國淺井郡地、賜之爲墾田地、大海真持等墾開彼地、以爲居地」といふもの、いづれも其例である。故に當時宅地と耕地とは、極めて混同せられ易い状態であつたのである。然るに後世に至りて、宅地は全く舍宅ある地をいふやうになつて、律令の規定も出來たのである。

前に引いた播磨風土記の多志野、姓氏錄の近江國淺井郡の墾田は、當時果して莊號を稱せしや否や、之を確むることは出來ないけれども、奈良朝の莊園の例に據つて推想すれば、是等の墾田も莊と稱してゐたらうと思はれる。天平寶字三年の東大寺越中國諸郡莊園總券に悞田村、須加村、鳴戸村と稱する地は、天平神護三年、神護景雲元年の二通の同莊園總券には、皆悞田庄、須加庄、鳴戸庄と稱して居る。是れは莊園内に民家の若干存在してゐた事實を想像せしむるものである。また天

平寶字三年の同莊券は、埴田、須加、鳴戸、鹿田、丈部の五箇所の莊の外に、伊加流伎野百町、大藪野地百五十町を擧げてあるけれども、二箇所に未だ開墾に着手せられず、全部野地であり、而してまた共に庄又は村の名を附けてゐない。然るに天平神護三年の莊園總券には、前の大藪野地百五十町を大荆庄百五十町と記し、其中十八町は已に開墾せられた。伊加流伎野の事は同券に見えないけれども、神護景雲元年の莊園總券には、伊加留岐村地として一百町あり、其中八段三百四十歩は已に墾田となつてゐる。即ち當時莊號を稱したものは、寺社或は箇人の一定の林野を占有して、少くとも其一部の墾田に着手した地方であつて、其中には多少の舍宅も設けられてあつた。是等の事實は播磨國多志野や近江國淺井郡の墾田の狀況に於て已に見たところのものである。

二 奈良時代の莊園

莊には莊地の開墾、耕作、管理等のために莊舎又は莊家を置くを常例とする、軍防令邊郡の條に「其管田之所、唯置莊舎、至農時、堪管作者、出就莊田」とある莊舎が即ち其れである。越前國桑原莊は地積九十六町餘で八箇の倉屋がある。是れまた莊舎であらうが、莊内の穎稻を藏むると共に釜、銚、手銚、鎌、鍬、鉏、席、其他種々の農具を蓄へて置いてある。莊の管理の任にあたるものを佃使といふ。佃使は一に田使とも作り、屯倉の管理者を田令（たうりやう）といふと同じ言葉である。佃

使は別に庄所使とも庄使とも庄司ともいつて、皆正倉院文書に其例がある。天平寶字六年二月の造東大寺司牒に勢多庄領二人といふことがあるけれども、庄領も佃使と同じであらう、若し然りとすれば、一の莊を管理するものは一人の佃使とも限らないと見える。又庄目代といふ職名もあるが、これは庄領或は佃使の代理人であらう。今其の處務の實例を擧ぐれば、造石山寺所より坂田庄司に牒して、作寺料米の缺分として米二十石を請ひ、また勢多庄領猪名部枚虫に愛智郡前年度の租米の殘額を徵收する等、庄司、庄領は莊地の穫稻を管理して出納を計ることが最主なものであつたらしい。又石山院の盜賊を猪名部枚虫に命じて逮捕勘問せしめたことがあるが、これは庄司の司法警察に關係してゐたことを證するものである。同じ枚虫が造石山院所の爲めに藁三十二圍を買進じ、東西市庄より造東大寺司の爲めに珠丁軸、生瓜、生大豆を買進じたる例もあるけれども、これまた莊務の一であらう。

後の莊園に多く見るところの不輸不入の特權が、この時代の莊園に於ても、已に發達してゐたかどうか。不輸とは租税を免除せらるゝことで、不入とは國使又は守護使の入部を許さざることである。莊園の輸租不輸租を決するに就いて、其研究の資料たる當時の古文書は多く寺家の領田に關係するものであるから、莊園が本來不輸租なれば兎に角、たとひ輸租たるべき性質のものであつても、寺領たるの故に不輸租田たることもあるので、其間頗る明確を缺く憂がある。天平勝寶七歳の桑原

莊券に於て、梨田九町の賃租田の價稻七百二十束一町八十束の制と其田租百三十五束一町十五束の制とを東大寺に收めて、其倉屋を建て雜物を買ふの資に供してある。當時地子の法を考ふるに、田令集解公田條に古記の説として「公田不輸租、以十分之二地子爲價也」とあり、同田長條に穴説として「問、租何人出、答、佃人出耳、賣進之田主不出也、假一段直稻十束、是除田租可出之員、所賣買耳、私案、今行事、下田直四束、而公田直下田進六束之類、是无租者直高、有租直少耳」とあり、不輸租田の賃租には田租の賦課が無いといふ利益があるけれどもそれだけに地子も高く、輸租田の賃租には田租を納付する義務があるけれどもそれはそれだけに地子も廉い。不輸租田の穫稻を、義解に據つて一町五百束とすれば、十分の二の地子は正に百束となるべきである。然るに桑原莊の價稻一町八十束といふのは二十束廉い勘定である。是れは桑原莊が本來不輸租田でない證據で、その爲めに慶雲三年の制によつて別に一町十五束づつの田租を徵收してゐるのである。田租百三十五束を官庫へ納れず、價稻と共に寺家の所用に宛つるは、是れその寺領たる性質、即ち寺田不輸租の性質に基づく特別の現象であつて、莊としては本來輸租たりしものであると思ふ。たゞ莊園の課税は其中の一部たる水田の地積に依るもので、莊園の全地積には依らない。即ち桑原莊は全面積九十六町二段一百十六歩なれども、天平勝寶七歲には見開田三十二町の中、二十三町は前年の新開たるによつて田租を免じ、殘餘の九町に租百三十五束を課し、同九歲には三十二町全部に租四百八十束を

課し、一町十五束づつを増して行つた。

之に依つて當時の莊園は他の田地と同じく、一般に輸租田であつたとすれば、國使の入部も當然許されたこと、想像せらるゝが、猶桑原莊の例を検すれば一層明瞭となる。桑原莊は東大寺領であつて、東大寺は當時最も朝廷及び權家の尊信を博して居た寺院である。然れば若し東大寺の寺領にして國使の入部を許さるゝとすれば、他の寺社權家の莊園にも同じく許されたこと、思はれる。天平勝寶七歲の桑原莊券に官符を引いて、

加以、曾禰乙麻呂、與生江東人二人、一事以上、共量便宜、每事施行、獨任乙麻呂、勿令專當、

とあるが、曾禰乙麻呂は桑原莊の田使であつて、生江東人は足羽郡の大領である。即ち桑原莊の梨田并に雜物の勘定を庄司郡司立會の上で行ふべきことを命じたのである。桑原莊は坂井郡であるのに、足羽郡の郡司が桑原莊の勘定に與かるのは不審であるけれども、莊の開墾のために東人より稻四千七百八束を受けた事がある。其等の關係に依るのであらう。而して越前國司は兩人の連署なき解文を却下し、新に國司より史生安都宿禰雄足を遣はして、兩人を統率して子細に勘注せしめた。其後天平勝寶八歲二月、天平寶字元年二月、兩度の勘定があつたけれども、共に乙麻呂一人のみの署名であるからといつてまた之を却下した。天平寶字元年十一月の越前國使等の解にいはく、

被_二寺家去九月十五日口宣_一稱、彼所公文者、國史生安都宿禰雄足、與_二足羽郡大領生江臣東人等_一共勘定署名進上仰既畢、何故去八九歲、公文田使曾禰連乙麻呂一人耳署名進上、此不理、仍還却如_レ件、宜_二承知_一狀、與_二上件人等_一勘定署名、早速進上者、

この後乙麻呂の田使は罷められて、尾張連古萬侶が之に代つたが、その間桑原莊に溝を掘り樋を置くに、坂井郡散仕、足羽郡大領、國史生の連署を以て、寺家より國司に牒送すべきことを請ひ、また桑原莊の收納稻の處分に就いて、史生安都雄足より造東大寺司の裁決を請うた。是等の事例を見れば、當時の莊園は他の土地と同じく、國司の支配の下にあつたやうに思はれ、其點に於て何等の差別も無かつたやうである。

三 不輸の特典

大寶養老の令は公田私田の別を明かにし、之に依つて輸租不輸租をも定めたが、其實施に於ては權勢家、寺院、地方官の奸譎によつて十分に行ふことが出来なかつた。死亡の戸口を隠して其口分田を掠め、河流の變遷の爲に生ずる新出の地を申告せずして私田と爲し、或は不堪佃田、荒廢田等の名の下に公田の私田となつたものも少くない。また期限を附して私田とせらるゝ功田、位田の類も之を永久に寺院に施入して寺田とするものもあつた。天智天皇の藤原鎌足に賜はつた功田

は、天平寶字元年閏八月、鎌足の孫たる藤原仲麻呂より興福寺に寄進して維摩會再興の資に充てられ、寶龜八年七月、佐味朝臣_名の位田十町を川原寺に施入せむことを請うて許された。また藤原永手は播麻國の位田若干町を四天王寺に施入したが、延暦十二年二月、播磨の國司が之を不法として朝廷に奏上した。けれども朝廷は先朝の已に行ふ所と稱して改めようとしなかつた。墾田、勅旨田などに就いても、院宮權勢家は峯を踰え谷に跨る廣大なる林野を占有して、恣に公民を使役し之を開墾せしめた。其他種々の名義に假託して禁制を犯し法網を潜つて私欲を遂ぐるに汲々たる有様は、國史或は類聚三代格等によつて十分に知ることが出来る。

斯の如くして公私の田制は紊亂し、税法は壞頽するに至つた。而して私有地たる莊園も、位田、職田等の外に公田畠をも混入するやうになつて、其一部は不輸租であるが、他の一部は輸租たる場合もあつた。貞元三年より永觀五年まで東大寺の別當であつた湛照僧都の分付帳_{東大寺要錄卷六}に東大寺領の大和國莊園を列擧してある。今其一部を抄録すれば左の如くである。

和邇庄廿町七段_(二脱カ)永富負

不輸租田三町三段

傳法供三段_(田脱カ)

春日神戶二町_(田脱カ)

一品御位田一町

三 不輸の特典

公田島十九町四段

箕田庄廿八町百八十歩常富

不輸租田五町四段三百歩

傳法供田一町三段

勸學院三町五段百八十歩

福田院六段

公田島廿三町七段二百四十歩

横田庄十六町九段三百歩

不輸租田十二町一段六十歩

念佛院田八段

勸學院田六段

不退寺二町二段六歩

觀音寺二町一段

公田島四町八段二百四十歩

白地庄廿二町百八十歩北米富

不輸租田七町九段二百四十歩

勸學院田一町七段

大興寺三町三段二百卅歩

左京職二段二百四十歩

大夫殿位田二町六段小

公田島十四町二百四十歩

延喜主税式の勘租帳に據れば、勸學田の不輸租田たることは右記録と異ならないけれども、位田は輸租田であつて未授の間は輸地子田である。然るに右記録の位田は皆不輸租田である。また當時の法律書には寺田の不輸租なることは皆一致してゐるが、實際に於ては右の如く不輸租田は僅に其一部だけにとゞまつて、其他は公田として租を納付せなければならなかつた。添上郡の寺領田島百四十二町七段餘の中、輸租の地は九十五町に達して、其の大半を占めてをり、山村莊四町の如きは全部輸租の公田である。而して輸租不輸租を問はず、是等の寺領の寺領としての特典の何に在るか審かでないが、大和國の寺領三百六十五町は全部雜役を免ぜられてゐる。是れ或は寺領たる性質に伴ふ特典なるかも知れない。

令集解の諸説の中、令釋の説は已に亡びた大寶令の註釋で、其編纂の年代も比較的古いものとせられてゐる。其の田令田長條の説に民部例として輸租田、地子田、不輸租田の各種類を列擧してあるが、不輸租田は神田、寺田、戒本田、放生田、國司公麻田の五種に過ぎない。然るにその後延長五年に成つた延喜式の勘租帳には、輸租田、地子田、不輸租田の別を掲げて、神田、寺田、布薩戒本田、放生田、勅旨田、公麻田、御巫田、采女田、射田、健兒田、學校田、諸衛射田、左右馬寮田、飼戸田、賜急田、勸學田、典藥寮田、節婦田、易田、職寫戸田、膺力婦田、悞獨田、船瀬功德

田、造船瀬料田の二十四種を不輸租田とする。之を前の民部例に比すれば大なる相違とせなければならぬ。而して右民部例及び集解郡司職分田の條の古記の説に輸租田たる射田、采女田が、延喜式に於ては不輸租田となつてゐることは注目すべきである。また易田に就いては、其租率の多寡に就いてこそ穴説、朱説、貞説等法家の間に一致を缺いてゐるけれども、之を輸租田とすることに於ては異論がない。併しこれも延喜式には不輸租田となつてゐる。かくの如く、從來租税を納めてをつた田地も之を免除せられ、又新に不輸租の田品を設くるに當つて、當時の權勢家が是等の特典ある田地に名を假りて、私領の租課の免除を申請するに至るのも偶然でない。殊に其の常套手段として最普通に行はれた方法は、之を佛寺に寄進して、其の上下に博する信仰を利用して不輸租の特典を請け、或は院宮に獻じて、勅旨田等の形式によつて同じく不輸租とすることであつた。莊園の所有者より理由を具して租課の免除を申請し、太政官が之を許可することに決すれば、國使を遣はして莊使と共に實地に臨み、其四至を定め勝示を立て地坪を検注せしめ、更に太政官符、民部省符を國司に下して之を證明したのである。之を立券莊號といひ、その莊を官省符の莊といふ。今醍醐寺領伊勢國壹志郡曾禰莊に關する官省符を擧げて參考に備ふ。

太政官符 伊勢國司

應爲不輸租田醍醐寺所領曾禰莊并免庄司寄人等臨時雜役事

在壹志郡

右得彼寺去七月七日解狀、傳、件庄可被免除租稅雜役之由、具注事狀、言上先畢、而未承裁下、而間彼庄司今月九日解狀、傳、件庄未有徵租稅之例、而當任守藤原朝臣國風俄率前例、收公庄田、付科雜役、望請早被言上給官符、全運納地子者、望請任先解狀、早被給官符、免除租稅雜役、將濟庄務者、左大臣宣、奉勅、依請者、國宜承知、依宣行之、符到奉行、

從五位下守右少辨藤原朝臣國光

右大史正六位上兼行春宮坊大屬

天曆五年九月十五日

民部省符 伊勢國司

應爲不輸租田醍醐寺壹志郡曾禰莊水田佰肆拾町佰步事

六條

右被太政官去二月廿七日符、傳、得彼寺去年十一月十九日符、傳、件庄家水田、朱雀院所領也、而依宣旨、以去天曆二年二月廿八日、施入寺家、爰可免庄田租稅、庄司寄人雜役之由、太政官以去年九月十五日、下符彼國、而國宰稱不載坪付、不給省符之由、猶課雜役、望請被給官符於民部省、令下省符、永免除租稅雜役、將省後煩者、右大臣宣、奉勅、依請

者、宜承知、依件行之、符到奉行、

從五位上行少輔橘朝臣敏道

正六位行少錄上村秋實

天曆七年八月五日

(醍醐寺雜事記)

曾禰庄はもと朱雀院領であつたのを、天曆二年二月二十八日醍醐寺に施入せられた、そこで三年を経て天曆五年七月七日、醍醐寺より租税雜役の免除を申請したけれども、未だ裁可を経ざる中に、國司藤原國風の莊田を收公せむとするに會して、更に九月九日申請して希望を達し、同月十五日太政官符が國司に下つたのである。然るに官符に伴つて民部省符が下らなかつたために、國司は雜役を課せむとしたので、再び醍醐寺から訴へ出で、天曆七年六年の誤か八月五日民部省符が伊勢國に下り、始めて不輸租と雜役免除との特典を完全に享有するに至つたのである。官省符に依つて免除せらるるは、此時代には未だ租税の不輸と莊司寄人の雜役とに過ぎなかつたけれども、其後院政の行はるる頃に至りて税制も複雑になり、官物所當以下勅事院事大小國役一切の賦課を免除するやうになつた。免除の理由も多くは社寺の信仰祈禱に基づいて、其用途に充つるを目的としたものであつたが「山川嶮難之地、公田不相交之故」○又續實簡集百三十四に據つて不輸租の特典に浴し、卿相以下五位以上の間に代々相傳せられた紀伊國在田郡石垣上下庄、下野庄の如きものもある。後には當時専ら賣官のために行はれた成功の方法に依つて莊號を稱することも起つた。遠華王院領但馬國温泉莊はその一

例であり。元曆元年四月の後鳥羽院廳下文には、

謹檢案内、當御庄者、去長寛年中、領家法橋聖顯募僧綱功、令造進鐘樓一字一畢、而相博件

功、所被庄號也、御願寺之領、雖有其數、以成功被庄號事者、其例是少也、然則雖爲

同庄領、豈以不可准他所歟、隨亦任應御下文狀、御使國使相共被打定勝示畢、○高山寺文書

官省符を以て莊園の租税を免除するに至つたことは前述の如くであるけれども、國司の其莊園に與ふる租税免除の證判、即ち國司の免判もまた官省符に准じて、其不輸租を證明するの效力を有し、官省符の無い場合にも、國司の免判さへあれば、其不輸租たるの特権を十分に證明することが出来た。延久の記録所は後三條天皇の勅諭に出でて、莊園整理のために起されたものであり、寛徳以後の新立の莊園は勿論、寛徳以前の莊園といへども、券契不明なるものを淘汰するを目的とした。然るに右記録所に於ては、官省符のない莊園でも、寛徳以前の國司の免判を有するものは、官省符の莊と同じく之を取扱つてをつた。其一例は延久二年二月山城國愛宕郡の寺領田島に就いて感神院へ下した官符に於て見ることが出来る。

右記録庄園券契所去正月廿六日勘奏稱、件地元者常荒也、而以去長和五年二月十七日、依無公私之制、請國判已以開發、以其地利可充法華三昧料者、國郡與判、其後代代更無收公、而

前、又不_レ致_二其煩_一、已及_二數代_一、被_レ裁_二許其妨_一歟者、正二位行權大納言兼皇太后宮太夫源朝臣經長宣、奉_レ勅、件院四至内田畠、宜_レ仰_二彼院_一令_レ領掌_二者_一、院宜_二承知_一、依_レ宣行之_二符_一到奉行、

○八坂神社文書

これと同じ例は石清水八幡宮寺領紀伊國牟婁郡出立莊に關する同記録所の勘奏に於ても見ることが出来る。

右同符備、同勘奏備、件庄每年修_二正月十四日僧供_一之内、第二日僧供所_二勤仕_一也者、勘_二所_一進文書、天徳二年佛子幡助等連署、堺_二四至_一、施_二入御寺_一、其後寛弘五年郡符云、免_二除出立庄庄寄人臨時雜役_一、並庄田任_二坪付_一、又長和四年件田拾參町免除、又長元五年依_二御寺申請_一免_二除荒熟並貳拾町餘_一者、國司注文云、件芳益庄、前司良宗任所_二立也者_一、雖_レ無_二指官省符_一、在_二起請以前_一、

○石清水文書

是等二箇所の莊園は共に官省符は無いけれども、國郡司が從來免判を與へつゝあつた事が理由となつて、停止せられずに済んだのである。延久以後地方政治の紊亂甚しきため、不輸の制度も弛廢し莊園の興廢は一に國司の左右する所となり、國司赴任の初めには從來の莊園を停止し、轉任間際になれば猥に免判を與へて其國を去るやうな流弊を生じて益整理を困難ならしめた。而して其原因は國郡司の免判にあまり效力を與へたからである。

四 不入の特典

國司は公私の田地を糺正し、或は租課の逋脱を防止するが爲め、或は土地の境界を明かにする爲め、必要に應じて隨時檢使を派遣して調査せしめた、これを國郡使或は檢田使の入部といふ。官省符又は國郡司の免判によつて已に租稅免除の特典に浴してゐる莊園に在つては、特別なる事情の發生せざる限り、是等の檢使を入れて檢査する必要はあまり無いわけである。康和四年木工頭兼丹波守高階氏より同國大山莊の下司に與へた下文に「抑立券庄之後者、敢以不_レ可_レ隨_二課務_一、若有_二國司入催之事_一者、早可_レ令_レ言_二上子細_一」といふ事が見えるけれども、東寺合文、書タ之部また保元三年五月七日、山城國相樂郡に官使を遣はして諸郡の田畠を檢注せしめた時にも、不輸租の官符或は宣旨を有する莊園には其證文を十五日までに進せしめ、其理致に従つて裁決を與ふることとし、同日以前に之を進ぜざる土地には皆檢使を入れて踏査せしめた。東大寺文、書七かくの如く官省符の地は國郡使檢田使の不入を原則としては居るものゝ、當時の地方政治の實況より見れば、莊園の領主は猶不安を免れないので、檢田使入勘停止の證明を受けて、不法の干渉を斥くる理由とした。其例は高野山文書の正曆四年の紀伊國符案、同五年同國在田郡司解案に據つて見ることが出来る。

檢田使の入部を免除せらるゝのは、莊園に取つて不輸の特典を確保する利益を與ふるばかりでな

く、その煩累、経済的負擔から免るゝ利益があつた。當時の慣例として、檢田使の入部に要する経費は莊園側の負擔となるのみならず、引出物と稱して、多少の物品を檢田使に提供せなくてはならなかつた。而して地方政治の紊亂は是等の徵求をして非常なる苦痛の原因たらしめた。永祚元年に尾張國の郡司百姓が一致して國守藤原元命を彈劾した解文に、檢田使の非政を訴へて、「不_レ論_二町段歩數、不_レ辨_二條理阡陌、只任_二己狂心、以_二一段之地、注_二二三段乃至町滿_一」といつてあるが、醍醐寺雜事記の仁安二年八月の太政官牒に據れば、近江國司が餘田ありと稱して、醍醐寺圓光院領柏原莊に使者を遣はして檢注せしめたところが、國使は荒野川澤を皆田畠に書載せて終つた、そこで莊司は其の承認の加判を拒み、直接朝廷に申請して之を撤回せしめたことがある。また同解文に、檢田使一日の料として或郡には米二三十石、或郡には絹七八十疋を徵收し、一日で済むべきことを數日に延ばして、費用を食ふことを擧げてあるが、同雜事記の長承元年九月の官宣旨に、越前國司源高實が同圓光院領牛原莊に國使を遣はして引出物を徵求した暴狀を述べてある。

然間當任國司、以_二前司非法、猥號_二有_二先例、去月十日、遣_二數多幹了使、八丈絹百十五疋、四丈、所_レ令_二責取_一也、苛酷之甚、只如_二切燒、何況使者經廻間、祇候雜事、其費巨多、抑追_二前司非例_一者、可_レ徵_二卅疋絹_一也、而當任之辨、既及_二四倍_一、

官省符莊の國使不入と共に、吾人の注意せざるべからざること、官省符莊の犯科人の處分であ

る。諸院諸官諸寺諸王臣家が私に使者を遣はして、訴訟を辨定することを禁じたのは、延喜五年十一月の事であるが、其後犯科人の處分法に就いて一種の慣例を生ずるやうになつた。石清水文書に收めてある祝詞案には、石清水八幡宮領に於て、「山内若_レ神領乃_レ庄園_レ居住之輩、若有_二留犯科_一時、縱_レ綸言_レ被_レ下_二トモ、宮寺乃_レ司_レ爾不_レ被_二下知_一、廷尉_レ輒_レ不_レ追捕_一」といひ、また高野山文書天治二年七月官省符庄住人解狀には、「當官省符之例、若有_二盜犯殺害之輩_一者、以_二追却_一爲_レ例、敢不_レ及_二禁獄_一者也」といつてある。この他中右記永久二年の條に左の記事が見える。

八月廿五日、予參_レ院、御物忌也、付_二宗章_一奏_レ事、彼下野庄下司宗仕、近日上洛也、何_レ樣可_レ候哉、仰云、非_二重犯_一、只可_レ追_二却庄内_一、凡_レ全不可_レ居_二住庄内_一之由可_レ下知_一也、

十一月朔日、源永事、付_二左衛門佐_一令_レ申、仰云、不可_レ居_二住太政大臣庄_一之由仰_二下天_一、早可_レ追放_一、從_レ類交名奏聞、留_二御所_一、

宮寺の承認を経ざれば、檢非違使も犯人を追捕すること能はずといふ八幡宮領や、盜犯殺害の重罪でも之を追放するにとどまるといふ高野山領や、重犯にあらざれば、莊内を追放すべしといふ攝關家領や、各多少趣を異にするところはあつたけれども、是等の事例は、鎌倉時代に於て莊園内に犯人の逮捕を許さざる守護使不入の制度を豫想せしむるに足るものと思ふ。即ち官省符の莊が初めは租税を免除するだけのものであつたが、之に連關して國司の檢田使を不入とするやうになり、終には

莊園内の犯罪者は其莊園の關係者にて處分を定めて、之を莊園外に追放するやうになつたと見ることが出来る。而して鎌倉時代に至りては、莊園内の犯罪者は莊司に於て之を逮捕し、其上之を守護に引渡すやうになつて、守護使不入といふ制度が成立したのである。

(大正四年十一月歴史地理第二十六卷所載)

八 平安朝の莊園整理策

一 莊園の特典

大化の改新に次いで律令の制定があり、土地公有主義が確立せられて、大功によつて朝廷より賜はる功田が重大なる犯罪のなき限り永久に子孫に相續するを許さるゝ外、一切の田地は政府より人民に分配せられて口分田、位田、職田等となつて耕作せられ、其身死し或は其官位を去ると共に、これを政府に還さねばならなかつたのである。併しながら其制度は社會の進運に伴はない缺陷を有し、且つ當局の中央地方の官吏に其規定を徹底的に行はむとする誠意の無かつたために、奈良朝既に其制度は充分に行はれず、平安朝に至つて益々紊亂し、政府に還すべき場合にもこれを還さず、政府も亦これを強ひて回收せんとしなかつたから、人民はそのまま、其田地を所有し、處分するやうな事になつて、土地の私有は半平動かすべからざる形勢となつた。随つてこれ等の田地を社寺或は權勢家が手に入れて莊園としたものもあつた。東大寺要錄卷六の湛照僧都分付帳

湛照は第四十九代の別當で貞元三年

別當に任じ三年半の間、に大和國の寺領を列擧してあるのを見るに、殆ど公田を含まない莊園はない位で寺務を見た人である。其二三を摘記すれば左の如くである。

和邇庄廿町七段(二脱カ)

不輸租田三町三段

傳法供三段

春日神戸二町

一品御位田一町

公田畠十九町四段

白地庄廿二町百八十步

不輸租田七町九段二百四十步

勸學院田一町七段

大興寺三町三段二百卅步

左京職二段二百四十步

大夫殿位田二町六段小

公田畠十四町二百四十步

中西庄八町八段二百步

不輸租田六町二百四十步

東大寺念佛院田八段

木寺三町一段

神戸田八段

左京職一町三段三百步

公田二町七段三百廿步

即ち身死すると共に公に還すべき位田が終に還さずして寺田となり、口分田であるべき管の神戸の田が寺田となり、本來輸租田であるが不輸租とさへなつたものもあれば、諸司田の一たる京職田が左京職を離れて、東大寺に屬したのものもある。令の公田は、義解の説では「乘田也」といひ、或は「位田、賜田及口分田、墾田等類、是爲私田、自餘者皆爲公田也」ともいつてゐるが、こゝに公田と稱するものは不輸租田に對する輸租田を指したのであるから、位田、賜田、口分田、墾田、すべて租税を納むる田地で、それ等の田が東大寺に屬してゐたのである。

斯の如く平安朝の中頃には、大寶、養老の土地制度が廢れ壞れて、其跡から起つた莊園もあるのであるが、殊に其の最も有力なる原因となつたものは墾田制度である。墾田について令の規定するところは、田令に

凡公私田荒廢、三年以上、有能借佃者、經官司判借之、雖隔越亦聽、私田三年還主、公田六年還官、限滿之日、所借之人口分未足者、公田即聽充口分、私田不合、其官人於所部界内、有空閑地願佃者、任聽營種、替解之日還公、

の一條があるのみで、法家も此條文に據つて墾田の制度を論じてゐるが、其前半に於て規定するところ

ろは荒廢田の再墾にかゝり、後半に規定するところは墾田であるけれども、官人の開墾についての
み文を立てたものである。官人とは法家の説に據れば國司であるが、さうとすれば國司以外のもの
の墾田については全く知るところがないわけである。併しながら養老令の修正に先だつ和銅四年十
二月の詔に「有_レ應_ニ墾_ニ開空地_一者、宜_テ經_ニ國司_一、然後聽_ニ官處分_一」とあるので、國司以外
のものも墾田を許されたことは勿論である。たゞ令に於ては、國司は職務上直接に地方の土地人民
に接してゐるので、弊害も隨つて生じ易いことを慮つて、特に國司のために規定を設けたのであら
う。されば墾田は國司以外一般の人民にも許されたものと解しても、其墾田を開墾者が何時まで私
財として収益することを許されたかは不明である。法家は右の條文に據つて郡司百姓の墾田を説
き、「請_ニ公驗_一、開墾者、永爲_ニ私財_一耳」といふけれども、これは天平十五年の墾田法に依つて説い
たもので、大寶令制定の精神を得ざることは先輩も既に説く所である。古記の説は、「百姓墾者待_ニ
正身亡_一即收授」とあるけれども、開墾者の一身の間の収益は養老七年の墾田獎勵法として初めて
許されたのであるから、これをその以前に遡らしめて考ふることは何うであらうか。要するに令に
於ては一般人民の墾田を認めてはをつたが、或期間を過ぐれば必ずしも一身と謂はず官に取上げて
收授したのであらうと思はれる。

土地公有主義を採用せる當時の政府としては此の如き方針を取らざるを得なかつたが、これでは
開墾者の利益が少いと見え、人口の増加に伴つて必要な面積の田地を得ることが出来なかつたの
で、養老七年四月の勅となつて、新に溝池を造つて開墾した田地は三世に傳へ、舊溝池に依つて開
墾した田地は一身に給はることになつた。而かも其田地を政府に收むる頃となれば、農民が耕作を
怠り、折角開墾された田地が再び荒廢に歸し、開墾獎勵の目的を達することが出来ないで、天平
十五年五月、身分によつて墾田を許すべき額を一定し、一位五百町、二位四百町、以下初位及び庶
民の十町に至るまで、其位階に應ずる範圍内に於て開墾した田地は、開墾者の私財と爲し、三世一
身を問はず悉く皆政府に取上げざることにした。大化以來の土地公有主義はこゝに崩壞の端を啓い
たが、これによつて上下競つて墾田に従ひ、政府の墾田獎勵の目的は初めて充分に達せられたので
ある。而してそのために權勢家が百姓を驅使する弊害の甚しかつたので、天平神護元年三月一切開
墾を禁ずるやうになつたが、もとよりかゝる不自然なる法律の永續する筈はなく、寶龜三年十月こ
れを撤廢して、其後は自由に開墾を許すことになつた。されば天平十五年の詔が寶龜三年に至つて
復活したやうなものではあるが、天平十五年の詔にあつた一位以下身分に應じて許された制限は寶
龜三年の詔には見えないで、たゞ「自今以後任令_ニ開墾_一」といふのであるから、天平十五年の制限
はこのとき全く撤廢せられたものと考へてよからう。

斯の如く奈良朝に於て既に開墾は自由となり墾田は私有を認めらるゝやうになつたが、更に平安

朝に至つては無主の荒野は開墾者を以て地主とする慣例を生じた。大覺寺文書に據るに、日根秋友なるものが天長二年紀伊國糸郡の常荒地六十町を開墾し、其後三四年を経過するも其地主といふものがないので、同六年其地の刀禰、郡司の證判を得て秋友が地主となり、國司の承認を求め得たる例がある。秋友は即ち開發領主或は根本領主と稱するもので、平安末期に出來た法曹至要抄は其荒地の條に於て「開發田地、皆以開墾人永爲私財、以次第年繼可令領掌」といふ按を下してゐる。但右按文の根據となつた弘仁十年十一月五日の官符は三代格に據るに天長四年九月二十六日の官符を誤つたものであるが、古事類聚政治部廿二參照同書の見解は平安朝以來當時の法家の所説を代表するもので、事實また其解釋に依つて行はれてをつた。久安五年十月二日の仗議定に、無主の荒野は開發の人を以て主と爲すべきことは裁許を要せぬといふことがある。本朝世紀。

墾田の租税は、古記の説に「其租者初耕、明年始輸也」といひ、耕作の翌年から租田を納付することになつてをり、又實例に徴するに、東大寺領越前國桑原莊の天平勝寶七歳の莊券によれば、同莊は見開田三十二町で、内二十三町は去年の開墾に屬するものであり、其租稻は一百三十五束であるが、當時の租は慶雲三年の制によつて一町十五束であるから、一百三十五束の租稻は二十三町の新開を除いた九町の墾田から徴收せられたものである。然るに翌天平勝寶八歳の莊券によれば、三十二町の見開墾全部から租稻が徴收せられて、總額四百八十束に達してゐる。即ち墾田の租は開墾

の翌年から徴收せられたので、古記の説くところと全く一致してゐる、然るに平安朝になつてから百姓が常荒地を耕作せむとするも直ちに田租を徴收せらるゝので敢へてこれを耕すものがないといふので、天長元年八月二十日、其獎勵の目的を以て一身の間永く耕食するを許し、田租は六年の後徴收することに改め、貞觀十二年十二月二十五日、更に常荒地を開墾して未だ幾年も經ずして死んだものは、六ヶ年引續いて耕食せしむることにした。延喜式にはこれによつて「凡耕開荒地之輩、未及六年一身死、更延六年、聽子孫耕食」との規定がある。荒野の開發については、斯の如き規定も、また實例も、平安朝の初期に於てはこれを見ることが出來ないけれども、常荒地の開墾にして既に然りとすれば、荒野の開墾についても何等かの獎勵法が設けられてをつたものと解せざるを得ない。藤原氏專政の頃になると開發の功として地子並に臨時雜役の免除の慣例が行はれて居つた。東大寺文書、永承三年閏正月伊賀國符に「件處名張郡矢川已爲荒野一年尙、無人寄作者、早被立券房○禪林寺座主大僧都房名、隨開得令辨濟所當官物、但任傍例、依開發功、被免除地子並臨時雜役」とあるのは其例である。また左の文書は東大寺が丈部爲政をして其所有の荒野を開墾せしめむとして爲政に渡したものである。

下 爲政所

早可令開發之田代荒野等事

一 莊園の特典

合壹處者於在見作田拾漆町二段餘步
殘无數荒野也

在名張郡梁瀨郷内

四至限東寺上尾
限西大河

限南貢御河
限北割山北辻

右件田代荒野等、神戸住人實遠朝臣負物代、元興寺大僧都御房辨進地也、而爲令開發、所丈部爲延充行也者、開發三ヶ年間地利免除、其後者於官物者可辨濟國庫、於壹段別一斗御加地子者、可辨進領家者也、於作手者、可爲政之子孫相傳、領知也、仍爲後日沙汰、所下文成給御也者、存此旨可令開發之狀、下知如件、

治曆二年三月十一日

房官上坐大法師(花押)

この文書に據るに、開墾後三ヶ年間の收穫は開墾者の所得となつたもので、この間は租税もなく年貢も納むるを要しないで、三ヶ年の後初めて租税は國庫に納め、加地子は領家に納むるのであるが、開墾者の子孫は作手としてこれを耕作することが出来たのである。當時の寺院宮權門勢家の領地は斯の如き條件によつて開墾に著手せられたのであらうが、これ等の場合、開墾者の子孫が其土地を耕食することの出来たことは無主の荒野の開発の場合と異なる所はないであらう。これを要するに平安朝の中頃に於ては、律令の規定によつて個人の私有を許されない土地も事實

個人の私有に歸して賣買相續せられたのみならず、墾田については、政府が早くから其公有主義を緩和し、終にこれを抛棄するに至つた結果、政府の獎勵によつて多くの墾田が増加したにも拘らず、これ等の田地は皆個人の私有に屬し、政府はたゞ租税を徵收するだけであつた。即ち律令の土地公有制度廢絶し、土地の多くは個人の私有に歸するやうになつたのである。而して莊園の盛に起り始めたのも此時代からのことである。

初め莊園と稱したものはたゞ皇族貴族社寺などの所有に屬する開墾地で、其中に田地があればこれに應ずる田租を納め、國司の支配を受けてゐたことは一般の開墾地と異なるところはなかつた。前記桑原莊はこれを證するものである。然るに奈良朝から平安朝に移る間に於て不輸租田の種類が多くなつて、從來の輸租田でこの間に不輸租田となつたものがある。令集解に引用する令釋は古記と同じく大寶令の註釋であるが、令釋古記共に輸租田とする射田、采女田を延喜式は不輸租田とし、易田も穴説、朱説共に輸租田とするが延喜式では不輸租としてゐる。また平安朝の初め以來、特に勅旨によつて開墾せられた田地、即ち勅旨田といふものが多く出来たが、これも亦不輸租田である。かゝる時代に於て、莊園の所有者も何等かの理由を設けて租税を免除されようと思つて、さまざま口實の下に朝廷に不輸租を申請することが行はれたのは最も有り勝ちなことである。其申請に對して政府の許可を與へたものには太政官符、民部省符を國郡に下して爾後其田租を免除する

ことにした、所謂官省符の地といふのは是れである。官省符のないときには國司の免判を以てこれを證明することがまた慣例となつた。こゝに於て同じく莊園と稱する中にも、從來の如く田租を納める莊園と、全部或は一部分の田租を免ぜらるゝ莊園との、二種の區別を生ずるやうになつた。莊園の田地がすべて一般の田地と同じく租税を納め、地方官の管轄に服するものであつても、田地の兼併によつて生ずる各種の弊害や、當時の法制では公私利を共にすべき山川藪澤が一部のものによつて其利益を獨占せらるゝやうなことは免れ得なかつたのである。然るに莊園の田地に免租の例が開かるゝや、當時の政府の紀綱の弛廢と相俟つて其弊害測り知るべからざるに至り、史上所謂莊園の弊は此種の莊園の發生によつて起つたのである。一部の免租はやがて全部の免租となり、或は莊民の課役を免ずるやうになり、終には地方官の管轄から獨立するやうになつて、社會的には勿論、財政上、政治上の大なる弊害を醸成するやうになつたのである。

斯の如き慣例が何時頃から始まつたかといふに、榮山寺文書に據るに、同寺の宇智、十市、廣湍等諸郡の所領は、天平神護元年藤原豐成が官符を給はつて不輸租田としたといふことがあるから、これを奈良朝の中頃までに遡らしむることの出来るわけだが、不輸租となつた理由について記す處がないのみならず、同所領を永祚二年十一月の同寺牒狀には豐成の施入といひ、正暦五年九月、長和二年九月等の牒狀には豐成の父武智麻呂の施入といひ、曖昧なところがあるから姑く疑を置いて探

らないこととする。この種の不輸租の申請で、愚見に入る、確實な最初の例は東寺領丹波國大山莊である。大山莊は多紀郡に屬し、もと藤原良房の所領で、東寺に施入せられたものである。而して良房は少僧都實惠の奏狀に依つて勅を奉じ、承和十二年八月八日太政官符、同九月十日民部省符を東寺に下して官省符の莊と爲し、東寺は其收入を以て傳法供料及び一切經の書寫の經費に充てることになつた。もつとも本文書については、中田薫博士は其の「日本莊園の系統」と題する論文（國家學會雜誌第二十卷）に於て、此等の文書にいふところの官省符なるものは、後世の如く特に莊を新設する要件として申請されたものではなく、寺院が施入其他の方法に依つて新たに取得した土地を寺田不輸租なる一般の原則に準據して不輸租たらしめむが爲に申請されたものに外ならずとし、此の如き特典を受けたる土地に莊を設立したることも亦、元來莊なるものは不輸租地に限つて設置さるべきものなりとの原則の結果でなく、當時に行はれたる一般土地管理法に從つて任意に設立したるものに外ならずとして、實惠の奏狀は寺田として當然不輸租たるべき大山莊に對して其特典を申請したものでこれによつて莊なるものが不輸租地に限つて設置さるゝものであるといふことを證するに足らぬと解せられてゐる。當時の莊と稱したものが悉く皆不輸租でなかつたことは余も亦認むるところで、東大寺領桑原莊が奈良朝の中頃にあつて一定の租稻を出してをつたことや、滋照僧都の分付帳に列擧せる各莊園に不輸租田と輸租田とがあり、その中の山村莊四町の如きは全部輸租田か又は輸地子

田であつたことは明らかにこれを證するもので、要するに同一の莊園の田地でも、本來不輸租の田地であるか或は不輸租の特典を與へられた部分だけが不輸租なので、其他は皆一定の租税を負担せねばならなかつたのである。併しながら前記實惠の奏狀が寺田不輸租の原則によつて本來不輸租であるべき大山莊に對する官省符の申請であるといふのは、これを以て一般の莊園の例に於ける申請と同一視する余の贊同し難き解釋である。前にも述ぶる如く、奈良朝に於て朝野の間に絶大の勢力を有した東大寺の莊園に於ても、其の墾田は一般の墾田と同じく租税を納めてをつたのである。また令の本文に就いて見るに、僧尼令に於て僧尼に對し私に園宅財物を畜へ興販出息することを禁じ、田令に於て官人百姓の田宅園地を以て寺に捨施或は賣易へることを禁じ、寺院は官人百姓から田宅園地の寄進を受け或は買ふことを許されなかつたのである。この規定は充分に行はれないで、寺院が民間から田地の寄進を受け或はこれを買得した例は頗る多いのであるが、政府として其厲行を圖つた形迹は全く無かつたわけではない。天平十八年五月九日の官符は諸寺競つて百姓の墾田園地を買つて寺地とするを戒め、違犯者は賣買人共に法に依つて罪を科すといひ、延暦二年六月十日の官符は私に道場を立て田宅園地を捨施竝に賣易することを禁じ、これを犯すものは主典以上は見任を解き、自餘蔭贖を論ぜず決杖八十といふのである。平安朝になつてからも、延暦十四年四月二十七日の官符に於て、寺院が他の名を詐つて田宅園地を買ふことの行はるゝことを擧げ、將來斯の如き事

あらば皆没官するといふことを公布した。寺院が官吏百姓より田地の施入を受け又はこれを買入れることは令に於て嚴にこれを禁じ、代々の官符また繰返してこれを禁ずること斯の如くである。故にたとひ此規定が充分に行はれなかつたにせよ、これ等の手段によつて寺院の所有に歸した田地が直ちに寺田として當然不輸租となるといふことは考へられないことである。またそれが許さるゝものならば南都北嶺の一として其利益を擁護し擴張するに餘念のなかつた東大寺が甘んじて租税を納むる筈もなかつたらうと思ふ。然らば寺田不輸租の原則と稱するものは、寺田の意味を制限して、民間からの寄進や買得によつて寺院の所有に歸した田地はこの原則から除かなければならぬものと思ふ。それで余の見るところでは、令集解の古記以下の諸説、延喜式などに不輸租田とする寺田といふのは、朝廷から其寺院に賜はつた所謂勅施入の田地、或はこれに准すべき田地で、その以外の寺領で、不輸租となるものは特に勅によつて賜はつたものに限られたので、文徳實錄や三代實錄等の國史にはこれ等の場合に特に不輸租の勅のあつたことを載せてある。墾田を不輸租とした例としては、文徳實錄仁壽三年九月丙子の條に、「招提寺田地百七十八町四段三百廿三步、永爲傳法田、初寶龜中大唐和尚鑑眞買得此地、施入寺家、其後逐年墾闢、頃畝増廣、以功德故、聽不輸租」ありと、常荒田を不輸租とした例としては、三代實錄元慶七年六月二十九日の條に、「備前國御野郡圓覺寺庄常荒田四十九町百三步、永免輸租」とあり、また同書貞觀七年八月二十四日の條に、

「昔弘仁末、沙門玄寶於_二伯耆國會見郡_一建立阿彌陀寺、至是永免_二寺田十二町九段四十步租_一、本國內百姓所_二施入_一也」とある。僧侶の買得田や百姓の施入田が當然皆不輸租であるといふならば、國史に特にこれを擧ぐることもなかつたらうと思ふ。此の如く國史に擧げてあるのは、此種の寺田を不輸租とすることが當時特別の扱ひであつたからで、またそのために特に勅もあつたのである。即ち元來輸租田であるものが勅によつて不輸租になつたので、大山莊に關する實惠の奏狀もまた此の如き意味に於て申請を爲したものである。而して其申請が容れられて不輸租の勅となり、承和十二年の太政官符、民部省符は其勅によつて下されたものである。然らばかの申請を以て一般の莊園に於ける不輸租の申請と同一のものと看做すに毫も差支のないやうに思はれる。

さて寺領の本來輸租田たるべき田地が此の如くして不輸租田となつたが、社領の田地についても同様のことは考へられよう。寺社と同じく藤原氏其他の貴族も亦其の所有の田地に對して不輸租の特典を申請し、私人の領地にも不輸租田があるやうになつたが、平安朝初期の史料は、國史法典以外據るべき記録殆ど無く、文書は殆ど皆寺社に關するものばかりであるから、貴族の莊園については寺社領の莊園よりも多くを知るを得ない。寺社領の一部、即ち令に神田寺田と稱するものは奈良朝以來不輸租田であつたのであるから、寺社の不輸租の申請は寺田神田に於て有する特典を更に寄進地買得地に及ぼさんとするものである。然るに律令の制に於て私人に給せらるる田地で、子孫に

傳ふることを許さるるものは功田だけで、それも大功田以外には制限があり、永久に傳領を許さるるわけではない。また其の條文に擧ぐる田品に於て古記の不輸租田とするものは、大納言以上に給ふ職分田(また職田といふ)、太宰帥以下地方官に給ふ在外諸司職分田(大寶令には職分田を公麻田としてあつた)にとゞまり、位田、功田、賜田、皆輸租田である。而かも令集解_{田令田}長條に引く民部例には「神田、寺田、戒本田、放生田、國司公麻田、以上爲_二不輸租田_一」といつて、國司の職田以外の職田を輸租田と爲し、三代實錄元慶六年九月二日の條に「式云、職田爲_二輸租田_一、其未_レ授之間爲_二輸地子田_一」とあるもの、式は弘仁式か貞觀式であらうが、また職田を以て明かに輸租田としてをつた。延喜式の輸租田とする公麻田なるものも、民部例によつて國司公麻田と解すべきで、職田は前述の式と同じく輸租田で、其の未授の間は輸地子田とするとしてゐる。故に平安朝に於て貴族が律令の制度によつて給せらるる田地で不輸租であるものは無かつたわけで、貴族が其所領の田地に不輸租の特典を申請するのは、もとより不輸租の寺田神田を有する寺社が他の寺領社領の田地に不輸租の特典を申請するのとは趣を異にする。思ふに其備を爲したものは勅旨田であらう。勅旨田は特に勅を以て墾開せられたもので、其の初めて史上に見はるるのは大同元年七月の勅で、勅には當時既に權門勢家が勅旨に假託して私田を開墾する弊害を述べてあるから、これに先だつ延暦年代には既に行はれてゐたのである。延喜式には勅旨田を不輸租とするが、其の開墾の勅旨に出で、名

を勅旨に假りて私田を開墾するものゝあつたことを考へれば、勅旨田は當初より不輸租であり、假託して開墾するものはこれによつて輸租の負擔を免れんとしたのであらう。爾後勅旨田の開発は益々盛になり、かくの如き禁令の出てゐるに拘らず、權門勢家の勅旨田開發も息まず、皇室に於ては、仁明天皇の承和年代には太皇太后、皇太后のために後院勅旨田を起し、光孝天皇は御即位の後、仁和元年十一月、天皇龍潛の時に御領とせられた畿内外國の水陸の田地を悉く勅旨田とせられた例があり、延喜二年三月の官符に據れば、勅旨田は當時諸國に遍く行はれてをつたやうである。而して貴族の莊園が勅旨田によつて起つたことは、同官符の「頃年勅旨開田遍在諸國、雖占空閑荒廢之地、是奪黎元產業之便也、加之新立庄家、多施苛法、課責尤繁、威脅難耐、且諸國奸濫百姓爲遁課役、動赴京師、好屬豪家、或以田地詐稱寄進、或以舍宅巧號賣與、遂請使取牒加封立勝」といふところによつて知るべく、當代以後の勅旨の開田を禁じて莊園の弊を絶たんとせられた。また平安朝初期以來の形勢として天皇の外戚は皇室の優遇を受け、山陵と同じく藤原氏の墓にも荷前の使が遣はされ、藤原良房は則關の官として初め皇族にのみ限られてをつた太政大臣に任命せられ、次いで攝政となつたが、これまた人臣としては初めてである。藤原氏の女子が入内して中宮女御となるものがあつたが、其他にも皇族と藤原氏との結婚は多く行はれ、隨つて遺産相続等の關係によつて、皇室の御領の藤原氏に歸するものもあつたわけである。皇室と藤原氏との關

係が此の如き状態であつたところから推して、勅旨田の不輸租が藤原氏の莊園にも及ぶやうになることは考へ得らるゝことである。かくて權門勢家の莊園の不輸の申請は、初めは藤原氏の主要部のものから漸次一門の末派のものに及び、或は藤原氏以外の他の貴族の莊園にも及んだのであらうと思ふ。以上は直接これを證すべき史料無く、たゞ勅旨田、皇室、藤原氏の關係から下した推測に過ぎないけれど、姑く愚見を述べて後考を俟つこととする。

また延喜主税式勘租帳の條に輸租田、不輸租田、輸地子田の別を設け、不輸租田の一として勅旨田を擧げながら、全く莊田に及ばないのは、莊田が勅旨田に後れて起つたものであることを證明するのではなからうかと思ふ。併しながら寛平延喜年間には莊田は一般の貴族の所有地であつたと見えて、寛平八年四月二日の官符は五位以上の私營田を禁じて、「夫五位已上冠蓋既貴、委寄不輕、自有代耕之祿、何貪載畝之利、仍須諸宮王臣家及五位已上除莊田品位職田之外一切不聽耕種」といひ、五位以上の莊田の耕種は既に法律的に認められてをり、また後段述ぶる如く、醍醐天皇の御代には延喜二年以來莊園の整理を計畫し、萬難を排して遂行せんとしたのである。然るに前述の如く延喜主税式に全くこれを擧げないのはどういふわけだらうか疑問とせざるを得ないであらう。延喜式は藤原時平、忠平が相次いで總裁となり、前後二十餘年を費して延長五年編纂の功を終つたものであるが、其編纂の目的は序文にも見ゆる如く、開元永徽の式例に准據して弘仁貞觀の兩式を

併省して一部の法典と成さむとするに在つた。其規定の中には貞觀式制定以後の新例によつて改訂するところもあつたであらうが、其規定の全部が延喜時代に施行せられてゐたやうに考へられないところがある。喜田貞吉博士は嘗て雜誌歴史地理第三十三卷第三號に「延喜式の杜撰」と題して、主として神名帳の神社所在の郡名に就いて研究せられ、民部省式に列擧せる各國の郡名に見えない郡名が神名帳に出で、或は既に分立せる管の新郡内の神社が舊郡名の下に置かれ、承和以後新に置かれた郡で、神名帳に其名の見えてゐるものは一つも無いと云つてよいと斷言せられたことがある。同じやうな疑問は官制、兵制、其他の規定にもあるやうに思ふ。莊田は當時の土地制度の上から最重要なものでなければならぬが、其莊田の性質については延喜式五十卷を通じて何等の規定をも見出すことが出来ないのである。

不輸の莊園といつても、平安朝の初期には、東寺領丹波國大山莊の例によつて見るに、其官省符を下付された當時現在の田地だけが不輸租となつたので、同莊園内の土地でも官省符の下付された後に開墾された田地は輸租田であつて、これを不輸租とするには更に官省符を申請せねばならなかつたのである。大山莊が承和十二年官省符の莊となつた當時は墾田十一町四段五十六歩、林野三十六町の中、不輸租となつたものは十一町四段五十六歩の墾田で、其後三十五町の林野が漸次開墾せられて、延喜十五年には新開の墾田一町六段七十二歩について國郡司の公驗を得たけれども、國郡

司は開墾の進捗するに従つて其墾田を收公して剩田と爲し、それに應ずる地子を徴收した。それで東寺は右大臣藤原忠平に返還を申請し、忠平がこれを容れて丹波國衙に通達したのが左の文書である。東寺百合文書あ之部。

右大臣家牒 丹波國衙

欲任理 東寺傳法料田地肆拾陸町肆段伍五拾陸歩事

在部下多紀郡東限二公田 西限二列山峯 南限二南限レ川 北限二大山峯一

牒、得彼寺傳法供所陳狀云、件田地、故實惠少僧都、爲廣布護持國家、以去承和十二年申下官省符於在地國司、爲傳法料已了、仍建庄家勸納地利、就中墾田十一町四段五十六歩、林野卅五町、池二處、其林野之地逐年亦加墾、而國郡司隨庄家開發收公爲剩田、由是傳法之處、忽乏福田之利、先師之誓、長失後學之便者、牒送如件、乞衙察狀、事若有實者、依舊令返領、事緣功德、莫以忍弃、今勸寺家使、以牒、

延喜廿年九月十一日 知家事在判○以下連署略

この後に於ても東寺或は大山莊の莊預莊司から當時の見作田を國司に注進して其免判を請ふのが例であつた。即ち長和二年の國判には見作七町二段二百八十八歩の内、損田三段二百八十八歩を除き、六町九段の所當官物を免じ、治安元年の國判には見作五町五段二百八十八歩の内、五町三段百

十四歩の所當地子を免じ、長元元年の國判は見作五町二段二十歩の内、五町一段四十代の官物、治田百十六歩の地子を免じ、康平四年の國判は、「件庄田拾玖町貳佰參拾肆歩、任見作田所承知、永可免除之、敢不可違失矣」とあり、以上東寺百合文書中之部田租地子の免除は當時の見作田の状況によつて増減があつたのである。

莊園が不輸の特典を受くればこれを立莊といひ、不輸に次いで莊司寄人の臨時雜役の免除を受け、更に國使不入の特典を受けるやうになり、財政的にも政治的にも國司の管轄から全く獨立するやうになつた。而して莊司寄人の臨時雜役の免除は、醍醐寺領伊勢國曾禰莊の立莊に關する天曆五年九月の官符の如く、不輸租の特典と同時に免ぜらるゝものもあつたが、醍醐寺雜事記大山莊の例に於ては、其の不輸租となつたのは承和十二年で、東寺から其の莊領及び莊子（莊司）の爲めに臨時雜役の免除を申請したのは延長二年八月で、東寺百合文書中之部初めは單に不輸租とされ、後になつて莊司の臨時雜役が免除されたのである。院政時代になつては「抑立券庄之後者、敢以不可隨國務、若有國司入催之事者、早可令言上子細」などいふこともあるけれど、天祿四年九月の東寺の牒狀東寺百合文書中之部に據れば、この頃丹波國の檢田收納使が大山莊に入つて剩田公田を檢注したやうな例があり、不輸の特典は國使不入の特典を伴ふものではなかつた。大山莊に於て國使不入の宣旨を賜はつたのは長久三年十月のことである。東寺百合文書中之部莊園から國使の不入を申請するやうになつたのは、國使が莊園

内に於て狼藉をはたらき、且つ當時の慣例として莊園に於て入部の費用を負擔し、或は引出物として國使が莊司莊民から物資を徵收するやうなことがあつたから、莊園の側では迷惑に堪へないで申請したものである。故に莊園は初め不輸租の特典を與へられたに過ぎなかつたが、後に莊司寄人の臨時雜役が免除せられ、國使不入の特典が與へらるゝやうになり、更に院政時代になつては田租ばかりでなく、一切の租税公課が免除せられ、且つ國使の不入により莊園は全く國司の支配を受けないうやうになつたのである。平安朝初期に於ても、莊園の住民が莊園の所有者である權門勢家の威力を擁して國司に對抗し、公の課役を連れた事實はあつたが、法律上許されたわけではないので、政府は隨時其取締を厲行してをつたが、院政時代に至つては莊園は大小一切の國役を免除され、國司の支配の及ばなかつたところから、不逞の徒の巢窟となる傾向を生じたのである。

不輸の莊園の増加すると共に政府の収入は減少するのは勿論であるが、平安朝に於ける政治の紊亂、綱紀の弛廢は、嚴重な官省符の不輸制度も到底完全に行はれ難く、貴族が恣に其莊園を不輸とすれば、地方民も貴族の名義を藉りて其特典に與らむとした。そこで莊園の濫興となり、さなきだに地方政治の宿弊によつて歲入の減少に苦しんでゐた政府は、これによつて益々財政難の苦境に陥つた。こゝに於て醍醐天皇以來莊園の整理を企て、新立莊園を禁ずると共に、理由のない莊園の不輸租の特典を廢して租税を徵收することにした。これを當時の言葉で「收公」ともまた「顛倒」

ともいつた。顛倒は莊園の特典を得ることを立莊と稱するに對し、其特典を失ふところから起つたのであらうが、收公は收めて公田とする意味から起つたのであらう。東寺文書の天長二年十一月十二日の尾張國牒狀に、「頃年寺田或官誤收公田、或民紆成私墾田、因茲地子減少、佛供闕乏」とあるのは、收公といふ言葉の起源を考ふる資となるであらう。なほ三代實錄貞觀六年十一月七日の條に、大和國司が奈良の舊都の荒廢して、都城の道路が變じて田畝となる狀を説き、「望請收公令輸其租」といふ句がある。また以て收公の意義を明かにすることが出来るであらう。醍醐天皇以後新立莊園停止の勅は常に繰返し出てるが、事實に於て院官諸家の莊園は絶えず新に興りつゝあつて、其氣運を抑止するに殆ど寸功もなかつたやうである。故に政府は既に不輸の莊園と稱して租税其他の公課を連れぬるものを、證據に照して立莊の真相を究め、理由なきものはこれを收公せんとしたのであるが、他の一面に於て官省符其他によつて立莊の由緒明かなものに對しては充分に其特權を尊重してゐたのである。即ち大體からいへば、不正な莊園を淘汰するのが政府の目的で、正當な手續によつて立てられた莊園の特典を廢止する意志は無かつたのである。以下醍醐天皇以後平氏全盛時代に至るまでの經過を述べるであらう。

二 延喜の莊園整理

平安朝の初めより歷朝皆地方政治の刷新には意を留められたが、その中でも殊に御熱心であつたのは桓武天皇、醍醐天皇、後三條天皇の御三代であつた。従つて土地制度に關する重要な事蹟もこの御三代に於て最豊富ではあるが、桓武天皇の時代には官省符を以て莊園の租税を免除する制度がなかつたから、官省符其他の公驗に照して莊園を整理するやうなことはなかつたであらう、其事例を史料に見るを得ない。この意味に於ける莊園の整理の初めて歴史の上に見はるゝのは醍醐天皇以來の事である。醍醐天皇の莊園の整理は延喜二年に初めて著手せられた。延喜二年は菅原道真が左遷せられた翌年で、當時天皇は十八歳であつたから、専ら其衝に當つて畫策鞅掌したものは左大臣藤原時平でなければならぬ。併しながら地方制度の刷新は宇多天皇の御代既に大いに見えるべきものがあり、その中には勿論土地制度にも及んで、延喜二年の莊園整理の先蹤を爲すものが少くない。されば延喜二年の整理事業は前代の方針を承け繼いで更に一步を進めたもので、時平の新に思立つて企てた事業とばかりは解せられなう。

延喜二年の莊園整理の官符は同三月十三日公布せられたもので、其一是「應停止勅旨開田竝諸院諸宮及五位以上買取百姓田地舍宅占請閑地事」と題し、其二是「應禁斷諸院諸宮王臣家假

民私宅一號_ニ庄家_一貯積稻穀等物_ニ事_一と題し、共に類聚三代格卷十九に收むるところである。なほ同書に據れば、この前日即ち三月十二日に「應_レ停_ニ止臨時御厨_一並諸院諸宮王臣家厨_ニ事_一」の官符が出で、また前記の二官符と同日に、「應_レ禁_ニ制諸院諸宮及王臣家占_一固山川藪澤_ニ事_一」、「應_レ勤_ニ行班田_一事_一」、「應_レ禁_ニ止田租微_一類事_一」、「應_レ調庸精好_ニ事_一」、「應_レ聽_ニ交替一度延期_一事_一」といふ六通の官符が出てゐる。即ち延喜二年の莊園整理は、土地の兼併を防止し、租税収入の増加を圖らむとする計畫の一部分を成すものである。而して第一の官符に於ては、(一)當代以後、即ち醍醐天皇踐祚の寛平九年以後の勅旨田を悉く停止し、(二)諸國の百姓が田地舍宅を中央の權貴に寄せて、其保護の下に國司に反抗して納租其他の義務を回避せんとすることを戒め、其寄進賣與を禁ずると共に權門勢家のこれを受くるを禁じ、百姓から田地を受くるものは公驗によつてこれを本主に還さしめ、(三)諸院諸宮五位以上のもが閑地田宅を占請することを禁じ、第二の官符に於ては、(四)院宮諸宮五位家が地方に於て新に山野を占めて其地利を收め、便宜を求めて民の私宅を借り稻穀等の物を貯へ、莊家と稱して租税を納めざることを指摘し、これを禁ぜんとしたので、兩官符に通じて、(五)元來相傳の莊家として券契明かに、且つ國務に妨なきものは此限にあらざるとしてゐる。更に前記の要領について沿革を述べれば、(一)勅旨田の延曆以後に見はれ、延喜式に不輸租田であつたことは既に述べるところである。而して勅旨田の開発は年と共に増加し、延喜二年の官符

は其弊を擧げて、「頃年勅旨開田_ニ遍_一在諸國、雖_レ占_ニ空閑荒廢之地_一、是_レ奪_ニ黎元產業之便_一也」といひこれを停止せむとしたのである。(二)諸國の百姓と中央の權勢家との結托については、宇多天皇の御代既に嚴重なる官符が再三出で、寛平六年十一月には諸國の百姓が王臣家人と稱して國郡に跳梁するを禁じ、同七年九月には諸國の郡司百姓が權門の家牒を請ひ正税を受けず田租を輸さざるとを禁じ、同八年四月には諸院諸宮王臣家が百姓に代つて田宅資財を争訟することを禁じた。當時既に政府が權門と地方人民との結托の弊に堪へざらむとした趣は、これ等の官符によつて窺はるゝが、未だ其肯綮を衝かざる遺憾があつた。然るに延喜二年の官符は其原因を追求し、權門と地方人民との結托は寄進賣與の名義によつて兩者の間に行はるゝ田宅の授受に依るものと爲し、將來此種の授受を禁ずると共に、既に權門の百姓から受けた田地をも本主に返却せしめたのである。これによつて權門勢家の受くる打撃の頗る大きかつたことはいふ迄もあるまい。(三)院宮王臣家の開墾には土地兼併の各種の弊害が纏綿して、奈良朝以來政府が力を盡して其弊害を除かむとしたるに拘らず、どうしても停止することの出来なかつたものである。寛平八年四月の官符は其精神から出たもので、即ち院宮王臣家及び五位以上のもの、莊田、品位田、職田以外の田地を耕種するを禁じ、また資力之しき開墾者の便宜を圖り、天平十五年の地を受けて後三年を経るも本主がこれを開墾せざれば他人の開墾を聽すといふ規定を改めて、地一町を受けて既に二段を開墾すれば、本主の開墾

を繼續することを許すこととし、從來權勢家が三年不耕地と稱して、開墾の功半にある百姓の田地を横奪する弊害を除かむとした。延喜二年の官符はこれを承けて權勢家の開墾を禁じたものである。(四) 權勢家が民の私宅を借りて莊家と號し稻穀等の物を貯へることを禁じたのは、これによつて人民が權勢家と相結んで租税公課を連れむことを虞れたからである。寛平七年九月二十七日の官符は此間の消息を明かにし、「此國^{○美}人心多^レ巧、只事^ニ奸欺、至于欠^ニ失官物、國司沒^ニ其私物、臨^レ欲^レ運^ニ納官倉、忽就^ニ官家假爲^ニ寄進。請^ニ其家牒^ニ送^ニ於當國、或云^ニ是家之出舉物、或云^ニ寄進借物之代、或時懸^レ札、或時打^レ抗、如此違濫不可^レ勝計、國司詳知^レ非^ニ家物、爲^レ恐^ニ權勢、擊^レ目閉^レ口、是故官物已致^ニ未進、國宰權^ニ其負累、國之難^レ治莫^レ大^ニ於斯^ニ焉」といつてゐる。但前述の其二の民私宅云々の官符の中に引く天平九年二十一日、天平勝寶三年九月四日兩度の格と稱するものは、原文に就いて見るに、出舉を禁じたもので、王臣家の諸國に稻穀を貯蓄することを禁じたものではない。

〔莊家は莊地の開墾、耕作、管理等の必要上莊園に置かれた屋舎で、前記東寺百合文書の延喜二十年九月の右大臣家牒狀は、少僧都實惠が官省符を申下したる後、大山莊に莊家を設立し地利を勸納し開墾を企てたことを載せてゐる。たゞ莊家といつても、其屋舎を稱するのみでなく、莊家の管理する土地即ち莊園をも併せ稱することになつてゐた。兩者の關係は上古に於て皇室の御領を管理する

ところのミヤケ(御宅)といふ言葉が御領其者にも通じて用ひられたと同様である。東大寺文書天喜元年八月左辨官下文には「領^ニ掌莊家」といふ句がある。この場合莊家といふのは明かに伊賀國黒田莊を指したものである。中央の權門勢家が地方に廣大なる土地を所有してをれば、これを管理すべき屋舎を建設し管理人を置くのはどうしても必要なことで、延喜二年の官符に「諸院諸宮王臣於諸國部内、或本有^ニ田地、自立^ニ莊家、或新占^ニ山野、收^ニ其地利、因^ニ此等事、各求^ニ便宜借^ニ民私宅、積^ニ聚稻穀等物、號^ニ莊家、好妨^ニ官物」といつてゐる。併しながら、其設立を院宮諸家の自由に任せれば、前述の如き地方政治の弊害を生ずるのであるから、政府はこれを制限せねばならなかつた。殊に寛平八年四月二日の官符によつて諸院諸宮及び五位以上のものが莊田、品位田、職田の外一切耕種することを禁ぜられた後に、院宮諸家の品位職田以外耕種し得べき田地は莊田だけとなつたのだから、院宮以下の貴族が莊家を設立すべき土地も、品位田、職田の外には、これ等の莊田に限らるゝことになつたのであるが、位田職田は其額も多くはないのであるから、莊家の置かれたのは主に莊田といふことになるのである。官符に「元來實爲^ニ莊家」といひ、「元來相傳爲^ニ莊家、券契分明」なるものといふのは、是等の莊田に設けられた莊家である。中田博士は「日本莊園の系統」に於て、官符の券契と稱するものは所有土地の取得權原若しくは所有地たるの事實を證明すべき一切の券契を指すもので、墾田にあつては國判郡判等の公驗、買得地にあつては賣券の類をいつ

たものであると説かれてゐるが、右の官符は百姓の田地を買取することを禁じ、既に買取つたものも公驗に任せて本主に還さしめんとするものであるから、墾田の公驗や賣券を所有するものゝ田地にこれを許すことにすれば、この官符の主意の存するところが解せられないやうに思ふ。

延喜二年三月の莊園整理令が果して如何程の成績を挙げ得たかは到底審かにするを得ない。政府からいへば法律が出て、それが實際に行はれないで徒法空文となつてしまひ、政府の重要な地位にあるものが自ら其規定を蹂躪して顧みなかつたのが此時代の常である。延喜の莊園政策もこれを大局からいへば所期の結果を見ることが出来ないで、莊園濫立の趨勢を終局的に阻止する効力はなかつたのである。もつともこの點は單に延喜の整理のみでなく、延久保元の整理でも同様であつた。併しながら延喜の當局者が莊園を整理するために此の如き規定を設けた上は、如何に此規定を運用して其成績を擧ぐるに努めたかを考へて見たい。

この計畫を樹てた藤原時平は延喜九年其薨去に至るまで常に政局に立ち、醍醐天皇の御在位は其後二十一年に及び、時平に次いで源光、藤原忠平が右大臣或は左大臣となつたが、天皇としては充分に其御經綸を行はせられたものと思はれる。またかの莊園整理令と同じに班田制度の履行の官符が出たが、班田に對する政府の態度は、莊園の整理に對する態度を見るべき時、藤原時平の如き、ここに併せて大略を述ぶることにする。班田制度は平安時代になつて容易に行はれず、畿内

弘仁元年以後十八年を経て天長五年に行はれ、更に其後五十三年を経て元慶五年初めて行はれたが、他の諸國でも大略同様であつたやうに思はれる。藤原時平は全國に通じてこれを行はうとしたのであるが、延喜二年は元慶五年から既に二十年になるにも拘らず、直ちに實施を命じたものでなく、同年から更に十二年の後を期して行はしめようとしたのである。當時班田を行ふことの如何に困難であつたかはこれによつても知ることが出来る。東寺百合文書に據れば延喜二年伊勢國に班田の行はれたやうであるが、それはこの官符に依つて行はれたものではないであらう。

同文書と之部延長七年七月伊勢大神宮庄

勅文、之部延長二年五月伊勢國大國田堵住人等解狀參照。延喜十四年は官符に依つて豫告した班田の年であるから、同年四月三善清行の草した意見封事にも論此事に及んで、戸籍や計帳に依らず現在口數によつて口分田を授くべきことを論じてゐる。また政事要略に據るに、同年八月八日、同十五日の兩日各雜事五箇條を定むる官符が出てゐるが、それにも田地或は地子に關する規定がある。これまた或は班田制度の施行に伴ひ改定を必要としたものであらう。延喜十四年班田の施行せられた形跡は史料の上に認むることは出来ないが、これによつて少くとも當時それが政治上の重要な問題として取扱はれ、政府がこれを實施しようとした誠意のあつたことを否定するを得ないであらう。然らばこれと同日に、而かもこれと同一の方針の下に公布せられた莊園整理令に關する政府の努力も、これによつて類推することが出来ると思ふ。延喜四年三月大和國司が弘福寺に對して寺田一町四段五十歩を「返入」し

たことは東寺文書に見え、榮山寺文書正暦五年九月九日の同寺牒狀に、藤原武智麻呂の施入にかゝる寺領の田地が「去延喜之比收公」せられたのを、朝廷に愁申して免除せられたことが見え、また延喜二十年九月東寺が大山莊について國郡司が莊家の開發に隨つて收公し剩田とするを訴へたことが東寺百合文書に見えるが、これ等の例はいづれも延喜二年の整理令の影響と見做すことが出来るであらう。またこの後、後朱雀天皇の御代に至るまで、格後の新立莊園として整理せられたものは皆延喜二年以後の立莊にかゝるものであるのも、延喜の整理が單に莊園整理の初めたるばかりでなく、當時としては著しき成績を収め得たからではなからうかと思ふ。

延喜二年の莊園整理令が好成绩を収め得たにしても、これによつて莊園新立の趨勢を永く阻止することは出来なかつた。延喜延長以後になると新立の莊園が漸次多くなつて來る。石清水文書に據るに、宮崎宮塔院領筑前國鱸野莊は、永延元年十二月同院の牒狀に「件庄立後經_二冊餘年_一」といへば、其立莊は承平天慶の間に在つたことになり、同院領筑前國秋月莊の立莊も天慶の初めに當り、正暦三年九月の太宰府符は同院の牒狀を引いて「件庄元是空閑之地、無_レ有_レ本田_一」(天慶カ)元年以來五十餘年、彼庄立之後更無_レ入檢_一」といつてある。また醍醐寺雜事記に據るに、朱雀院の御領伊勢國曾禰莊百四十町百歩の水田が同寺に施入せられたのが天曆二年二月で、其田地が不輸租田となり莊司寄人の臨時雜役を免除されたのは同五年九月のことである。その後藤原氏の勢力益々盛なるに

及びて新立莊園は愈々多くなつて行くのであるが、其間政府が莊園の整理を企てる時には、前述の如く整理の標準を延喜二年の官符に置き、その前後によつて格前又は格後と稱し、延喜二年以前の莊園ならば其不輸を認め、其後の立莊にかゝるものは淘汰することにしたのである。永觀二年八月花山天皇が御即位になると、同年十一月格後の新立莊園を禁ずる勅が出たが、是れ延喜二年以後の新立莊園を禁ぜられたものである。一條天皇の長保二年伊勢國鹿取莊の莊司等が公田百六十町を請作して所當官物を辨せず、國司から使を遣はしてこれを勘責するけれども、言を左右にして命に従はなかつたので、國司は檢非違使を派遣せられむことを政府に申請した。そのとき藤原行成が先づ代々の公驗を提出せしめ、格の前後を明かにしたる後に檢非違使派遣の可否を決すべきことを主張したことが權記同年七月二十一日の條に見える。こゝに格といふのも同じく延喜二年三月の官符である。これによつて延喜二年の莊園整理令は政府の莊園整理に一時期を劃したものとといふことが出來ようと思ふ。

三 藤原氏の專政と莊園の整理

村上天皇以後藤原氏の勢威漸く盛になり、天皇の外戚として政權を専らにするやうになつてから、攝政關白の高きにある藤原氏を初めとして、中央地方の末々の官吏に至るまで、目ざすところは

門一家の私利私慾であつて、眼中國家なく國民もない、従つて莊園の新立は歳と共に増加したのであるが、これを整理することは益、困難となつた。藤原氏の極盛期ともいふべき一條天皇以後數代の間に於て莊園を整理せんとすれば、延喜延長年間これを行つた時よりも遙に困難で、更に數倍の努力を要したわけである。花山天皇の永觀二年御即位あらせらるゝや、藤原義懷等を用ゐて格後の莊園を禁じたが、天皇の御在位は僅に二年で、藤原兼家一派の奸策に陥りて心ならずも御退位になられたのであるから、義懷等も其政策を徹底的に行ふ邊もなく政界に失墜するに至つた。それから一條天皇の御代となつて御堂關白の勢ひは望月の缺くるなきが如く、道長の意志は令せずして行はれ、其恩顧を受けようとするものは寄進の名の下に道長を本家と仰ぎ、地方の官吏は不正と知りつても觸らぬ神に祟なしと思つて、新立莊園禁止の勅はあつても藤原氏關係の莊園には手を著けないやうにした。偶々志摩守善通なるものが供御料以外の院宮家の莊園を停止すべき宣旨ありと稱して藤原氏の勸學院の莊園を收公せんとしたところが、道長は善通に對し、件の莊は格前の莊で代々此の如き例がなかつたのみならず、勸學院の事に於ては縦ひ非理といへども權議を廻らすべしといひ善通の處置を不當として同莊に對して発判を出さしめたことが、權記長保二年八月四日の條に見える。また良峯氏系圖に據るに、良峯惟光が其所領尾張國丹羽郡小弓莊を道長に寄進して道長を本家とし、惟光の子孫は其領主職となつてこれを傳へようとしたとき、道長は惟光の祖先の玄理が尾張

に配流せられ赦免を蒙らざる中に歿したので、罪人の子孫から寄進を受ける不體裁を掩ふために、惟光をして橘氏に改めしめて其本家となつたといふことである。道長が藤原氏の莊園を擴張するに腐心してをつたことは此等の例によつて知ることが出來よう。右大臣實資はその日録たる小右記萬壽二年七月十一日條に天下の土地が悉く一家の所領に歸するといつて歎じてゐる。

道長の子頼通に至つては後一條、後朱雀、後冷泉三代五十年間にわたつて攝政關白として政治を行つてゐたのであるから、その間に藤原氏の莊園の増加したことは夥しい數であつたらう。愚管抄は、後三條天皇が頼通の莊園に關する文書を提出せしめられた時に、頼通が「五十餘年君ノ御ウシロミヲツカウマツリテ候シ間、所領モチテ候者ノ強縁ニセンナント思ヒツツヨセタヒ候ヒシカハ、サニコソナント申タルハカリニテマカリスキ候キ、ナンテウ文書カハ候ヘキ」と申上げて應じなかつたといひ、頼通は土地の寄進者に對して文書の受授もせず、口頭でこれを承諾してゐたといふのである。而かも頼通を本家として其保護を望むものは、事の理非を問はず、頼通の威力を藉りて其所領權益を守らんとしたので、興福寺の如きは、國司の收公を頼通に訴へ、頼通がこれを聽かざるため、氏長者として氏寺の莊園に對して冷淡であるといつて、頼通を怨み、其の所領の莊園が國司のために收公せらるゝことを歎き、「當時長者不被_レ勞_二寺家_一、所謂庄園、國々司等悉收公、地子不_レ納、頻雖_レ令_二愁申_一、一切無_二承引_一、他事亦々如此、就中近江備中等庄有_二已_一、寺家以_二件二庄

地利多宛用要須料、當時長者時、寺家陵遲尤甚云々」○小右記治安三年五月二十日條といひ、頼通が高陽院に於て講演仁王經を催したとき、其意趣返しに僧綱一同故障を申立て、不參したのである。

併しながら莊園の増加するにつれて政府の収入は減するのであるから、政府としては其整理の計畫を立てねばならぬことになり、其議論も屢々政府部内に起るのであるが、斯の如く一方に於て盛に莊園を起してゐる頼通が一方に於て莊園整理の責任の衝にあたるのであるから、たとひ整理が行はるゝにしても、其計畫が誠意を以て遂行せられる筈はない。小右記に據るに、長元五年正月十一日、後一條天皇は少納言資高を以て密々實資に仰せられ、權門の莊園の事について實資の意見を徵せらるゝところがあつたが、實資はたゞ關白頼通に仰せらるべき由を奏し、とかくの御返事は申上げなかつたやうである。その後長元九年天皇の崩御に至るまで其計畫について見るところがないが、恐らくは天皇も頼通以下の藤原氏に憚る所あつてこれを行ふことが出来なかつたであらう。次いで後朱雀天皇の長久元年に莊園整理の議が政府に起り、頼通から新立莊園停止の議を天皇に上奏し、これを諸卿の評議に附した。春記同年六月三日の條に據るに、頼通は「格後莊園可停止之由、度々有官符宣旨、然而一切無停止、高家權門責凌國司、或又公文勘了之咎歟、太非常也」といひ、「當任以往、一兩代以來新立莊園等、長可隨停廢、若有阿容之心者、課以違勅之罪トヤ可被仰哉」といつたが、天皇は「莊園事、指一兩代爲後代、可在其難、只近代以來莊園長可停止若容隱者、可解却見任、又百姓之中有募立之輩、國司儘可召進其身之由可宣下歟」と仰せられて、頼通もこれに御協賛申上げた。而して六月八日勅の案として天皇から「莊園事、國司所申請、其任以後莊園可停止之由所申也、依請可停止、但國司猶有阿容、不申事由、并不加制止之輩、可解却見任、又百姓等中有募立之輩、國司長可追却其境之由等、同可仰下也」との御指示があつた。これは天皇が豫め藤原資房を以て御内意を頼通に傳へて決定せられたことである。これによると、曩に頼通は國司の當任以往一兩代以來の新立莊園を停廢せんとし、天皇は更に遡つて近代以來の新立莊園を停止すべしと仰せられたのであるが、こゝに至つて整理の範圍は縮少せられ、國司の當任以後の新立莊園を停止することになり、而かも國司の申請によつて停止するといふのである。國司を督厲して「不申事由、并不加制止之輩、可解却見任」とはいつてあるが、中央の權貴の勢力が常に國司の政治を抑制してをつた當時、かくの如きことで權門の莊園を整理することが出来るものであるかどうか、推察するに難くはない。即ちこの整理案は今日の言葉で所謂骨抜案となつてしまつたもので、裏面に於ける權門勢家の活動が思ひやらるゝわけである。それで天皇もこれを公布する思召なく御見合はせになつたものか、この後天皇の御在位はなほ四年に及ぶが、御在位の間に勅となつて公布せられた形跡はない。

次いで寛徳二年、五畿七道の諸國に官符を下されて新立莊園を停廢することになつたが、其官符

は勘仲記弘安十年七月十三日の條に見え、治暦元年九月一日の官符に引用せられたもので、其文は左の如くである。

去寛徳二年下_二五畿七道諸國_一官符備、内大臣宣、奉勅、停_二止前司任中_一以後新立庄園、若不_レ違_レ符有_二違犯輩_一、國司解_二却見任_一、永不_レ叙用、百姓將_レ處_二重科_一、敢不_レ寬宥_二者_一、

この官符の公布の月日は明かでないが、後朱雀天皇は寛徳元年の暮から御不豫で翌年正月十六日御讓位、同十八日崩御になつたのであるから、後冷泉天皇の御代になつて出たものであらうと思ふ。またこの官符に於て前司任中以後の新立莊園を停止するといふのは、頼通が曩に當任以往一兩代以來の新立莊園を停廢するといつたのと符合するものである。よつて思ふに、頼通は莊園の整理について、やはり先帝と意見を異にしてゐた爲めに、そのまゝになつてをつたものが、先帝崩御の後、頼通の意見によつてこの官符となつて出たのではなからうかと思はれる。

さて斯の如くして寛徳二年國司に令して前任國司以後の新立莊園を停止することにしたのであるが、莊園の新に起るものは依然として跡を絶たず、歳と共に増加するのみであつたから整理の目的を達することが出来なかつた。それで其後十年を経て同天皇の天喜三年三月十三日に至り、寛徳二年以前の莊園を打切つて、同年以後の新立莊園を停止することにした。其文はまた前記勘仲記の治暦元年九月一日の官符に引用されてゐる。

又天喜三年三月十三日同賜_二五畿七道_一官符備、右大臣宣、奉勅、宜_レ仰_二諸國_一、寛徳二年以後庄園、且加_二禁遏_一、永令_二停止_一、且所_二好立_一之輩、勘_二録子細_一、召_二進其身_一、若致_二對捍_一、早不_レ參上、
體注_二姓名_一須_二注言上_一、國司且忘_二符旨_一、無_レ心_二動行_一、解_二却見任_一、永不_レ叙用_二者_一、

これより後、政府は寛徳二年以後の莊園を以て新立莊園とすることに一定し、寛徳二年以後に起つた莊園は院政時代になつても新立莊園として整理することにしたばかりでなく、鎌倉時代の中頃に於ても其方針を踏襲し、弘安十年七月の條事定に、淡路國司申請_三三ヶ條雜事_一の中に、「請_二賜_一官使_二被_レ停_一、止寛徳以後新立庄園、竝本免外加納田畠等事」といふ一條がある。勘仲記。なほこの事については後段述ぶる所があるであらう。

以上述ぶる如く、延喜二年以降天喜三年に至る百五十四年の間に於て、新立莊園停止の官符の出た年を擧ぐれば、管見では永觀二年、寛徳二年、天喜三年の三回に過ぎないが、もとよりこれを以て全部を盡したわけではなく、この外にも必要に応じて同様の官符は繰返し出されたことであらう。國司は中央の權門の爲に新に莊園を起したけれども、國司としては莊園が多くなつて權門の勢力が其部内に盛なるを好む理由なく、また不輸租田が多くなつて國衙の収入の減少するのは、國司の利益にも影響して來るので、國司は比較的抵抗の少い方面に其力を用ひて莊園を淘汰し、これを所謂收公せんとした。それで莊園側も國司に對して其特典を維持するには頗る苦心を要したのである。

今、大山莊についてこれを見るに、其事例の初めて見はるゝものは東寺百合文書せ之部天祿四年（天延元年）九月一日の東寺傳法供家牒狀である。其文書に據るに、同年檢田收納使が莊内の田地を檢査して一部を公田として地子を徴收せんとした。これに對して東寺は承和十二年の官省符を擧げて從來此の如き例のなかつたことを主張し、また新藥師寺領因柄生の例によつて免除せられんことを申請した。これは永觀二年に先だつ十年ばかりのことである。其後凡そ三十年を経て寛弘六年十月二十八日、丹波の國司が大山莊を收公することを東寺から訴へ出でたことが吉田文書に見える。これによつて東寺は寺田三町の免判を丹波の國司から受けることが出来た。次いで四年を経て長和二年十月十五日、東寺から大山莊の收公を丹波守源經房に訴へて寺田六町九段其他の免判を受け、其後八年を経て治安元年十一月二日更にこれを丹波守藤原朝臣朝經に訴へて、寺田五町三段百十四歩の所當官物を免除された。其文書は二通共に東寺百合文書キ之部に收め、同じく承和十二年の官省符を擧げ、それより以降二百餘歳國掌會て收公の妨なく、官物租稅臨時雜役を免除し來ることを説き、莊田の收公を取消されむことを申請したのである。東寺は此の如く國司のために屢々收公の厄を被るので其煩に堪へず、政府に申請して長久三年十月、即ち治安元年を去る十一年、大山莊に對して國使不入の宣旨を賜はつたが、それにも拘らず、なほ丹波守藤原保家は多數の國使を莊内に亂入せしめて莊司田堵を逮捕したので、同年十二月また東寺よりこれを訴へ、太政官より使を下し

て國使と共に公驗によつて大山莊の四至を定め、將來再び此の如き非理の妨を繰返さざらしめむことを申請し、政府はこれを許して十二月二十五日の日附で左辨官より丹波國へ其旨を傳へることになつた。其案文は百合文書ミ之部に見え、丹波國には翌春傳達されたやうである。

なほ寛德二年以後の莊園整理の實例として見るべきものは、紀伊國續風土記附錄卷四に收むる名草郡藥勝寺村藥王寺所藏の文書である。藥王寺は紀伊守高階成章に申請し、治安三年十一月同郡本渡、岡田、多太、勢田四ヶ村の所領二十町の租稅官物免除の官省符を給はり、其後右官省符を紛失したので、永承二年八月再び官省符を申請し、同年十二月これを給はつたのである。その時の紀伊守が定家で、後、貞職を経て教成に至り、天喜三年寛德以後の新立莊園を停止する勅が出たけれども、藥王寺の所領は治安三年の立莊といふことで、寛德以前の莊園として收公の難を免れたのである。其後兼綱、範基、重經と三代の國守を経て師俊が紀伊守となるに及び、寛德以後の新立莊園に准じてこれを收公したのである。藥王寺は師俊の處分に服せず、治曆二年十月これを太政官に訴へたところが、太政官は翌年二月其解狀に依つて官符を紀伊國司に下し、治安三年の官符の如く租稅官物を免除せんことを命じたのである。次いで延久の記録所も治安三年、永承二年、治曆三年の官符に依つて舊の如く其の不輸租を認むることにした。

藥王寺は勿論、東寺にしても此時代に於ては平安朝初期の如き勢力のなかつたために、國司の干

涉を納めたのであらうが、これが東大寺の寺領の如きものになると容易に國司の干渉を許さなかつた。東大寺文書村井敬義本天喜元年八月の左辨下官文に據るに、伊賀國は其土地もとより狭少なる上、伊勢大神宮の神戸、東大寺其他權門の所領が多く、四郡十七郷の中、三分の二は寺社、權門の莊園によつて占められてゐたのである。それで國司も租税の收入の減少するのに困つてをつたが、寛徳二年前司以後の新立莊園を停止する勅が出たので、官使の下向を請ひ、顯長以後の莊園を停止することに於て、官使、國使、郡司等が各隨行者を率ゐて東大寺領黒田莊に入り、實地を踏査して新に勝示を立てむとした。然るに東大寺の下部等急に其一行を襲つて矢を放ち、大判官代正助、郡司範輔を捕へんとし、官使山重成、紀安武以下鞍、狩衣、襖袴、帽子、帷等を奪はれ、わづかに身を以て大和國に遁れ歸つた。併しながら政府は東大寺の斯の如き暴狀に對しても、其罪を責むることが出來ず、恩詔によつてこれを赦免し、單に將來を戒めて奪取つた雜物を返還せしむるに止まり、伊賀國司に命じて黒田莊の租税官物を舊の如く免除せしむることにした。結局、東大寺の勝利に歸して新立莊園停止の宣言は行はれなかつたのである。

また治暦元年九月一日の官符に引ける越中國解狀勅仲記弘安十年七月十三日條は寛徳二年、天喜三年の新立莊園停止の官符を擧げ、同國の莊園に就いて其後の狀況を左の如く述べてゐる。他の諸國に於ても略々同様のことであつたらうと思ふ。

當國往古無有莊園、而近代之間、所部百姓爲遺公役、屬權門而立莊園、語宰吏而領田地、不辨調庸、不勤課役、拒捍國務、侮慢朝章、爰寛徳二年以後莊園、前司任中依符旨悉所停止也、而及得替期、更以興立、又臨任終年、新又加立、因之公役之民不幾、應輸之田甚少、恒例乃貢殆難進濟、而拒捍之民空忘綸旨、無辨租調、權勢之家不用制符、好立莊牧、雖施治略其可得乎、重不賜官符、何以行吏務、望請官裁、任格條并度々符官旨、被停止件莊園、若猶不隨制旨者、國司召進庄牧司、若致對捍、不能召進、注名言上、比校公驗、新制以後所立莊園、早以停止、若不出公驗、又從停止、右大臣宣、奉勅、依請者、治暦元年は天喜三年に寛徳二年以後の新立莊園を禁じて後僅に十年に過ぎないのである。而かも此令によつて一旦停止された莊園も國司交替の期に及べば再興せられ、權勢家は累次の制符を顧みず恣に莊園を設くるので、國司は更に新立莊園停止の官符を下されんことを申請せざるを得なかつたのである。後三條天皇が踐祚せられて、斷乎たる御決心の下に莊園の整理に着手せられたのは右の官符の出でて三年後のことである。

四 延久の莊園整理

治暦四年四月後冷泉天皇崩じて後三條天皇踐祚せられ、關白頼通は其職を弟教通に譲つた。時に

天皇は三十五歳で最も意氣壯んな御年齢であり、且つ天皇には藤原氏と直接外戚の關係がないから藤原氏に對する御遠慮も自ら少く、御經綸を遂行せらるゝことが出來た。踐祚の翌年天皇は官符を諸國に下して寛徳二年以後の新立莊園を停止することになつた。其官符の本文は傳はらないが、左記東大寺文書に引用するところに據つて之を知ることが出来る。

應宣 東大寺玉瀧御柚司可早進上御柚本公驗事

右去治曆五年〇四月延久と改元三月廿三日下五畿七道諸國官符傳、寛徳二年以後新立莊園、永可停止者、加以雖往古庄園、券契不明、有妨國務者、嚴加禁制、同以停止者、官符到來之日、早可進本公驗之由、先日雖加催、于今不進上者、重所仰如件、嚴制重疊、不可延怠、故宣、

延久元年閏十月十一日 大介藤原朝臣(花押)

愚管抄に天皇の莊園を整理するやうになつた理由として「諸國七道ノ所領ノ官符官符モナクテ公田ヲ掠ムルコト、一天四海ノ巨害ナリトキコシメシツメテアリケルハ、スナハチ宇治殿ノ時、一ノ所ノ御領トノミ云テ、庄園諸國ニミチテ受領ノツトメテヘカタシ」といふことを擧げてゐる。後冷泉天皇御即位の初め寛徳二年の令があり、其後十年にして天喜三年の令があり、新立莊園の整理には随分努力しなわけであるが、天喜三年より十年後の治暦元年にまた莊園整理の必要が國司によつ

て叫ばれるやうになつた。これ等の新立莊園の多くは、愚管抄にいふところの「官符官符モナクテ公田ヲ掠ムル」もので、不輸の官符官旨を帶せず、たゞ權勢家の威力を以て隨意に租税を免除したものである。而かも關白として大小の政務を總理するところの藤原氏の莊園が、其の最も多くを占めてゐたのであるから、藤原氏の專政時代に其の根本的の整理は到底望まれなかつたので、後三條天皇は此の如き理由なき不輸の莊園を整理せんとせられたので、官省符其他の證驗によつて不輸の理由の明かな莊園は之を廢止する思召がなかつたのみならず、却て其特典を保護するやうにせられた。即ち延久三年五月官旨を以て諸國司等が租税免除の特典ある神社佛寺の領田にも造宮用途の雜物を課せむとするを戒めて之を禁じ、たゞ社寺領といへども本免以外の公田を籠作するものは此限にあらざることを明かにした。醍醐寺雜事記。

後三條天皇の莊園整理の方針は、寛徳二年以後の新立莊園、及び寛徳二年以前の立莊と稱するものでも其確證なきか或は理由なく國司に反抗して國務を妨ぐるものを停止せんとするのであつた。前者の寛徳二年以後の新立莊園を停止することは天喜三年以來定まつた方針で、後者の券契不明なるもの、又は國務に妨あるものを整理するといふことは、永觀、寛徳、天喜三回の整理令に見えないが、國務を妨ぐるものを整理するは勿論、寛徳二年以後の立莊たることを證明すべき證據がなければ之を認めないのも、整理する上からは當然であるから、恐らくは右三回の整理令にも同様であ

つたであらうが、たゞ其法令が断片的に傳はつてゐるので、之を見るを得ないであらう。延喜二年の整理令にも「元來相傳爲_二庄家_一券契分明無_レ妨_二國務_一者不在_二此限_一」としてある。されば延久の整理といへども其方針からいへば前代の方針を踏襲するものといつてよい。たゞ其特色を爲すものは、天皇が藤原氏との衝突をも堵して徹底的に莊園の整理を行ひ、積弊を一新せんとせられた断乎たる御決心である。たゞ天皇の御在位は僅に五年で、延久四年御讓位、翌年崩御になられたので、御經綸を充分に行はせらるゝに至らなかつたものと考へられる。

天皇は莊園の整理を行ふために、立莊の新舊を決すべき調査機關として記録庄園券契所（略して記録所といふ）を特設し、寄人五人を任命して太政官朝所に於て其事務を執らしめた。扶桑略記、百練抄には官符の出た日を二月二十三日とするが、前掲東大寺文書によれば官符の出たのは三月二十三日であり、また百練抄は記録所の創置を閏二月十一日とするが、同年十月が閏であれば明かに誤であらう。大日本史後三條天皇紀は同書を引いて閏十月十一日としてゐる。

かくて莊園の所有者より其莊園に關する文書を記録所に提出せしめたのであるが、東大寺の如き容易にこれに應ぜず、再三督促を受くるも従はなかつたので、閏十月十一日前記の如き廳宣が出たのである。天皇はまた藤原氏に對しても其莊園の文書を徴された。愚管抄には頼通がこれを拒んで應ぜざりしため、天皇も已むを得ず藤原氏所領の莊園は特に除くことになされたので、藤原氏の莊

園には調査の及ばなかつたやうに見えてゐる。然るに先年三上參次博士は史學雜誌第十卷に於て、石

清水文書に據つて、天皇の御處分の石清水八幡の所領にも及べることを證し、これによつて藤原氏の莊園も御處分ありしことを説き、愚管抄の所説を斥けたが、故星野恒博士はこれを駁して、やはり愚管抄の據るべきことを説き、石清水八幡の例を以て頼通の莊園を律し難いことを論ぜられた。

其論辯は博士の史論集たる史學叢説に見えてゐる。その後この疑問を解決しようとした論説も出なかつたやうであるが、後二條師通記承徳三年五月十六日の條に、師通が其父師實を訪ねたことを載せ「庄園事等、見參之次、跪以承畢」といふことがあり、ついで六月十三日の條に左の文がある。

右少辨時範申云、昨日御返事云、庄園文書、後三條御時、延久之比、依_レ召所_レ進也、望_二其時_一不_二進上_一之條有_二相違_一者、披_二見可_レ然之文書_一可_レ令_レ奏者也、

其文簡に過ぎて要領を得難き點があるけれども、思ふに、師通は師實から莊園を譲られたけれども、其莊園に附帶の文書がなく、殊に同年五月十二日に新立莊園停止の宣旨の出てる際のことであるから、何かしら疑問を明かにすべき必要があり、師通から師實に質したのに對し、翌日師實から時範を使として、莊園の文書は後三條天皇の御召によつて進じて無いけれども、これに代るべき他の文書を調べて奏請しようといふことを申送つたものであらう。果して然りとすれば、師實は頼通の長子で、其家を繼いだものであるから、こゝに延久の比、召によつて進じたといふ莊園の文書

は、頼通の有した莊園の文書か、頼通の在世中既に師實自身有した莊園の文書か、考究の餘地はあるが、頼通の文書でないとしても、其嫡子の師實の莊園といへども文書を提出せしめ、記録所をしてこれを調査せしめたのであるから、他の藤原氏一門のものも師實に倣つて其莊園の文書を提出したものだと思はれ、其調査の範圍は可なり廣く及んだやうに解せられる。

記録所では莊園側から莊園の文書を徴すると共に、國司をして其莊園に關する意見を徴し、莊園側の主張と國司側の主張とを比較して判決を下すので、其の多少疑問を存するものは勅裁を仰ぐことにした。其例は石清水文書延久四年九月五日の太政官符によつて見ることが出来る。而して政府は其承認を経た莊園に對しては、新に太政官牒を給はりて四至を注し、官使を遣はし榜示を立て、其區域を明かにした。東大寺文書永久五年十二月二十三日の官宣旨に見える同寺領美濃國茜部莊は其一例である。茜部莊は「勅施入官省符之地」といふことで記録所に於て其特典を認められたものである。故に延久の莊園整理の成績は、一にかゝつて記録所の判決に在りと謂ふべきであるが、これまた當時の事蹟を審かにすべき史料は極めて少い。併しながら石清水文書の延久四年九月五日記録所の勘奏に依つて八幡宮寺所領の莊園の處分について太政官から八幡宮寺に下した牒狀は、寺領三十四箇所の莊園について一々記録所の判決を載せたもので、參考とすべき好史料である。故に、今本文書によつて延久の莊園整理の實狀を考ふることゝしよう。

石清水八幡宮寺領三十四箇所の莊園は山城國に六箇所、河内國に十六箇所、和泉國に三箇所、紀伊國に七箇所、美濃丹波兩國に各一箇所に分布し、その中で舊の如く租税を免除されたものは左の二十一箇所で、下に記すところは租税を免除された田畠の面積である。不輸の莊園に於ても其田畠の全部が必ずしも不輸租でなく、租税を免除された田畠は其一部に止まることもあり、また莊園には田畠ばかりでなく、山林藪野或は宅地もあり、河内國三宅山の山地の如きは其面積千四百町に達してゐた。この文書によつて不輸の田畠の面積はわかつて、各莊園の全面積を知ることの出來ないのは遺憾である。

山城國奈良莊 六町九段三〇〇步

川原畠 一二町九段

奈美富野 一〇町九段國司の注文に據る

稻間莊 二九町二段五〇步

河内國三宅山 二三町

掃部別宮 五町九段

畷田山陵三味田 一五町

甲斐伏見莊 一二町七段二八一歩(?)

四 延久の莊園整理

- 矢田莊 六町八段
- 大地莊 二五町三段二八二步
- 林燈油園 一四町五段二〇〇步
- 和泉國放生米代莊 四〇町國司の解狀に據る
- 御香園 一〇町
- 美濃國泉江莊 一一〇町四段二四〇步
- 丹波國安田園 一〇町
- 紀伊國野上莊 三二町一段
- 輅淵園 一三町一八〇步
- 隅田莊 二九町
- 衣奈園 四町六段
- 園財莊 五〇町
- 出立莊 二〇町
- 以上合計 四八二町六段九三歩

以上不輸を認められた莊園に對して、不輸を停止された十三箇所の莊園は左の如くである。

山城國川原崎地 八町國司の注文に據る

寺戸蝦手井 (不明)

河内國九箇所 八五町九段八〇步

和泉國山本浮免田 三町

紀伊國名手莊 (不明)

以上合計 九六町九段八〇步不明の分は除く

この外前に挙げた莊園の中にも一部分不輸を停止されたものがあり、其面積の明かなるものを擧ぐれば川原島の二町、泉江莊の五〇町、安田園の二〇町、計七十二町である。故に不輸の停止になつた土地の面積のわかつてゐるもの、總計は一六八町九段八〇步となる。

此の如く停止になつた莊園の停止面積は不明なものが多いが、わかつてゐる面積の總計百六十八町九段八十歩だけで計算しても、宮寺がこれまで租税を納めてゐなかつた六百五十一町五段百七十三歩の田畠から、約二割六分の公田畠を生み出したわけであるが、停止になつた不明の分を併せ考ふれば恐らくは三割を超えたであらうと思はれる。二割六分乃至三割の整理は多しとすべきか少しとすべきか、人によつて見るところを異にするであらうが、當時に於てこれだけの成績を挙げ得たのは、後三條天皇が斷乎たる御決心を以て吏僚を指揮せられ御勵精あらせられた結果に外ならぬ。

ただ千四百町の山地は如何にも大きなものであるが、それも延喜の昔から官省符によつて領掌し來るところであるといへば、國務に妨なき限りこれを收公する理由は無いわけである。且つ山地が山林だけならば、其面積が廣大であつても、當時は租税のかゝらない筈であるから、莊園の整理の性質からいへば問題にならないわけである。不輸を停止された十三箇所の莊園に就いて見るに、川原崎地及び寺戸蝦手井は共に公驗のないため、河内國の九箇所はもと公田或は諸司要劇田であつたのを神人等が籠作して所當官物を辨濟しなかつたため、山本浮免田、名手莊は寛徳以後の新立莊園であつたため、何れも停止せられたものである。山本浮免田の如きは前司顯綱が去年免判を與へて新に立券せるものといひ、名手莊は國司重綱が八幡の神威を恐れて免判を與へたといふことであるが、政府が鋭意新立莊園を整理せむとしてゐる間にも、無造作に新立莊園は續々起つてゐたのである。其他川原島の作田二町は康平四年の免判の中にあるけれども、同免判は寛徳以後に屬し、他の免判には見えないので、本免島十二町と離して右二町の田地を停止し、御香園では寄人住人等公田を籠作して所當官物を納めないで、免田十町以外の土地からはこれを納付せしめ、泉江莊は萬壽元年の宮寺牒状によつて起請以前、即ち寛徳二年以前の立莊たるを認められたが、内、五十町は康平年間國司實基の加免であるからこれを停止し、安田園もまた免田三十町の内、二十町は治暦二年初めて免除されたものであるからこれを停止した。これを要するに、寛徳以前の立莊を證明すべき公驗

(多くは國司の免判)の無いもの、寛徳以後の新立莊園、寛徳以後の加免、公田を籠作せるものは、皆公田として所當官物を徴收することにしたのである。

次に舊の如く領掌を許された不輸の莊園二十一箇所に就いて見るに、整理の方針からいへば、これ等の莊園は寛徳以前に設立せられ且つ其公驗の明瞭なるものでなければならぬ。併し其公驗といひ明瞭といふことは實例によつてこれを明かにせねばならぬ。また公驗のないものは絶対に其特典を認めないことになるか、これも實例に據らねばわからない。右の太政官牒はこれを説明する資料となるもので、奈良莊は全く文書がないけれども宮寺の四至の内であるために、出立莊は、記録所の勘奏に「雖、無指官省符」とあるが、寛弘五年郡符以下の文書によつて莊田荒熟二十町が免除された。なほ山城國感神院の寺領、同國愛宕郡の田島も、官省符は無かつたが、記録所は國司の免判によつて寛徳二年以前の立莊たることを認めて勘奏し、太政官はこれによつて延久二年二月官符を同院に下し、舊の如く同院をしてこれを領掌せしめた例がある。八坂神
莊文書故に記録所は何等の公驗を伴はない莊園に對しても條理を推して不輸を認むることがあり、また其公驗なるものは必ずしも官省符たるを要せず、國司の免判、郡符でも、立莊を證し得るものであればよかつたのである。官省符は立莊を證明するに最も必要なものであるが、八幡宮寺の莊園に於ては、官省符の出でゐるものは一箇所もなく、唯僅に林燈油園の條に長元元年の官宣旨が引かれ、隅田莊の條に萬壽五年の宣

旨が引かれ、三宅山の條に官省符によつて領掌し來りしことを述ぶる例があるのみである。而して記録所は官省符の代りに國司の免判、即ち國司の租税免除の證判によつて判決を下す場合が多かつたのである。本來租税の免除は國司の獨斷專行を許さないことで、そのために官省符といふことがあつて、太政官民部省より官省符を以てこれを國司に傳へ、國司はこれによつて莊園の所有者に通じ租税を免除する手續になつてゐたのである。併しながら直接租税徴收の任に當つたものは國司であり、この時代には國司は職務上租税の免除につきて證判を與へ、或は疑義を生ずればこれを裁決する權能を與へられてゐたので、其例は東寺百合文書キ之部の大山莊に關する「長和以後五代國司免判等」と題するものによつて見る事が出来る。

斯の如き關係から、本來租税を免除すべき職權のなかつた國司が莊園の興廢に關する決定權を握るやうになつたのであらうが、中央政府と地方官廳との連絡が疎隔するに従ひ、國司の莊園に對する職權は事實に於て益々強化せられ、國司は中央政府に關係なく、直ちに其裁量によつて租税免除の證判を與へるやうになつたのである。國司の免判の中には永祚二年攝政殿(兼家或は道隆)の命によつて隅田莊の租税を免除したやうな例もあるが、多くは國司自らの裁量によつて與へたもので、御香園は長元九年和泉守源經長が神事を恐るゝによつて初めて免除する所といひ、譽田山陵三昧田の如きは長久五年(寛徳元年)國司賴隆が夢想の告によつて初めて免除する所といひ、神祇崇敬はさ

ることながら、かゝることを理由として寺社領を免除すれば限りないことだらうと思はるゝが、記録所はこれ等の免判でも理由あるものとして舊の如く免除することにした。矢田莊は記録所の勘奏に「奉寄宮寺之由、雖無所見、國司與判又及數十代」といひ、全く國司の證判によつて其領掌を許され、園財莊は長元八年紀廣明等が私の公驗を以て宮寺に施入し、後、長曆二年國司は右の施入狀によつて免判を與へたもので、記録所は公地を私に神社に施入した例は分明ならずとして特に官裁を請うたが、太政官は其施入並に免判を認めて舊の如く免除することにした。稻間莊は天曆四年の國司の免判があるのみで、其後康平六年に至るまで百十三年の間全く免判がなかつたのであるが、記録所は同じくこれを免除し、衣奈園は天元の免判及び其後代々の國司の見作に隨つて勘免した證判はあつたが、長元以後延久に至る四十年間の國郡の與判が見えなかつたに拘らず、やはり舊の如く免除した。これ等の例によつて見れば、延久の莊園整理に於て國司の免判は正に官省符に准ずる效力を認められてゐたのである。

國司の免判が斯の如き效力を有すとすれば、國司は權門寺社のために殆ど自由に莊園を起すことが出來たわけであるが、永觀以降の新立莊園停止の宣旨はまた國司をして莊園に對して攻勢に出でしめ、不法に租税公課を免れてゐる莊園を摘發して收公することが出來た、そのため莊園の興廢はさながら國司の掌中に歸し、御香園の如き、國司の解狀に據るに、「一件庄前前司藤原朝臣經俊始立之

由、在廳官人所_レ申也、前前司藤原家房任、天喜年中雖_レ從_二停止_一、及_二任終年_一又改立、次守伊經、責任、顯綱等任又以同前」といひ、延久の莊園整理は、これ等の國司の免判の寛徳二年以後に屬するものを無効とするに止まつて、國司の租稅徵收について嚴密なる制度を設け、國司をして其意に任せて免判を出すことの出來ないやうにしなかつたため、後三條天皇の崩御後、政府の莊園整理に對する熱意の衰ふるに從つて、多數の新立莊園が出來、平安朝の政治は益々衰頽するに至つたのである。

五 新立莊園整理方針の確立

白河天皇は後三條天皇の御讓位によつて踐祚せられ、御在位十四年の間には新立莊園の整理に關する論議も起らなかつたやうであるが、堀河天皇の御代となり白河上皇が院政を行ふやうになつてから、寛治七年上皇から莊園整理の思召を内大臣藤原師通に傳へられたことが師通記に見える。同年三月三日の條にいはく、

頭辨來云、院宣曰、諸國莊園溢滿、欲_二制止_一思食如何、又延久、應徳、寛治元年等可_レ被_二停止_一歟、内々所_レ被_二尋仰_一也、余申云、尤可_レ候之事也、於_二仗議_一可_レ被_二定申_一歟、以_二此旨_一令_レ奏之、頭辨云、更不可_レ相叶_一云々、余云、其事如何、國司密々皆實所_レ被_二立也_一、嘲哂無_レ極、受領八年

任巡不_レ被_レ留云々、

延久四年後三條天皇御讓位後二十一年にして「諸國莊園溢滿」となり、而かも是れ「國司密々皆實所_レ被_二立也_一、嘲哂無_レ極」といふのが莊園新立の真相である。白河天皇は應徳三年御讓位、堀河天皇踐祚せられ、翌年改元あつて寛治といふ。上皇の思召は新立の莊園を整理するに、延久以後の莊園を新立莊園としてすべて停止するか、それとも後冷泉天皇の天喜三年三月、同天皇踐祚の寛徳二年以後の莊園を新立莊園として整理せられた先例に遵據して、天皇踐祚以後の新立莊園を整理するか、後者に從ふとしても、かの先例の如く踐祚の應徳三年以後を新立とするか、或は一年を延べて寛治元年以後を新立とするか、この三策について師通の意見を求められたものであらう。新立莊園停止の令は延喜以後幾度繰返されても常に莊園の相次いで起つて來るのは如何せむ事實である。而してそれには政府の失政も亦其責任の一半を負はねばならぬ。然るに後世になつて莊園を整理するのに、餘り古きに遡つて、既に相當の歲月を経て不輸其他の特典が慣行となつてゐるものを急に廢せんとすれば、却て事態を紛糾せしめて整理の成績を擧ぐるに困難となるであらうと思ふ。この點から考へれば、莊園を整理せんとするのに、新立莊園として劃すべき時期を定むることは重要な問題となるのである。右の三策について、延久元年は寛徳二年以後二十四年になり、寛治七年はまた延久元年以後二十四年に當るから、このとき延久以後の新立莊園を停止せんとしたのは、後三條

天皇が寛徳二年以後の莊園を停止せんとしたのと相當り、且つ延久の整理は莊園の整理に一段落を著けたもので、其整理の方針は應徳元年なほ「新制官符」として上下の耳目に熟してゐたのであるから、東大寺文書延久以後の莊園を整理することは最も善く其時期を擇び得たものであらうと思ふ。然るに堀河天皇の踐祚以後の僅に七八年の間に新に起つて、莊園だけを停止せんとするのでは、整理の範圍を餘りに縮小するものゝやうに思はるゝが、これより先き天喜三年に後冷泉天皇が踐祚以後の新立莊園を停止した先例があり、これより後、保元元年に後白河天皇が踐祚以來の新立莊園を停止する例もあれば、或は先朝の政治を改むることを憚られた理由に依るものであらうと思ふ。

白河上皇の莊園整理の思召は、このとき實現せられなかつたものと見えて、翌嘉保元年四月美作守基隆が新立莊園停止の勅の降下を申請したことが中右記に見える。寛治七年より六年を経て承徳三（康和元）年五月二日新立莊園停止の宣旨が出てゐるが、これを載する師通記の文が簡單で、何年以後の新立莊園を停止せんとしたものか知るを得ない。然るに同年十一月東寺から丹波守高階爲章が寺領大山莊を收公するを訴へ、東寺百合文書之部翌二年三月再び爲章の論旨を辯駁して上つた解狀に、大山莊の停止の事を陳べて、「當國司爲章朝臣、猥因_レ准寛徳二年以後新立莊園、不_レ辨_二古今理非_一致_二收公_一、無_二其謂_一」同上といつてある。これによつて見るに、承徳三年五月の宣旨は、延久よりも更に遡つて寛徳二年以後の新立莊園を整理せんとしたものであることは疑を容れない。寛徳二

年は康和元年を去る實に五十四年の昔である。故に此方針によつて新立莊園を整理せんとすれば、其の延久以上の大事業たることは明瞭であるが、天皇にも上皇にも莊園の整理について後三條天皇ほどの御決心のあつたやうにも思はれず、また延久の記録所のやうな機關も設立せられなかつた。然らば當時其局に當るものゝ間に、眞面目にこの宣旨を奉じて新立莊園を整理せんとするものが幾人あつたか疑はざるを得ない。併しながら政府の寛徳以後の新立莊園を停止するといふ方針は、この間に漸く一定して動すべからざるものとなつた。大治二年五月の官符に「寛徳二年以後新立莊園可_二停止_一之狀、前格後符嚴制連綿」とあり、淡路守平實親から之を厲行するために官使を遣はされむことを申請したことが弘安十年七月十三日條勅見える。大治二年は崇徳天皇の御代で、康和元年よりは二十八年、寛徳二年よりは八十二年に當る。また長寛元年明法博士中原業倫の勘文（長寛勘文と云ふ）には、甲斐守藤原忠重の目代中原清弘が甲斐に下るとき寛徳以後の新立莊園を停止すべき宣旨があつたので、これによつて清弘が熊野社領八代莊を停止せんとしたことを載せてゐる。長寛元年は二條天皇の御代で、寛徳二年を去る實に百十三年の後である。立莊の初めに遡れば不正の點があつたにもせよ、百年以上も傳來の特典を急に停止することは容易に出来るものではない。而かも中央の大官から地方の國司に至るまで國事を憂ふるものゝ少い當代に於て、これを彼等に望むことは全く木に縁つて魚を求むるが如き類である。徒法空文は平安朝の法制に附いて纏はる現象である

が、新立莊園停止の宣旨も亦一片の形式的辭令となつて、宣旨に伴ふ政治上の威信は全く缺けてしまつた。右勘文の中に清弘の語として左の文言がある。

清弘申云、件莊〇八代莊停廢事、清弘承目代罷下之時、寛徳新立莊可停廢之由宣旨候志加申國司云、此宣旨波常事候、一定可停廢之由注進、可令蒙重御定給之由波申國司候畢、其後罷下候天、自國又度々申上候志加可停廢之由被注下候天消息仁、八代莊波被注入天候、

寛徳以後新立莊園停止の宣旨はあるが、これは「常事候」と云ひ棄て、注意を拂はず、本當に停廢すべき莊園は、清弘が甲斐國に行つて善く調べた上、守忠重に注進して決裁を求めようといふので、これによつて新立莊園停止の宣旨が如何に地方官によつて取扱はれてをたかかわかる。それ故、この頃になつては此の如き宣旨が如何に多く出ても、これによつて到底莊園整理の效を期することは出来ないのであるが、それにも拘らず、政府は常にこの原則を維持して寛徳以後の莊園を整理することを諸國に令してゐたのである。

六 莊園新立の概観

延喜以降政府の新立莊園の停止に努むること既に此の如くであるが、それにも拘らず、院政時代

に於て莊園は益々多くなつたのである。其の多くなつた経路を概観すれば、この時代新に莊園を起す主なる勢力となつたものは寺社、貴族、國司の三で、莊園が一の特典を得れば、更に附近の公田を籠作して其特典をこれに及ぼさむとするので、莊園はこれによつて一層擴張せられたのである。而かも莊園の新立又は擴大の基礎となつたものは、本來の土地の所有者（本領主）が其土地について權門勢家の保護を求め、或は莊園の特典に與からむとする目的を以て、其土地の收入の一部を權門勢家に與へて本所又は領家とし、自ら莊司として管理の實權を握り、兩者の間に生じた莊園組織の關係である。もつともこれ等のことは院政時代に始まつたことではなく、延喜以降常に行はれてをたつたことであるが、その史料の多く見らるゝのはこの時代であるから、便宜上こゝに併せ述べることにする。

當時の社寺又は神人僧侶は汲々として世俗的利益を求めむことを圖り、其利益を擁護し或は往々其非望を遂ぐるために、僧兵の如きものをも養成してをたつた。また當時の人々が貴賤上下となく神佛の信仰の篤いところから、社寺はこれを利用して容易に其欲望を達することが出来たのである。國司頼隆が夢想の告げによつて河内國譽田山陵三味田の租税を免除したことは第四節に述べたが、寛治四年七月、堀河天皇は御夢の中に賀茂神社の神税の足らざることを神から御告げがあつたと申し、不輪田六百餘町を賀茂上下社に寄進した上に、御厨を諸國に分置したことが百練抄に見える。

諸國の御厨は、延喜二年には莊園整理の一方針として廢せられたのであるが、この時には一の御夢想によつて置かれたのである。それ故、當時社寺から莊園の不輸其他の特典を申請した文書を見れば、殆ど皆同工異曲で、極力文章を飾立て、社寺の靈驗を説き執政者の感情に訴へむとしたものである。随つて社寺の莊園には由緒の曖昧なものも多かつたのであらうが、信仰上の關係から、これを整理することは甚だ困難であつた。元永二年五月、伊賀國司が春日神社の社領を新立莊園として停廢せむとしたとき、攝政藤原忠實は、その中の壬生野莊は、嘗て國司孝清がこれを停廢せんとしたとき、其家に病人が出た例があり、神慮の程畏るべしといつて、其停止を許さなかつたことがある。中右記殊に興福寺は藤原氏の氏寺として、朝臣の大多數の信仰を支配してゐたから、其勢力最も盛で、大和一國は悉く其領地であるといつて國司の檢注を許さず、政府が官使を遣はして強ひて執行せむとすれば、公卿の中にこれを不服とするものゝあつたことが中右記保延元年九月六日條に見え、また元永元年八月、頭辨顯隆が興福寺領について訴へ出たとき、關白忠實は「凡御寺事、伴人あしさまに奏之由歟、氏人如此訴申條、尤不便也」といふ非難を顯隆に加へた。殿天養元年九月、攝政忠通が其近臣源清忠を大和守として國內の田地に檢注を加へむとしたときも、興福寺の衆徒等蜂起してこれを沮み、國使の下向を邀へて戰ふことを決心し、戰敗るれば寺内に放火せんとしたので、忠通も翌久安元年正月清忠を石見守に轉任せしめて、衆徒の怒を宥めざるを得なかつた。合記

次に莊園新立の勢力として、中央の政權に關係するところの最も深い、延喜二年の官符の所謂諸院諸宮權門勢力を考へて見よう。院政時代に於ける藤原氏の勢力は大に衰へて、御堂關白時代の隆盛は昔物語となつてしまつたけれども、それでもなほ攝政關白として百官を威壓し、廟議を動かすだけの力はあつた。それで諸國の人民が其土地を藤原氏に寄進して藤原氏を本所と仰ぎ、其庇護に與からむとしたものゝ多かつたことは、當時といへども異なるところがなかつた。元永二年關白忠實が上野國に於て新に五千町の莊園を起さむとして、上野國司に命ずる所があつたが、其莊園はやはり不輸の莊園であつたと見え、國司はこれによつて上野から進ずべき齋院禊祭料の紅花を進ずるを得なくなるので、其事情を具申して院廳の指令を請うた。白河法皇もさすがに驚かせられ、「縦雖山川藪澤、一國之中及五千町、甚不便也」と申して、忠實の反省を求められたので、忠實も中止することにしたが、そのとき忠實は自ら辯疏して「只如此莊園、以人寄爲家領也」といつたことが中右記に見えるが、頼通が後三條天皇に申上げたといふ愚管抄中の言葉を参照すれば、それも強ち口實ばかりはあるまい。而してその間に不正の授受の行はれたことも想像せられよう。同じく中右記大治五年八月の條に、越中權守雅光が新莊を忠實に寄進し、忠實はこれを受けて政所下文を出したが、中右記に其事を記して、「其間此新庄牢籠出來歟」といひ、其土地について問題が起つたのを、雅光は忠實の庇護によつて解決せんとしたものゝ如く思はるゝ。而かも莊司爲

遠は新莊は六十町なりといつたが、忠實は在廳官人の申狀に據つて九十餘町としてしまつた。

藤原氏が一方に於て新立莊園を整理すると共に、一方に於て自ら新に莊園を立て、いつたと同じく、白河、鳥羽、後白河三代の院政の下に、新立莊園停止の宣旨は屢々出たが、その間に於て上皇御自身のために立てらるゝ莊園も少なからず、租税官物免除の院廳下文は相次いで出てをつた。これ等の莊園は上皇から後に女院其他の皇族に御讓與になられて不輸其他の特典を繼續せしめられたので、永治元年三月鳥羽上皇が御出家なされ、御領の中から美福門院のために九箇所、八條院のために十三箇所の莊園を御處分になられ、同年八月これ等の莊園に對して國郡の課役を免除する宣旨があつた。百練抄而して女院の御領は更に相續其他の關係によつて外戚の權門の所領となつたので、例へば嘉承元年十二月藤原忠實が故高倉宮の家地莊園を家領となすべき宣旨を賜はりしが如き是れである。殿解高倉宮は後朱雀天皇の皇女祐子内親王で、御母中宮姫子は關白頼通の養女である。此の如く初め皇室の御料として起された莊園でも、後に藤原氏其他の貴族がこれを領し、其の特典を繼續するものは極めて多かつたやうに思ふ。

またこの時代皇室には佛教に對して熱心なる御信仰を懐かせられたが、そのために生ずる不輸の莊園も多かつた。高野山領紀伊國神野眞國莊は康治元年十一月藤原成通が領家として預所補任の權利を保留して鳥羽法皇に獻じたものである。これによつて同莊は十二月院廳下文を以て不輸租とな

つたが、院領としての収入である年貢米十石は、寄進の當初から法皇萬歳の寶算を祈り奉るために高野山に送られたのである。高野山文書又續寶簡集八十七莊園の濫興其他の理由によつて財政難に苦しんでゐた政府

は、賣官によつて臨時に必要な經費を調達した。これを成功といふ。その成功の名によつて不輸の特典を興へらるゝ莊園もあつた。蓮華王院領但馬國溫泉莊の如きは其一例で、同莊は長寛年中領家法橋聖顯が鐘樓一字造進の功によつて莊號を稱するやうになつたものである。高山寺文書皇室の御信仰

によつて六勝寺以下多くの寺院が新に建てられたが、寺が出来れば其維持費に充てるためにまた寺領を御寄進にならなければならなかつた。奈良朝から平安朝初期までは、寺領の寄進は直ちに田畠若しくは開墾地を以てせられたが、莊園が廣く行はるゝやうになつてからは、必ずしも土地そのものを以てせず、寧ろ多くの場合に於て、其寺院のために特に莊園を募つて寺領とし、其莊園の本家としての収入を寺院に納れしめた。越前國牛原莊の本領主は東大寺五師忠範といふものであつた。

白河法皇が中宮藤原賢子のために醍醐に圓光院を建て、中宮の御父六條右大臣顯房をして其寺領を募らしめたと、忠範からその地を顯房に寄進して應徳三年勅免を得たのであるが、忠範は下司職として牛原莊管理の實權を握つてゐた。同莊の面積として醍醐寺雜事記に擧ぐるところは（長承二年の立券に據るものと思はれる）、北莊百六十九町二段百四十歩、南莊百九十町九段七十歩、圓光院家領五十九町三段二百五十五歩、莊林四十町八段四十歩で、合計約四百六十町に達する。肥後國山鹿

莊の本領主は壹岐守能高といひ、出羽權守能輔は其子である。能輔初めこれを六條院宣旨に寄進し、六條院宣旨から更に白河法皇にこれを獻じて院廳下文を賜はり、山鹿莊は不輸の莊園となつたが、能輔は其下司職となつてこれを子孫に傳へることにした。然るに法皇が郁芳門院のために無量光院を建て、其寺領を募られたとき、法皇より其本家職を無量光院に御施入になつた。山鹿莊は天承元年の檢注には千二百五十六町餘であつたが、後、久安元年これを無量光院方と孔雀明王堂方に二分した時には、無量光院方は田七百町、畠二百餘町、孔雀明王堂方は田五百町、畠二百餘町、合計田畠千六百町餘になつてゐた。醍醐寺雜事記。此の如く寺院の建てらるゝ毎に、新に不輸の莊園が起り、或は法皇の院領として不輸の莊園であつたものが轉じて寺領となつてゆくのであるから、當時皇室の御信仰が國家の財政の上に非常なる禍を爲してをつたことは疑ふべからざることである。

また莊園新立の一勢力として特に注意を惹くものは女院の勢力である。高野山領紀伊國荒川莊は、美福門院が鳥羽法皇の御菩提のために平治元年高野山に寄進して官省符を申請し、其收入を以て毎年の御忌辰に一切經會を修むることにし、高野山文書寶簡集二十五、平政子なるものは安元元年其所領肥前國松浦莊を建春門院に寄進して不輸の特典を給はつた。東寺百合文書之部。女院の勢力は更に女院にかしづく院の女房をして權勢を振はしむるに至り、源師時をして「近日七道諸國、門々戸々莊園領地、彼院賢門女房侍等觸縁尋便、不謂理非事由、皆所々押領也、天下歎及千萬人」と歎長秋記大治四年三月廿三日條と歎

ぜしめた。それ故に地方の人民には、これ等の女房に其所領を寄進して所謂御威勢を募らむとするものが多かつた。東寺の莊園によつてこれを見るも、山城國上桂莊は玉手則光が長徳三年九月中司職を保留して□坊大納言局に寄進したるもの、丹後國大内郷吉園庄は壽永三年四月平辰清が地頭職を保留して八條院女房辨局に寄進したるものであり、播磨國久富保は保延二年二月の院廳牒狀によつて翌年十月檢注を行ひ立券莊號されたものであるが、其相傳は女房二條局、美福門院、伯耆局となつてゐる。また大和國檜牧莊は、大夫局の押領を避けんがために、本領主平守遠から教覺僧都に屬して福勝院領としたが、保元年間教覺が勅勅を蒙るに及んで、終に大夫局に押領されたといふことである。

次に國司は前節に述ぶる如く、莊園の興廢は殆ど彼等の掌中に在つたといつてもいゝ程であるから、彼等の手によつて起さるゝ新立莊園は甚だ多かつたのである。寛治七年三月政府に莊園整理の議が起つたとき、藤原師通は當時の新立莊園の多くを以て「國司密々皆實所被立也」といひ、師通保延元年八月内大臣宗忠の奏狀に、或は「諸國宰吏停往古之神社佛寺領、新立權門勢家之庄」といひ、中右記また保元元年閏九月の宣旨に社寺及び院宮諸家の莊園新立の狀を述べて、「或語取國判、或稱傳公驗、不經官奏、恣立莊園」といひ、或は「以在廳官人郡司百姓補庄官定寄人、恣募名田、遁避課役」といふもの、兵衛記皆これ國司と新立莊園との關係を證するものであ

る。この點については後段更に委しく述ぶる所を参照せられむことを請ふ。

此の如くして寺社、院宮諸家、國司等互に莊園を起し、そのため諸國の租税を納むべき公田は次第に減少し、終にはこれ等不輸の莊園が公田よりも多く、公田が一國の四分の一乃至三分の一になつてしまつたといふ處も二三ではなかつた。併しながら斯くなるまでには、單に莊園の數が多くなつたばかりでなく、各莊園がまた其範圍を擴張してゆく傾向があつたからである。其方法として、國司を買収するもあれば、曖昧な文書や先例を根據としてこれを認めしめむとするものもあり、或は隨意に四至の榜示を立て替へ、國使官使の臨檢してこれを改めしめむとすれば、暴力に訴へて逐ひ拂ふといふやうなこともあつた。中右記元永元年八月の條に、治部卿源能俊が美濃國彈正莊を白河法皇に獻じ、法皇から院廳下文を以て立券せしむるに際し、他の人々の所領數百町を併せてをたつたことが發見されて、それ等の所領を除き改めて榜示を打たしめたといふことがある。また同九月の條に據れば、仁和寺宮領阿波國篠田莊はもと冷泉院の莊園で免田十一町に過ぎなかつたが、次第相傳の上、二條關白(教通)に寄進の時には三十七町の免田となり、代々の國司がこれによつて租税を免除してゐたが、同莊が仁和寺宮に屬し、天永元年九月院廳下文によつて立券の時には田畠山野千五百町の大莊園となつたといふことである。

一つの莊園が其範圍を擴張する最も普通の方法は、買収、寄進、其他によつて隣接の公田を併合

し、莊民をしてこれを耕作せしめ、或は公領の人民を莊民として漸次に其勢力を擴張するのである。これを出作とも、籠作ともいつたが、この場合、其土地は不輸になつたわけでないから、公田として一定の租税を納めなければならなかつた。これを加納といつた。出作の一例として東大寺領伊賀國黒田莊を擧げる。東大寺文書、應保二年五月二十二日の官宣旨に引くところの伊賀守源長定の奏狀にこれを述べて「田莊伴庄○黒本田廿五町八段百八十步是也、以○名大河○張川爲境、河以西所謂本免也、河以東往古國領也、而近代募○彼權勢、河以東押○作數百町公田○號○出作、掠○數百家公民○稱○作人、因○茲代代國司注○子細○經○奏聞之日、每任被○下○宣旨、或以○使廳使○令○追○却張本之輩、或遣○官使○被○停○廢押領之地」といつてある。其の河以東數百町の公田を押作すると稱するのは、安元元年閏九月の伊賀國在廳官人等の解狀に、「右謹檢○舊記、名張郡内東大寺之本免者廿五町八段半也、其殘本公田二十餘町、築瀬保七十餘町、黒田出作田百七十餘町、薦生出作田三十餘町、圖帳明白也」とあるによつて見れば、黒田出作田だけをいつたものとすれば誇張したわけである。而して天養元年の鳥羽院廳下文は、莊民の公田を耕作するものと公領に居住するものとの負擔につき、「庄内百姓等於耕○作公田○號○出作者、令○辨○濟段別三斗官物於○國庫、令○勤○仕雜役於○庄家、居○住公領、而於○令○耕○作公田○之輩者、令○辨○濟段別三斗官物於○官庫、可○令○勤○仕國役」と定め、その何れにしても共に公田を耕作するものであるから、段別三斗の租税を納付することは莊民公民共に同

じく、たゞ雑役に於て、出作の荘民は東大寺の雑役を勤仕し、公領居住の人民は國役を勤仕する區別を設けたのである。もつとも、この區別は天養元年以前の事例に於ても認むることの出来ることろで、院廳下文は從來出作の田畠に行はれてをつた慣例を確實にしたに過ぎない。即ち嘉保三年五月國司は官使惟清に對し、黒田莊の出作畠の地子は國司の知行するところにあらずといひ、出作の荘民が官使のために其雜物を押領せらるゝに同情して、若し事實であるならば返却すべきことを要求した例もあれば、また永久三年三月東大寺は黒田莊民に對して、「雖居住公郷、爲雜役免無_レ動_レ國役之例」といひ、大佛殿修造のために人夫として徵發せらるゝとも、これに應ずべからざることを命じた例もある。併し天養元年の院廳下文のあつた後に於ても、東大寺は莊司莊民を指揮してこれ等の公田を掠領せんとし、公領の人民もこれに應じて國役を勤仕せず、或は租税を怠納し、或は税率を輕減せんことを申請したりなどするうちに、黒田莊預所僧覺仁は國司交替の期に乗じ、三百餘人の軍兵を率ゐて築瀨保に亂入し、保司俊方を逐出すといふ椿事も出来た。東大寺は公領の段別三斗の官物をも寺の收入としようと畫策し、別當顯惠法印は、國司の交替に乗じて、前司に贖勞料を納れて收納使補任の應宣を受け、これを證文として公田出作田の官物を掠領し、百僧の供米料に充て、しまつた。こゝに於て在廳官人は、「毎任之國司令賣買國領者、向後以何計可備償諸濟物哉、不_レ恐_レ朝威事、取_レ喻_レ无_レ物」といつて、これを政府に具申し、政府から國領た

るべき宣旨があつたが、それにも拘らず、別當顯惠は檢注の使者を郡内に遣はし、人民の反抗するものがあればこれに暴力を加へて威嚇し、收納使を入れて築瀨保の所當官物の寺納を畢つた。その後へ官物收納の爲めに築瀨薦生の兩村へ入つた國使は、今年より件の官物は東大寺へ納むる由、莊司からいはれて逐還されたので、在廳官人が其の不當の子細を述べて國裁を申請したが、安元年閏九月の解狀である。その後も東大寺と國司との間には黒田莊の出作領について争論があつたが、東大寺要録はこれによつて顯惠の功を特筆し、「承安四年黒田出作新庄申成院廳御下文、施入學生供了」としてゐる。

此の如く加納出作の盛に行はれ、容易に公田を蠶食することの出来たのは、公私の田地或は甲乙の所有地が犬牙錯綜せるにも拘らず、其所有權を確實にすべき方法が當時不完全であつたからである。長保四年二月勘濟使高田福忠等の勘文東寺百合文書ト之部には、「抑有_レ諸國諸寺并權門勢家庄園、又其四至之内、公私田畠巨多也、雖_レ然依_レ各公驗領掌色也、而不_レ辨_レ是非、奪妨之理未_レ聞」といひ、公私所有權の錯綜を認めながら、公驗によつて領掌すべきを説き、所有權を侵害すべからざることを明言してゐるが、當時土地の調査の不完全なるため所有權の歸するところ明かならず訴訟となることは、この時代の文書に屢々見るところの事實である。承和十二年九月の民部省符東寺文書に據るに、東寺は伊勢國に於て大國川合の兩莊を領してゐたが、大國莊内には公田と莊田と相交はるため毎年

爭論を生ずるので、承和二年宣旨によつて大國莊内の公田を以て川合莊内の莊田と交換して、大國莊内の田地をすべて莊園と爲し、即ち「圓田一處」として、初めて爭論の憂を除くことが出来たといふことがある。土地の制度が確立せず、調査が不充分なるために疑問を生ずることは、律令の制度がなほよく行はれてゐた平安朝初期に於て既に此の如き例があるのである。後、寛平七年、東大寺から大國川合の兩莊は布勢内親王から東大寺に施入せられたものであるといひ、東寺と東大寺との間に訴訟の起つたとき、政府は兩莊に關する書類を伊勢國に徴したが、國司は貞觀十六年の暴風雨によつて廳舎の顛倒した爲め、保存の書類は多く腐損或は散逸して、これを判断すべき文書がないといふことであつた。それで政府は民部省の田籍について調査したところが、承和九年の田圖には内親王の田地百八十四町三段餘の中、東大寺領になつてゐるものは僅に四町で、其他は悉く東寺領になつてをり、嘉祥二年の田圖には東寺領が四町で、殘餘が悉く東大寺領となつてゐるので、兩圖の示すところは正反對である。延長七年七月の勘文東寺百合文書之部は、東寺が八十九年來領掌の事實に基づき、且つ田圖に東大寺とあるのは、「此等寺北京大寺也、故世人稱訓者、皆云東之大寺加」〔大カ〕故非稱南京東大寺」といふ解釋を採つて東大寺の抗議を斥けたが、これを事實とすれば、最も正確を期すべき民部省の田籍に、東寺の所領を注するに、奈良の東大寺と混同することは直ちに氣の附く筈である「東大寺」の三字を以てしたことは疎漫の甚だしきものといはねばならぬ。ま

た大國川合兩莊に近く、同じく多氣飯野兩郡の中に於て、貞觀五年九月秀良親王の莊園が成願寺に施入になつたが、永承年間成願寺が川合莊の内十五町の地を寺領と稱して勝示を立てたことに始まり、東寺と成願寺の間に寺領の爭論が起り、康和元年に至るまで五十年を費してなほ解決が著かなかつた。東寺百合文書京之部院政時代に於ては、莊園相互の爭論のみならず、莊園と國司との間にも爭論が絶えなかつたが、地方政治は紊亂の極に達して田籍の作成保存なども殆ど既に廢絶してゐたのであるから、國司が新立莊園停止の宣旨に藉口して、正當なる手續によつて設定せられた莊園の特典を侵さんとし、莊園の領主が加納出作の公田を併合せんとするにしても、政府で正確なる判断を下すことは困難であつた。不輸の莊園の激増には、かやうなことも有力な一原因であつた。

莊園の組織に於て最高の地位に在り、名義上其莊園を代表するものを本家又は本所といひ、本家に次ぐものを領家といふ。本家領家の補任に依り、本所領家に代つて莊園の事務を處理するものを預所といひ、其指揮を受けて莊園の事務を執るものを莊司又は莊官といひ、莊司に下司、地頭、田所、公文、案主等の別がある。また下司に對して中司といふものが東寺百合文書之部長徳三年玉手則光等寄進狀に見えてゐる。本家以下皆其莊園から一定の收入を受けられてゐた、これを得分といふ。莊司の管理の下に農耕其他莊園の雜務に服するものが寄人、作手、百姓、住人などと稱せられた。貴族寺社が諸國に有する莊園の多くは彼等が自らの經營に依つて開墾したのではなく、開墾者又は其子孫（これ

を本領主又は地主といふから、外部に對して其土地の利益を保護する契約の下に寄進を受けたものである。それ故、本所領家が莊園から受くる得分は豫め其寄進契約によつて一定するのであるが、その他にも莊園の慣行によつて本所領家の莊園から得るところの収益があつたから、其全収益は必ずしも其契約によつて限定されたものではなかつた。また土地を寄進するものは、寄進と共に莊園中の或地位を、即ち領家、預所、地頭、下司等の地位を自己及び子孫のために保留するのが通例であつたが、其關係は寄進するものと、これを受くるものとの間に存する社會的地位勢力の懸隔に應じて自ら定まつてゐたやうである。最も微力なものにあつては單に作手の地位を保留して寄進するに過ぎなかつた。既に一たび寄進の行はれたる後に於ても、更に有力なる保護者を求める必要があれば、其土地について再寄進が行はれ、本領主たる甲が乙に寄進し、乙が更に丙に寄進して、丙は本所、乙は領家、甲は預所、地頭、下司といふやうな關係を生じた。其一二の例を擧ぐれば、丹後國大内郷吉園莊はもと平辰清の相傳の私領であつたが、壽永三年四月辰清から「爲_レ募_二御勢_一」に八條院女房辨局へ寄進し、辰清は其地頭職を保留して、「於_二地頭職_一者、以_二辰清子々孫々_一可_レ令_二補任_一、但雖_二子孫_一不_レ傳_二處分_一者不_レ可_レ爲_二其職_一」といふことを條件とした。然るに文治二年十月辨局は更に「爲_レ斷_二後代牢籠_一」に其本家職を八條院に寄進したが、その際辨局は預所職を保留し、八條院に對して「稱_レ有_二由緒_一、被_レ成_二其煩_一者、更非_二寄進之限_一、依_レ申請_二可_レ令_二子孫相傳_一」といふ

ことを申入れた。東寺百合文書本之部また肥後國鹿子木莊は沙彌壽妙の開墾した土地で、其子孫の高方なるものが應徳三年國司の壓迫を免るゝためにこれを大貳藤原實政に寄進して領家と爲し、高方は地頭預所職を子孫に傳ふることにした。實政はこれによつて鹿子木莊の領家となると共に、高方に對して「於_二預所職并庄務領掌_一者、一向高方末流可_レ進退、若背_二此義_一者、我末流不_レ可_レ爲_二領家_一」といふ一札を高方に與へた。領家としての實政の得分は年貢四百石であつたが、實政の後裔願西に至つて領家として國司の押妨を抑止する力がなかつたので、領家の得分の中から二百石を割いて高陽院内親王に寄進し、内親王薨去の後は勝功德院に寄進し、後また美福門院の御計らひによつて御室に寄進することになつた。是れ即ち鹿子木莊の本所である。東寺百合文書之本部、レ之部

此の如く寄進に寄進を重ね、層々相累つて、社寺院宮攝關其他の有力なる貴族は本所領家としてこれを代表する地位にあつても、其収益は一定の得分に限られ、且つ莊務領掌の實權も本領主に在りとするれば、本所の莊園内に於ける勢力は表面的のものゝやうに思はれるが、本所領家の政治的社會的勢力は自ら莊園の内部に反映し、本領主の確保した利益も本所領家のために侵害さるゝことも多かつたではなからうか。前記辨局の寄進狀に「稱_レ有_二由緒_一、被_レ成_二其煩_一者、非_二寄進之限_一」といふのも、本所の動もすれば其勢力に任せて寄進の條件を守らないやうな傾向のあつたからとも考へられる。東大寺文書、大治元年十一月東大寺の愁狀に「於_二不_レ背_二本家_一者、任_レ不_レ妨_二傳領_一、至_二子